

2. 経営力の強化

(1) リスク管理態勢の充実

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
みちのく	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理の高度化に向けて、人材育成、データ整備、規程整備を図り、平成18年度中に、新規制の試行開始が実施できるよう、パーゼル に対応するリスク管理態勢を構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パーゼル 対応のため、行内ワーキンググループ組成関連する部署から人材を募り、組織横断的に対応する。 ・コンサルティングの活用検討 ・人材育成とともに、リスク管理の高度化を図る。 ・リスク計量化関連システム導入ならびに態勢整備 ・パーゼル 導入に向け、データ整備、規程整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・17年8月にパーゼル 対応のワーキンググループ組成 ・同年10月にシステムおよびコンサルティング導入を決定 ・18年4月に信用リスク管理システム（リスク・アセット額算出システム）を導入 ・18年8月から住宅ローン担保情報の整備作業（データベース化）開始 ・18年10月に「自己資本管理規程」を制定 ・18年12月末データにてリスク・アセット額を算出 ・18年12月に金利計測システムを試行運用 ・19年3月に「信用リスク・アセット算出基準書」の策定を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク・アセット額算出および金利計測を実施し、定量面では準備が整ったと認識している。 ・今後の課題としては定性面、特に第3の柱対応であると史料しており、第一、第二の柱を適切に対応することで、情報開示を適正に行っていく方針である。
東北	<ul style="list-style-type: none"> ・パーゼル （新しい自己資本比率規制）による自己資本比率算出の態勢整備に取り組む。 ・リスク量の精緻化を図り、経営体力のバランスを考慮したリスク管理の高度化に取り組む。 ・適切な情報開示への態勢整備に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己資本比率の算出方法の精緻化 ・ワーキンググループを設置し、現状分析と対応範囲の整理。 ・算出基礎となるデータの整備 ・リスクアセット算出に関わるシステム開発 ・算出データの検証体制の整備 ・リスク管理の高度化 ・システム対応によりリスク量算出の精緻化を図る。 ・リスク管理態勢（ALMを含む）の見直しを行い、経営体力、業務計画等を勘案し、リスクテイクを適正規模に調整できる態勢を構築する。 ・リスク管理の態勢強化に向け、関連規定、管理手続等について見直しを行う。 ・情報開示の拡充 ・リスク量算出手法等、情報開示の拡充に伴う内部管理プロセスの整備と、開示内容の適正を検証する体制を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パーゼル （新しい自己資本比率規制）への対応では、関係各部署で横断的に協議するワーキンググループ（WG）を平成17年4月に設置し、同WGの検討内容を踏まえパーゼル への対応方針を決定した。また、パーゼル で定める自己資本比率の算出方法に対応するため、自己資本比率算出システムの開発に着手し、平成18年12月までの試験稼働とデータ検証を経て、自己資本比率算出に関わる態勢（規定整備含む）を整備した。 ・リスク管理の高度化対応として市場リスクにおいては、リスク量算出の精緻化に向けた新ALMシステムを構築し、平成17年10月より稼働を開始した。リスク量については、過去データの蓄積と算出リスク量の検証、関連規定の整備を行い、平成18年4月より本格的な運用を開始した。一方信用リスクでは、新システム「CRITS」へ更改し、平成17年9月末より運用を開始した。各システムから取得できるリスク管理指標、分析内容については、平成17年10月以降、ALM委員会等で活用している。 ・開示情報に関する項目や内容について検討を開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パーゼル （新しい自己資本比率規制）への対応では、自己資本比率算出システムを構築し、自己資本比率算出に関わる態勢（規定整備含む）を整えることができた。今後は、整備した態勢の安定運用と、パーゼル で示される情報開示への拡充に向けた態勢整備が必要と捉える。 ・リスク管理の高度化では、各種新システムの稼働により、リスク量の算出を高度化、精緻化することができた。今後は、各リスク管理システムを活用したリスク管理手法の更なる向上に取り組む必要があると捉える。
山形	<ul style="list-style-type: none"> 1.パーゼル への対応に万全を期し各種リスクの管理手法の高度化を図るとともに、リスク管理態勢の一層の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 1.パーゼル に対応した自己資本比率の算定方法を確立する。 2.より高度なリスク計測手法への移行に向けた準備を行う。 3.金利リスクへの対応や情報開示の拡充に係る態勢整備等、「第二・第三の柱」への対応を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 1.信用リスク算定方法やシステム整備の対応方針を決定し、プロジェクト体制で具体的作業を実施した。 2.パーゼル に対応した自己資本比率算定に向け、業務要件定義、システム要件定義を策定しシステム開発を実施した。 3.パーゼル に対応した自己資本比率算定に向け、システム構築、総合テストを実施した。 4.外部機関のコンサルティングを受け、内部格付手法「最低要件」を踏まえた、当行の格付制度全般に係る差異分析を実施した。 5.「信用リスク情報統合システム」のデータ蓄積は18年12月まで完了した。 6.基礎的内部格付手法への移行を見据え、与信企画部に専担者を配置し信用格付制度におけるデフォルト判別力等の分析・検証作業を実施した。 7.パーゼル に基づき、18年9月中旬間における自己資本比率の試算を実施した。 8.「自己資本比率算定基準」および「信用リスク計測取扱要領」を策定した。 9.19年3月期からの標準的手法による自己資本比率算定に向けた態勢整備・システム対応を完了した。 10.金利リスクへの対応の一環として、「内部管理上のモデルによる試算も含めた複数の手法により金利リスク量を計測し、影響を比較・分析した。 11.外部セミナー等に参加し、オペリスクの計量化手法について情報を収集した。 12.統合的リスク管理態勢の強化に向け、リスク統括室の新設を検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> 1.パーゼル に対応した自己資本比率算定に係る態勢整備、システム対応については、スケジュールどおりに完了した。 2.パーゼル 開始当初は標準的手法による自己資本比率算定を行うが、基礎的内部格付手法への移行を見据え、信用格付制度改定等の態勢整備を進めるとともに、パラメーター推計のための蓄積データ検討等に着手する。 3.金利リスクへの対応については、内部管理上の考え方や計測手法、「コア預金」の定義付け等を確立し、先進的な金利リスク管理手法を行う。

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
関東つくば	適切な自己査定および償却引当の確保 ・「金融検査マニュアル」「自己査定規程・基準」の理解、および研修等を通じた自己査定の更なる理解により、自己査定精度の向上を図っていく。 ・合理的な担保評価方法、および評価精度の検証により、適切な償却・引当を実施していく。	・適時適切な規程・基準の改正および運用 ・「格付・自己査定システム」の導入 ・通年自己査定体制への移行、定着 ・自己査定研修の継続実施 ・不動産担保評価システムのバージョンアップ ・不動産簡易鑑定評価物件の処分実績データの蓄積・検証	・自己査定研修、トレーナーを継続して実施した。 ・「格付・自己査定システム」を18年9月全店稼働し、通年自己査定体制に移行した。 ・適切な担保評価を行うために「不動産担保評価システム」を新機種に変更した。 ・担保評価データの整備および処分実績データの蓄積・検証を継続実施した。 ・18年7月、自己査定における牽制機能を強化するため、融資部から「資産査定室」を分離独立させた。 ・担保評価については18年下期自己査定からK P R評価に統一し移行手続中。 ・「格付・自己査定システム」の説明会をブロック毎に実施のほか臨店指導を行った。 ・18年下期自己査定は「格付・自己査定システム」により実施した。	・「格付・自己査定システム」が稼働し、通年自己査定体制に移行した。今後、システムによる信用格付、自己査定作業を早期に定着させていく。 ・通年自己査定体制に移行し適切な自己査定、償却・引当を実施するため、信用リスクデータの精緻化が重要であり整備を継続実施していく。
足利	(1) パーゼルの導入に備えた自己資本比率の算出の精緻化 (2) リスク管理の高度化 (3) 情報開示の拡充	(1) 信用リスクアセット計測手法高度化対応 基礎的的内部格付手法の適用に向けた適切な態勢整備。 (2) 統合リスク管理態勢の整備 リスクに見合う適正な自己資本の確保のため、リスク量算出の精緻化を図り、配賦資本の定義や配賦額のあり方等について組織的な議論を深める。 (3) 適切なディスクロージャーの実施	(1) 信用リスクアセット計測手法高度化対応 ・信用リスクアセット計算システム稼働。 ・信用格付制度改定。 ・パーゼル 基準による信用リスクアセット額計算。 (2) 統合リスク管理態勢の整備 ・モンテカルロシミュレーション法導入（信用リスク計量化）。 ・特別危機管理終了後を展望し、リスク資本制度を継続的改善 ・A L Mシステム更改に向けた業務要件定義実施。 (3) 適切なディスクロージャーの実施	概ね予定どおり進捗している。今後の課題は以下のとおり。 (1) 信用リスクアセット計測手法高度化対応 データ蓄積、信用格付制度の検証を実施し態勢整備を図る。 (2) 統合リスク管理態勢の整備 リスク資本制度の継続的な改善を行い、特別危機管理終了後の経営管理への活用し耐えうる管理態勢を早期に構築する。 (3) パーゼル 第3の柱対応した適切な開示の実施。
千葉興業	自己資本比率の算出方法の精緻化、リスク管理の高度化、情報開示の拡充に係る適切な態勢整備を図る。 新B I S規制に関しては、19年3月末の制度導入当初は信用リスクは「標準的手法」オベリスクは「基礎的手法」からスタートするが、信用リスクについては「標準的手法」から「基礎的的内部格付手法」への移行も視野にいれ、管理態勢の整備を進める。	信用・市場リスク量の精緻化に向けデータの整備・蓄積および外部研修等により内部モデル等を構築しリスク量の精緻化を進め、計測したリスク量等を開示する。 信用リスクの精緻化に対応するための「格付・自己査定システム等」の構築を含め、19年3月末の新B I S規制対応のため、システム・内部管理態勢の整備を図る。	リスク管理態勢の充実に向け、17年10月に統合リスク管理態勢、リスク統括機能の強化を目的にリスク統括部を設置、12月にはリスク管理委員会を設置。 市場・信用リスク量の精緻化に向け、より精緻な計測を開始した。市場リスクに係るV A R計測基準、市場リスクに係るB P V計測基準を制定。その他、信用V A R計測に係る行内データの整備と併せて地銀協信用リスク情報統合システムへの信用リスクデータの蓄積を継続。 信用リスク管理の高度化に関しては、「格付・自己査定システム」について、19年度からの本番稼働に向けた対応を完了した。また、アウトライヤー基準に係るシステム開発を完了し、リスク量計測基準を制定した。	リスク管理高度化の一環として進めている市場リスク量の精緻化に向けた対応は、ほぼ計画どおり進捗。今後、コア預金を考慮したV A Rの計測を検討する他、与信集中リスクとしてストレステスト実施に向けたストレス事象の確定等を進めていく。併せて、信用V A R計測に係る行内データの整備、地銀協信用リスク情報統合システムへの信用リスクデータの蓄積を継続して進めていく。 「格付・自己査定システム」については、4月スタートの準備を完了しており、今後は、システムの稼働状況・定着化をフォローしていく。

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
第四	<p>19年3月期からの新しい自己資本比率規制の導入を契機に、以下に係る適切な態勢を整備する</p> <p>最低所要自己資本比率計算の精緻化</p> <p>「適正自己資本」を確保するための内部管理態勢の構築</p> <p>情報開示の拡充</p>	<p>最低所要自己資本比率計算の精緻化</p> <p>ア．新B I S規制の内部格付手法の要件充足に向けた格付制度の整備</p> <p>イ．「信用リスク管理指針」への記載事項の整理と策定</p> <p>ウ．新B I S規制の信用リスクアセット算出、自己資本比率計算の基盤整備およびシステム構築</p> <p>エ．オペレーショナルリスク管理態勢の構築</p> <p>「適正自己資本」を確保するための内部管理態勢の構築</p> <p>ア．与信集中リスクおよびパンキング勘定における金利リスクの評価・検証・管理態勢の構築</p> <p>イ．経営陣への報告態勢の構築</p> <p>情報開示の拡充</p> <p>・半期・四半期開示に対応する内部態勢構築</p>	<p>最低所要自己資本比率計算の精緻化</p> <p>ア．信用リスク</p> <p>・標準的手法について、課題を抽出し対応（19年3月基準は新B I S規制対応の「自己資本比率計算システム」により標準的手法で計算）。</p> <p>・更なる信用リスク管理高度化に向け内部格付制度を再構築中。内部格付手法の要件充足に関し、「ギャップ分析」を再実施し、分析結果を踏まえ対応中。</p> <p>イ．オペレーショナルリスク</p> <p>・粗利益配分手法の承認を目指し、必要な定性的要件であるオペレーショナル・リスク管理の規程・体制等を順次整備。19年3月、粗利益配分手法採用承認。</p> <p>「適正自己資本」を確保するための内部管理態勢の構築</p> <p>・「個別別与信上限ガイドライン」の運用を開始すると共に、ストレステストを実施し、大口与信集中リスクの管理態勢を整備。</p> <p>・金利リスクの月次計測を継続実施。預貸資金金利リスクの定量リスク（V a R）を統合的評価方法に加えて、月次管理する態勢を整備。</p> <p>情報開示の拡充</p> <p>・情報開示事項の監督指針並びに告示案の整理を行うと共に担当部署を明確化。</p>	<p>最低所要自己資本比率計算の精緻化</p> <p>ア．信用リスク</p> <p>・標準的手法による計算については、システム計測基盤の整備、基準書の制定等について計画的に対応を完了。</p> <p>・内部格付手法の要件充足に関する再分析結果を踏まえた対応計画を策定の上、対応中。新たな内部格付制度を構築し、自己資本計測・信用リスク管理・監査の体制の整備を進める。</p> <p>イ．オペレーショナルリスク</p> <p>・制定した手順に沿った正確かつ円滑な算出。</p> <p>「適正自己資本」を確保するための内部管理態勢の構築</p> <p>・「個別別与信上限ガイドライン」の一層の定量化、ストレステストの継続実施の他、グループ与信管理態勢の整備を行い、大口与信集中リスクの管理態勢の高度化を進める方針。</p> <p>・今後も引き続き、金利リスク計測の高度化を図っていく方針。</p> <p>情報開示の拡充</p> <p>・情報開示に係る態勢面での整備を実施。</p>
北越	<p>・新しい自己資本比率規制への対応を踏まえ、リスク管理手法をさらに高め、資本配賦の最適化を図る。</p> <p>・自己資本比率の算出方法の精緻化、より高度な手法への移行準備。</p> <p>・第2の柱「監督上のプロセス」を視野に入れた市場関連リスク管理の高度化、統合リスク管理の導入、態勢整備。</p> <p>・第3の柱「市場規律」の条件を満たす情報開示の拡充への対応、態勢整備。</p>	<p>新しい自己資本比率規制に対応した算出対応、精緻化</p> <p>・適用当初、信用リスクは標準的手法、オペリスクは基礎的手法。</p> <p>信用リスク管理の高度化</p> <p>・より高度な内部格付手法への移行準備</p> <p>・信用格付制度の高度化</p> <p>・信用リスクデータの蓄積と活用</p> <p>・市場関連リスク管理の高度化</p> <p>市場関連リスク管理の高度化および最適化（リスク制御と収益最大化）</p> <p>・オペレーショナルリスク管理の高度化</p> <p>・より高度な粗利益配分手法への移行準備</p> <p>オペレーショナルリスクの計量化・管理態勢整備に向けた準備</p> <p>・業務効率化、事務プロセスの再構築によるリスクの低減</p> <p>統合リスク管理の導入</p> <p>・経営体力に見合ったリスク制御による健全性確保</p> <p>・部門別収益性・効率性の把握により収益力を向上</p>	<p>統合リスク管理</p> <p>・17年度下期から試行的に開始、18年度上期から実施。</p> <p>信用リスク管理</p> <p>・外部コンサルを導入し、信用リスク管理高度化および新しい自己資本比率規制に向け準備。</p> <p>市場リスク管理</p> <p>・A L M会議、運用戦略会議などに基つきリスク制御と収益最大化を目指した。</p> <p>オペレーショナル・リスク管理</p> <p>・態勢整備に向け情報収集・準備を進めた。</p>	<p>・ほぼ計画どおりに準備が進んでいると認識している。</p> <p>・新しい自己資本比率規制適用に向け、着実に対応していく。</p>
山梨中央	<p>統合リスク管理態勢構築・新B I S規制への対応</p> <p>1. 統合リスク管理態勢の構築に向けリスクの可視化に取り組む。</p> <p>2. リスク管理態勢の文書化に取り組む。</p> <p>3. 新B I S規制に関しては、19年3月末の新規制開始当初、信用リスクは「標準的手法」、オペレーショナル・リスクは「基礎的手法」を用いて算出する。その後は、より高度な手法に移行すべく、内部管理態勢の整備を図る。</p> <p>信用リスク管理態勢の向上</p> <p>1. 自己査定および担保評価の精度向上に取り組むとともに、その検証態勢の強化を図る。</p> <p>2. 信用リスクの評価手法について充実を図る。</p>	<p>1. 各種リスク量を計測し、経営体力との比較をA L M委員会等において定期報告し、リスク量のモニタリングを行う。</p> <p>2. リスク量の計測を予算策定や収益計画の策定へ活かすべく検証を行い、その結果を用いて規定や細則等へ文書化していく。</p> <p>3. 19年3月末に、新B I S規制に対応した自己資本比率の算出を行うべく、システム対応を図る。</p> <p>4. 「新B I S規制対応作業部会」において、本部各部の連携をとり、新B I S規制に対応できる内部管理態勢の整備を進めていく。</p> <p>1. 「格付・自己査定システム」の構築と格付制度の再構築および「不動産担保登録システム」のリニューアルによる自己査定・担保評価の精度向上</p> <p>2. 地銀協「信用リスク情報統合システム（C R I T S）」の有効活用による信用リスクの評価</p>	<p>1. 各カテゴリー毎のリスクの計測を進め、統合リスク量を算出し、健全性の検証のための報告を定例化した。</p> <p>2. 「新B I S規制対応作業部会」を設置し、信用リスク・アセット算出のためのシステム構築を行った。</p> <p>1. 格付体系を再構築するとともに自己査定と一体化した「格付・自己査定システム」について平成18年11月に運用を開始した。</p> <p>2. 「不動産担保登録システム」の稼働を開始し旧システムからのデータ移行を完了した。</p> <p>3. 「C R I T S」を活用して算出した信用リスク量をA L M委員会へ四半期ごとに報告した。</p>	<p>1. 統合リスク量の計測を含めた「統合的リスク管理」を進めるべく、態勢整備を行った。平成19年6月に「リスク統括部」を新設する予定である。</p> <p>2. 19年3月末の新B I S規制開始に備え、信用リスク・アセット算出のシステム構築を行った。</p> <p>3. 内部統制委員会を設置し、内部統制システムの構築に着手した。今後は、オペレーショナル・リスク管理において求められているリスクの分析や損失データの収集を進めていく。</p> <p>4. 新B I S規制の、より高度な手法の採用に向けた対応を図ることにより、リスク管理の高度化へつなげていく。</p> <p>1. 平成19年3月に新たな格付体系への移行を完了したことから、今後は格付結果の検証を実施し必要に応じて格付制度の見直しを行い、なお一層の格付精度の向上を図る。</p> <p>2. 「不動産担保登録システム」については、データ移行が完了したことから、他のシステムとの連携により、与信管理態勢の強化を図っていく。</p> <p>3. 定期的な信用リスク量の計測態勢が整備されてきたことからその評価手法の確立と実務上の活用を検討していく。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
八十二	<p>パーゼル（新しい自己資本比率規制）の導入に備えた自己資本比率の算出方法の精緻化への取組み、情報開示の拡充に係る適切な態勢整備</p> <p>リスク管理の高度化</p> <p>自己資本比率算出の精緻化、リスク管理態勢の整備、情報開示の拡充に取り組んでいく。</p>	<p>内部格付制度の整備・レベルアップおよび内部監査態勢の整備</p> <p>・リスク情報の収集報告態勢をシステム化等により整備。</p> <p>・情報開示の拡充。</p>	<p>【信用リスク管理態勢構築】</p> <p>・信用リスク管理態勢の整備</p> <p>・新BISフィールドテストQIS4およびQIS5実施</p> <p>・特定与信格付制度制定（17年6月）</p> <p>・資産流動化取引に対する与信に係る格付手法導入（18年1月）</p> <p>・信用リスク管理指針、ソブリン格付取扱要領、案件格付取扱要領、リテール格付取扱要領、リース格付取扱要領、パラメータ推計取扱要領、検証取扱要領の原案作成し、金融庁監督局パーゼル推進室事前ヒアリングに提出（18年4月）。</p> <p>・事前ヒアリングの結果受け、債務者格付制度を抜本的に見直すことを決定し、現行格付制度の検証、検証に基づく新格付制度の設計および検証を実施した。</p> <p>・信用リスク管理部署の独立性を確保するため、信用リスク管理室を設置し頭取が専任担当役員となった。併せて、従前、信用リスク管理部署の一部の位置付けとしていた資産監査室を監査部内室とし監査部署に位置づけた。これに伴い内部格付制度の運用・監視・検証・監査について各部署の役割整理を図った（18年6月）。</p> <p>・信用リスク管理室内にパーゼル対応の専担部署である信用リスク管理高度化推進グループを設置し、パーゼル対応体制を強化した（18年6月）。</p> <p>・案件格付制度およびソブリン格付制度を創設しスタートした（18年7月）。</p>	<p>【信用リスク管理態勢構築】</p> <p>・パーゼルに対応した金利リスクおよび与信集中リスク管理体制の整備</p> <p>・新格付制度を18年10月にスタートし、18年度下期中の移行期間（新旧格付混在期間）を経て、19年3月末には新格付に統一する。</p> <p>・19年3月までにリテール格付制度をスタートさせる。</p> <p>・監査計画に沿った監査の実施、監査部と資産監査室の牽制・連携体制の役割整理。</p> <p>・第3の柱に対応した開示体制の整備。</p> <p>・18年4月の事前ヒアリングの結果を受け、スケジュール再検討し対応していく。</p> <p>・格付制度の安定運用および精緻化を進めていく。</p> <p>・パラメータ推計や各種検証を通して、より精緻なリスク計測を実施していく</p> <p>【オペレーショナルリスク管理態勢構築】</p> <p>・粗利益配分手法の使用について金融庁から承認を取得。</p> <p>・管理のフレームワーク整備は完了し、運用も定着化。</p> <p>・今後は、営業店におけるリスクアセスメント手法の展開、監査機能の充実、グループ法人への定着を図るとともに、オペレーショナルリスクの削減に向けた実効性の確保が課題。</p>
北陸	<p>・リスク量計測の精緻化と統合リスク管理体制の整備</p> <p>・パーゼル導入への適切な対応</p> <p>19年3月より標準的手法にもとづく信用リスクアセットを算出し、20年3月より基礎的内部格付手法を導入する</p> <p>・情報開示の拡充に係る適切な態勢整備</p>	<p>・信用格付基準の改定を含めた信用リスク管理指針の策定</p> <p>・信用リスク、金利リスク計測の精緻化</p> <p>・オペレーショナルリスク管理態勢の整備</p> <p>・自己資本比率算定要領の策定</p>	<p>・新BIS規制対応プロジェクトチームを結成し、パーゼルに向けた取組を開始（17/7）。</p> <p>・北海道銀行と信用格付制度の擦り合わせを行い、制度・モデルを統一化（18/4～）。</p> <p>・信用リスクアセット算出システムの稼働（17/12）。</p> <p>・パラメータ推計を行い、推計結果を経営陣へ報告（18/8）。</p> <p>・統合リスク管理委員会を設置（18/6から四半期毎に開催）。</p> <p>・オペリスクの定性的評価を行うために、18年10月からオペリスク専門部会を開催。</p> <p>・信用リスク管理に係る規程類を整備するとともに、案件格付基準を制定し、19年3月より実施。</p> <p>・自己資本管理基準を制定し、標準的手法による自己資本比率算定業務要領を制定。</p> <p>・19年3月、オペリスク粗利益配分手法の利用承認。</p>	<p>・信用格付制度や金利リスク計測基準を含め、ほくほくFGとして統一的な基準・手法によるリスク管理実施体制が整ってきたと認識している。</p> <p>・パーゼル標準的手法による自己資本比率算出については、18年9月期を基準日として試行を行い、自己資本比率算定業務要領を制定して、正確に算出する態勢を整えた。</p> <p>・基礎的内部格付手法については、導入を1年遅らせたが、パラメータ推計を中心に一層のデータ蓄積と広範な分析を実施していくことが課題と認識している。</p> <p>・オペレーショナルリスク管理についても、定性的な評価態勢が定着し、資本配賦（統合リスク管理）と併せて統合的なリスク管理の枠組を整えた。今後、自己資本充実度の評価手法も含めて、更なるリスク管理態勢の高度化に努めていく。</p>
富山	<p>経営の健全性を確保し地域の預金者・利用者の信頼を得るためには、リスクを適切に把握・評価し、各種リスクを総合的に管理していくことが重要であり、各種リスク管理手法の高度化を図るとともに、リスク管理態勢の整備を図る。</p>	<p>・新BIS規制におけるリスクアセットの計算手法については、信用リスクは「標準的手法」、オペレーショナルリスクは「基礎的手法」を採用。特に、信用リスクについては、計算方法の精緻化に向けた勘定系システムの対応を実施する。</p>	<p>・新BIS規制に対応したシステムをNTTデータ開発の「パーゼルマスター」を導入した。</p> <p>・統合リスク管理におけるリスク量計測手法のレベルアップを図るとともに、部門別にリスク資本を配賦し、リスク管理の高度化を図った。</p> <p>・新BIS規制の施行に対応し、「統合リスク管理に関する取扱細則」および「銀行勘定の金利リスク管理に関する取扱細則」を定め、管理体制の整備を図った。</p> <p>・リスク管理部署の明確化を図るため、総合企画部内に「リスク統括室」を新設した。</p>	<p>・新BIS規制における自己資本比率の算出については、今後、上位手法を見据えた行内体制やデータ蓄積のできる体制整備が課題である。</p> <p>・第3の柱の定性的開示事項については、連結ベースでのリスク管理体制の構築とオペレーショナルリスクの管理体制の更なる高度化が課題である。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
北國	<p>19年3月末からのパーゼルの導入に備え、統合リスク管理の高度化や情報開示の拡充に向けた態勢と全体的な基本方針を策定のうえ、計画的な実施体制を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新BIS規制対応信用リスクプロジェクトチームの設置 ・信用リスク管理システムパッケージの導入 ・オペレーショナルリスク短期コンサルティングによる機能の向上 ・オペレーショナルリスク計量パッケージ導入検討 ・データベース事例に基づいた内部改善態勢構築 ・BIS計数集計態勢の整備 ・内部統制の機能向上のための規定等整備 ・BIS計数を活用した統合リスク管理の高度化 ・ALMチーム設置による市場リスク管理の機能強化 	<p>新BIS規制への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・17.5プロジェクトの立上げ、外部コンサルティングの導入および基本プランの策定 ・18.3信用リスク管理パッケージの導入準備完了 ・18.3デフォルト率などのパラメータ自行推計について、外部コンサルティングを導入し、データ蓄積に着手 ・18.9信用リスク管理パッケージの導入完了 ・パーゼル 標準的手法による信用リスクアセット算出のシミュレーションを実施し、自己資本比率算出体制を構築しました。 ・パラメータ推計の高度化として、事業法人のデフォルト率を自行推計デフォルト率に変更しました。 ・リスク管理態勢の再構築 ・リスク管理態勢の再構築を目的とした各組織体制、規程等の見直しについての基本方針の取りまとめ ・18.4リスク管理委員会の設置 ・リスク計量手法の高度化を図り、資本配賦や自己資本管理の充実を推し進めました。 	<p>新BIS対応については順調に進捗しており、中長期的に内部格付手法を視野にいれ、信用リスク管理の高度化や内部管理態勢の整備を継続する方針です。19年度より内部格付制度の高度化や、パラメータ推計用のデータベース構築に取組開始する予定です。リスク管理態勢の再構築については、リスク管理委員会を中心に、オペレーショナルリスク、内部統制、危機管理等への対応を強化してまいります。</p>
福井	<ul style="list-style-type: none"> ・内部格付制度の改定と与信集中リスク管理等の高度化 ・銀行勘定の金利リスク計測の精緻化と統合リスク管理の導入 ・オペリスク管理体制の構築に向けたデータ整備とロードマップ作成 ・新BIS規制の「標準的手法」に向けた組織的取組みと将来の内部格付手法に向けた信用リスクのデータ整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・CRITISモデルの適合性・デフォルト判別能力向上の検証を経て、当行の内部格付制度を改定。新たな内部格付をベースとした信用リスク量の精緻化、クレジット・ゲージを活用した貸出ポートフォリオの多面的なシミュレーション分析を通して、与信集中リスク管理の高度化を図る。 ・銀行勘定全体の金利リスク計測の精緻化に向けて、コア預金の定義・検証等を進め、ALM管理体制を整備する。加えて、信用リスク量の精緻化を経て、統合リスク管理の実践活用を目指す。 ・地銀20行が共同で進めている勉強会において、外部コンサルの指導の下、ISOで得たノウハウを活かしながら事務リスク管理の態勢整備を手始めに、ロードマップ作成に向けてデータ整備を図る。 ・新BIS規制に向けた上記リスク管理態勢の整備を図るとともに、「標準的手法」による具体的算出の実施および要件定義・基準書作成・システム対応に向けた本部各グループの役割分担の明確化を図り組織的対応を開始する。また、改定後の内部格付をベースに、将来の「内部格付手法」採用に向けた信用リスクのデータ整備を開始する。 	<p>内部格付制度の改定</p> <p>「CRITIS」モデルによる新内部格付制度に関する外部コンサルとの共同作業を経て、規定・基準書を制定し、18年7月より新制度運用開始。</p> <p>新BIS第一の柱への対応</p> <p>「パーゼルマスター」による計算を開始。3月末基準でのアセット算出に向け順調に推移。</p> <p>新BIS第二の柱への対応</p> <p>統合以て会議等にて下記の対応につき行内態勢整備を図ってきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 金利リスクへの対応 (2) 与信集中への対応 (3) 統合的なリスク管理への対応 	<p>内部格付制度の改定</p> <p>新格付制度に移行し、スコアリング・モデルに基づいた格付付与をできる体制が整った。</p> <p>新制度は順調に稼働しており、格付結果に基づく個別方針の策定と、ポートフォリオ・モニタリングの充実が今後の課題である。</p> <p>新BIS規制（第一の柱）への対応</p> <p>当初予定のスケジュール通り進捗。</p> <p>3月末基準での自己資本比率算出も問題無く可能な予定。</p> <p>新BIS規制（第二の柱）への対応</p> <p>金利リスクの計測体制は、システム化により高度化が進んだ。</p> <p>今後は、ALMの観点から、シミュレーションを充実させて、計画策定、モニタリング、コントロールできる態勢を整えることが課題である。</p> <p>与信集中への対応については、規定変更で、より注意を要する貸出先の抽出が可能になる。</p> <p>コントロールについては、引き続き会議での決議で対応策を検討する必要がある。</p> <p>統合的なリスク管理への対応では、リスク資本配賦方法を変更することで、より現実的な配賦額を設定できたと考えるが、更にレベルアップすることが必要。</p>
スルガ	<p>1. 統合的なリスク管理を実施</p> <p>(1) 信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク等を個々に管理するだけでなく、計量化可能なリスクとして統合的に把握。</p> <p>(2) リスクとリターンバランスのバランスを勘案し、自己資本の範囲内で適切に経営資源を配分。</p> <p>2. 19年3月末からのパーゼル（新しい自己資本比率規制）の導入に対する態勢整備を充実（信用リスクについては標準的手法、オペレーショナルリスクは基礎的手法を採用）。</p>	<p>1. 各リスク計量化データの精緻化により、リスク資本配賦によるリスクマネジメントの精度を向上。</p> <p>2. オペレーショナル・リスクの管理手法の構築。</p> <p>3. パーゼル 対応のシステム構築・態勢整備。</p> <p>信用リスク部門は審査部、市場リスク部門は市場金融部、システム導入は品質マネジメント部が担当し、経営企画部が統括。</p>	<p>1. 格付自己査定システム（CRAS）による随時査定。</p> <p>(1) 新債務者格付体制を整備し稼働</p> <p>(2) 精度向上をのためリニュー・アルに着手</p> <p>(3) 実態財務諸表作成機能のチューニングを実施</p> <p>2. リスク・カテゴリ・別にリスク資本を配賦し、モニタリングを実施。</p> <p>3. パーゼル 対応に向け、9月末のデータにて試算実施。担当各部署とのミーティングを継続開催し、データ算出の前提とデータの様式を確認する等、システムを構築。</p> <p>4. 回収デ・タベ・ス（LEADS）を稼働。</p>	<p>1. パーゼル 対応は、18年9月末のデータにより試算を実施し、当該結果を検証のうえ体制を整備した。</p> <p>2. オペレーショナル・リスクの管理方法については、19年度からは基礎的手法の算出基準に一致させる等、引き続き検討していく。</p> <p>3. LGD、EAD推計用のための基礎デ・タを蓄積するデ・タベース（LEADS）の運用により、信用リスクデータの精緻化を図る。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
泉州	<p>・パーゼル 対応への体制整備、システム開発等による自己資本比率算出手法の精緻化。</p>	<p>「リスク管理の高度化」に向けた取組策等</p> <ul style="list-style-type: none"> 信用リスク コンサルタント等の導入 データ蓄積 内部格付制度の整備 各種パラメータの算出 リスクアセットの算出対応 内部管理体制の整備 オペレーショナルリスク コンサルタントの導入 リスク管理プロセスの構築 損失データの蓄積 業務区分毎の粗利益算出プロセス構築 	<p>・パーゼル 対応専担者を経営企画部に任命し、コンサルタント会社・システム開発業者等を順次決定し、システムの要件定義等、準備作業に着手。</p> <ul style="list-style-type: none"> 信用リスク 基礎的的内部格付手法に向けて格付制度への改定を行い、18年1月より運用を開始。 パーゼル の業務要件定義、システム要件定義の未解決課題について、現在、標準的手法への対応を優先的に整備。 オペレーショナルリスク UFJ銀行と東京三菱銀行との経営統合を機に、オペレーショナルリスク管理に関する規定類の見直しを実施。 平成19年3月期より「粗利益配分手法」採用に向けて進めていくことを機関決定(18年5月)。 「粗利益配分手法」によるオペレーショナルリスク算定に係る規定類を整備。 	<p>〔分析・評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 概ね計画通り進捗。 〔今後の課題〕 パーゼル 信用リスク対応については、標準的手法への課題を早期に解決し、基礎的的内部格付手法導入に向けた態勢整備を検討。 オペレーショナルリスクについては、内部管理状況の報告書を踏まえ適時適切に管理態勢の整備・充実を図る。
但馬	<p>内部格付と債務者区分との整合性を図ったより精緻な内部格付制度を構築するとともに、統合リスク管理の拡充により、リスク管理態勢の強化を図る。</p>	<p>1. 「信用リスク情報統合サービス」およびCRDスコアリングモデルを活用して、内部格付と債務者区分との整合性を図ったより精緻な内部格付制度を構築し、自己査定 の正確性の向上に努める。</p> <p>2. オペレーショナルリスク等計量できないリスクの管理手法を検討する。</p>	<p>1. 内部格付と債務者区分との整合性を高めるため、「信用格付実施要領」を改正し、内部格付の精緻化に取り組んだ。</p> <p>2. 地銀協が主催した研究会へ参加し、リスク管理の高度化についての研究を深めた。</p> <p>3. 「統合リスク管理規準」に基づき、各種のリスクに対して資本を配賦し、リスク管理態勢の充実を図った。</p> <p>4. リスク管理の統合部署として経営管理部を設置した。</p>	<p>これまでに取得したノウハウの活用・実践により、信用リスクデータベースを有効活用して、内部格付のさらなる精緻化を図るとともに、リスク管理の高度化を進めていく。</p>
鳥取	<p>・各種リスク量の精緻化による統合リスク管理態勢の高度化に取組むとともに、パーゼル の導入を踏まえ、自己資本比率の算出方法の精緻化へ向けた行内態勢の整備を行う。</p>	<p>・地銀協「信用リスク情報統合システム」(CRITTS)の有効活用を図る。</p> <p>・新市場リスク管理システムの導入により市場リスクの精緻化を図る。</p> <p>・各種リスク量の精緻化を図り、統合リスク管理態勢を構築していく。</p> <p>・パーゼル に対応すべく、行内横断的な組織を立ち上げ、本部各部の連携を取りながら具体的な検討・対応を進める。</p>	<p>・CRITTSを活用した信用リスクデータの整備・蓄積を実施。</p> <p>・信用リスクデータよりデフォルト率を集計検証、経費率見直しを行い、信用リスク管理態勢の高度化に取り組んだ。</p> <p>・17年8月に新市場リスク管理システムの導入決定。仕組債を除く有価証券データの移行が完了。リスク量の計測および検証作業も完了。</p> <p>・「統合リスク管理要領」を規定化し、「統合リスク管理制度」としてリスク量およびリスク・テイク状況等を月次ベースでモニタリング実施。</p> <p>・18年7月に行内横断的なパーゼル プロジェクトチームを立ち上げ、18年9月末ベースの新基準による自己資本比率の算出および業種・企業規模等のデータ整備を実施したほか、自己資本比率算出手順を記した自己資本比率算出手順書を作成。</p>	<p>・CRITTSを活用した信用リスクデータの整備・蓄積を実施するとともに、直近デフォルト率を集計検証、経費率見直しを行い、信用リスク管理態勢の高度化に取り組んだ。</p> <p>・19年上期中に市場リスク関連の規定整備を行い、統合リスク管理における市場リスク量計測に「Skipper」を活用し精緻化を図る。</p> <p>・自己資本比率算出手順書に基づく作業手順の確認や監督指針に基づくチェックにより自己資本比率を算出し、複数人での算出チェックを行う。</p> <p>・パーゼル 第三の柱について対応を行い、適切な情報開示に努める。</p>
山陰合同	<p>・19年3月末からのパーゼル の導入に備え、次の対応を行なう</p> <ul style="list-style-type: none"> 第一の柱に関し、信用リスクについて「基礎的的内部格付手法」を指向し、内部管理態勢を整備、オペリスクについては、実態に即した新たな内部管理態勢を構築 第二の柱に関し、各リスクの定量的把握を通じて、統合的な収益・リスク管理態勢の向上を図る。 第三の柱に関し、具体的な開示項目を固め、適時・適切な情報開示が行えるようシステム整備等を図る。 	<p>・第一の柱(信用リスク)について、リスクアセット計算システムの導入を図るとともに、内部管理規程、業務方針等を策定する。</p> <p>・第一の柱(オペリスク)について、リスクの実態把握を行い、内部管理態勢の構築を図る。</p> <p>・第二の柱について、市場・信用・オペの各リスクの定量的把握を行い、統合的な収益・リスク管理態勢の充実を図る。</p> <p>・第三の柱について、具体的な開示項目を固めるとともに、システムインフラを整備する。</p>	<p>・第一の柱(信用リスク)対応のための要件定義およびシステムの設計・開発を完了。基本規程となる内部格付規程を制定し、運用を開始。</p> <p>・第一の柱(オペレーショナルリスク)対応のために、コンサルを導入するとともに、損失データ収集のためのシステム・体制を構築。</p> <p>・第二の柱対応として、市場・信用・オペの各リスクを統合的にモニタリングする態勢を構築。</p> <p>・第三の柱にかかる告示確定を受けて、開示内容の確定作業に着手。</p>	<p>・第一の柱(信用リスク)対応について、内部格付制度の高度化、リテラブル管理の高度化等、信用リスク管理態勢の高度化、充実に取組んでいく。</p> <p>・第一の柱(オペレーショナルリスク)対応として、リスク評価・コントロール手法の確立に取組んでいく。</p> <p>・第二の柱対応として、統合的な収益・リスク管理の実践を行なう。</p> <p>・第三の柱対応として、情報開示内容の充実に取組んでいく。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
広島	<p>自己資本比率算出方法の精緻化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用リスクは、内部管理水準の向上のため、先進的 内部格付手法と同等水準の管理レベルをめざすが、当 面、標準的手法および基礎的內部格付手法でリスク・ アセットの算出ができるよう準備を進める。 ・オペレーショナル・リスクについても、内部管理水 準の向上のため、将来的には先進的計測手法と同等の 管理水準を目指す。当面、基礎的手法および粗利益 配分手法でリスク・アセットの算出ができるよう 準備を進める。 	<p><信用リスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクアセット計算のためのシステムを利用した試算の 継続実施によるデータ整備および精度向上 ・デフォルト率や損失率といったパラメータ推計のための システム開発とデータの蓄積の実施 ・内部格付制度の拡充や規定の整備など、内部管理体制の 一層の充実 <p><オペレーショナル・リスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡銀行と共同で導入した損失等のデータを把握・蓄積 するための報告システムの機能向上、および分析や対応策 の立案への活用 ・オペレーショナル・リスク全般に係る潜在的リスクの包 括的な把握および定期的な報告を通じた業務サイクルの確 立 	<ul style="list-style-type: none"> ・信用リスクアセットは、「標準的手法」による算出体制を確立 ・オペリスクアセットは、「粗利益配分手法」による算出体制を確 立 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規制対応を実施した。 ・今後、信用リスクアセット計算について、「内部格付手法」に向 けた内部格付制度の高度化等の対応を進める。
伊予	<p>リスク管理の高度化と情報開示の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種リスクを計量化し、全行のリスクを、自己資本 との比較で適切な水準にコントロールしていくこと により、経営の健全性を確保するとともに、収益性の向 上を図る。 ・バーゼル における「第2の柱」、「第3の柱」に 適切に対応し、リスク量と自己資本についての説明力 を向上する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・部門別資本配賦の実施による全行のリスク量を一定の範 囲内に抑制する統合リスク管理態勢の確立 ・地銀協信用リスク計量化システム等のシステムの開発・ 活用や、リスク量の計測方法の高度化等を通じたリスク量 把握の精緻化 ・リスク量をコントロールするための諸手法の研究と積極 的な活用 ・リスク管理の方針や管理態勢等についてディスクロー ジャー誌やIR資料等での開示充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク統括部および統合的リスク管理委員会が当行のリスクを横 断的・統合的に管理する態勢を構築 ・資本配賦に基づき、資本とのバランスのとれたリスクテイクを行 う統合リスク管理を実施 ・金銭信託を活用した新しいスキームの金利スワップを導入するな ど、リスクコントロールを強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・統合的なリスク管理態勢の構築を図った。 ・今後、リスク管理ルール改善やリスク収益指標の活用等を検討 し、管理内容の充実と実効性の向上を進める。
伊予	<p>バーゼル への対応を行う中で、信用リスク管理態 勢の充実を図るとともに、データ蓄積を行いリスク定 量化の精度向上に取り組む。また、どれだけリスクテ イクしていく経営体力があるかを自ら正確に把握 し、リスク資本を地域のために有効に活用していくと ともに、リスクと収益性のバランスを取りながら中長 期的な株主価値の向上を目指すための統合リスク管理 体制の構築に取り組む。</p>	<p>バーゼル 基礎的內部格付手法対応のためのデータおよ び信用リスク管理態勢の整備を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合リスク管理体制構築のためのリスク定量化の精度向 上に取り組む。 ・バーゼル における規制上の所要資本管理と内部リスク 管理との整合性を確保することによる実効的な自己資本比 率管理を実施する。 ・「リスク統括部」が中心となって、リスク管理の高度化 を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・バ - ゼル 対応システムを構築 ・バ - ゼル 対応のためのデ - タの作成・蓄積を実施 ・バ - ゼル におけるフィ - ルド・テスト（平成17年3月末基準） およびQ I S 5（平成17年9月末基準）に参加 ・平成18年3月・9月基準で基礎的內部格付手法の予備計算を実施 ・外部コンサルティングを導入し、内部格付制度を検証。また、内 部監査に係る規程・チェックシート等を整備し、プレ監査を実施 ・ソブリン、金融機関、S L、海運等の内部格付基準を新設・改定 ・事業債の信用リスク定量化を実施（U L算出） ・リスク統括部を中心とした統合的リスク管理態勢を構築。各種リ スク間の相関も考慮に入れたリスク量の把握を実施 ・小口と信管理のためのリテールルールを実施 ・バ - ゼル 告示に準じたストレステストを実施 ・バ - ゼル 「第2の柱」に対する対応を決定 ・信用リスク管理における牽制・検証機能を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・内部格付制度のさらなる精緻化に取り組む。 ・統合的リスク管理においては、さらなるリスク管理の高度化を目 指し、各種リスク把握方法等を見直すとともに、リスク統括部を中 心とした統合的リスク管理の運用を充実させる。

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
福岡	<p>・ これまでもリスク管理の向上に努めてきたが、新規制導入を更なるリスク管理高度化の好機と捉え、より高度な計測手法や資本配賦等の経営管理手法の構築を進めることで、経営力の強化・健全性の確保・収益性の向上を図る。</p> <p>・ 新規制開始当初は、信用リスクは「基礎的的内部格付手法」、オペリスクは「粗利益配分手法」の適用を目指す。</p> <p>・ リスクリターン分析の拡充と分析結果に基づく施策の立案、資本配賦の有効活用等を行い、経営力の強化を図る。</p> <p>・ 市場規律が発揮されるべく、新規制の開示項目を基準とした情報開示を正確かつ適時に行える態勢を整備する。</p>	<p>専担チームによるこれまでの取組みを継続実施し、規制開始までに態勢整備を完了する。具体的には次の項目。</p> <p>【信用リスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部格付制度の整備。 ・ 自己資本比率算出態勢の整備・構築。 ・ パラメータ推計手法の構築。 ・ 内部格付手法最低要件充足のための態勢整備。（第の柱） ・ ストレステスト等内部管理態勢整備・構築。（第の柱） ・ 内部格付手法承認のための予備計算申請や承認申請。 <p>【オペリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オペリスクに係るリスク評価・シナリオ分析の実施。 ・ 粗利益の業務区分へのマッピング方法の確定。 ・ 規程類の整備。 <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制整備（監査マニュアル作成、実施） ・ 資本配賦等の経営管理手法の高度化を進める。また、新収益管理システム・リスク管理システムの構築を継続する。 <p>情報開示について、開示規程の整備・開示に必要なシステム上の手当てを行う。</p>	<p>《信用リスク》</p> <p>内部格付対象先を拡大（国、地公体、政府出資法人、保証人）自己資本比率算出（パラメータ推計を含む）のためのデータを整備し、システムを構築</p> <p>フィールド・テスト（17年3月末基準試算）、およびQ I S 5（17年9月末基準試算）を当局に提出。</p> <p>18年5月に当局のオンサイト・ヒアリングを受け、6月に予備計算の届出を当局に提出。</p> <p>予備計算報告書（18年3月末基準）を当局提出。（18年6・7月）</p> <p>18年10月：当局のオフサイト・ヒアリングを受検。18年12月：予備計算報告書（18年9月末基準）を当局に提出。</p> <p>19年2月：関連規程類（信用リスク管理指針、リテール・プール管理規則等）を制定。</p> <p>19年3月：基礎的的内部格付手法採用にかかる申請を当局に提出。同月承認受領。</p> <p>19年3月末：案件格付制度、小口格付制度、リテール・プール管理制度開始。</p> <p>《オペリスク》</p> <p>オペリスク管理のフレームワーク（管理体制および規程体系の整備）構築。</p> <p>オペリスク管理の基本規程（オペリスク管理規則等）制定。</p> <p>オペリスク評価（R C S A）・情報収集規程（オペリスクR C S A実施細則等）制定。</p> <p>関連会社オペリスク関連規程（オペリスク管理基準等）制定。</p> <p>オペリスク（事務・システム・有形資産・労務・法務）に係るリスク評価実施。</p> <p>18年7月：粗利益配分手法に係るセルフアセスメント・アンケート（第1回）を当局に提出。</p> <p>18年7月：オペリスク管理委員会開催（オペリスクのモニタリング実施）。以降10月、19年1月、3月に開催。</p> <p>18年12月：セルフアセスメント・アンケート（第2回）を当局提出。</p> <p>19年2月：粗利益配分手法関連規程（オペリスク相当額算出細則）を制定。</p> <p>19年3月：粗利益配分手法採用にかかる申請を当局に提出。同月承認受領。</p> <p>《その他》</p> <p>新収益管理システム・リスク管理システム導入に向けた要件定義や内容検証等の実施。</p> <p>新収益管理システムは18年3月から稼働開始。（次項2 - (2) 参照）</p> <p>新リスク管理システム（ALMシステム）は、18年10月稼働予定であったが、開発が遅延。代替策（他ベンダーへの乗り換え）も含めて検討中。</p> <p>バーゼル 開示については、ディスクロージャー・ポリシーを改定。現在具体的な開示案を策定中。</p> <p>18年12月：統合的リスク管理における検証として、リスク資本配賦制度の枠組みでリスク・リターン分析を実施し ALM委員会に報告。また、リスク資本配賦制度を19年度業務計画のプロセスに導入。</p>	<p>バーゼル 対応において、19年3月に当初の目標であった基礎的的内部格付手法および粗利益配分手法採用の承認を得ることができた。19年度は自己資本比率算出の安定的な運用および適切な開示態勢の確立が課題である。</p> <p>内部リスク管理態勢の高度化については、ALMシステムの開発遅延が起きているものの、着実に進めている。引き続き管理手法の高度化や精緻化を図っていく。</p> <p>熊本ファミリー銀行との経営統合を受け、グループベースでの管理体制を構築（バーゼル 対応を含む）していく。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
	<p>バーゼル（新しい自己資本比率規制）の導入に備えた自己資本比率の算出方法の精緻化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新BIS基準移行が確実に入る態勢を構築する。 2. 採用手法の方針を検討する。 3. 移行作業方法の選択を行う。 4. 導入作業を行う。 	<p>○平成17年度下期までに新BIS基準導入作業を踏まえチームを組成</p> <p>○平成17年度下期までに採用手法の方針を決定</p> <p>○平成18年度上期までに移行作業の吟味をし、自行対応が可能な外注利用かの判断に基づき作業計画を策定</p> <p>○平成18年度上期より各担当部署による導入作業開始</p>	<p>○移行に伴う対応検討として、システム部を含めた関係各部にて協議を行った。</p> <p>採用手法は、移行初年度(19年3月末)は「標準的手法」。</p> <p>「内部格付手法」への移行は既存の行内格付のあり方を検討する中で判断していくこととし、当面はデータ蓄積期間となる。</p> <p>○移行に伴うシステム整備のため、コンサルティング会社、システムベンダーの選定を検討し、決定した。(18年3月27日)</p> <p>○18年度は、コンサルティング/ベンダーを活用し、システム導入作業を行った。(18年9月末基準での試算結果について、19年2月に当局へ報告。)</p>	<p>○外注先(コンサルティング会社、システムベンダー)決定及増員により、導入作業はおおむね予定どおりに行った。</p> <p>○今後について</p> <p>今後「内部格付手法」への移行は、既存の行内格付のあり方を検討する中で判断していくこととし、関連各部(主に審査第一部)との連携により検討していく。</p>
佐賀	<p>バーゼル（新しい自己資本比率規制）の導入に備えたリスク管理の高度化</p> <p>○市場リスク：リスク量を精緻化し、リスク資本を配賦したリスクリミットを設定する</p> <p>○信用リスク：信用VaRを精緻化し、リスク資本を配賦したリスクリミットを設定する</p> <p>○事務リスク：計量化のためのノウハウを取得する</p>	<p>以下のリスク管理は平成17年度上期より検討開始し、平成18年度下期までに完了が目標</p> <p>○市場リスク：バックテストによるリスク計測ツールの選定、取扱規定の検討、計測モデルの定義作業</p> <p>○信用リスク：情報統合システムによる信用VaR算出、取扱規定の検討</p> <p>○事務リスク：過去の事務リスク顕在化事例における損失データの収集・蓄積</p>	<p>○「市場関連リスク計測基準細則」の制定</p> <p>・各リスクの主管部と対象、計測モデル等を協議し、VaRによるリスク量算出を規定化した(18年3月)。</p> <p>・ALM会議等の投資方針協議が1回の会議で確定しない場合を想定し、債券ポートフォリオ、ALMギャップ等の保有期間を30日から60日へ変更した(18年3月)。</p> <p>・18年度より、トレーディング取引についてVaRによるリスクリミットを導入することを決定した。</p> <p>・ALMギャップについては、リスク計測システムを15年変動利付国債のリスク特性を把握できる日興NBAに変更しリスク計測の精緻化を図った(18年9月)。</p> <p>○「信用リスク計測基準細則」の制定</p> <p>・関係各部と各種パラメーター等を協議し、信用VaRによるリスク量算出を規定化した。</p> <p>・18年4月から信用VaRの算出を四半期毎に行うよう運用している。</p> <p>○「事務事故等報告書」の制定</p> <p>・関係各部と事務リスク顕在化事例のデータ収集・蓄積方法の検討を行い、新たに事務ミス・事務事故と損失データの収集・蓄積が出来る事務事故等報告書を制定した(18年3月)。</p> <p>・事務事故等報告の堅確な運用を図る為、事務事故等報告書運用細則を制定した(18年9月)。</p> <p>○「市場関連リスク計測基準細則」の改定</p> <p>・ALMギャップについては、リスク計測システムを15年変動利付国債のリスク特性を把握できる日興NBAに変更しリスク計測の精緻化を図った(18年9月)。</p> <p>○「事務事故等報告書」運用細則の制定</p> <p>・事務事故等報告の堅確な運用を図る為、事務事故等報告書運用細則を制定した(18年9月)。</p> <p>○中期経営計画のVaR等のリスク量での検証</p> <p>・関係各部の協力を得て、中期経営計画をVaR等の統合的リスク量で検証を行った(19年3月)。</p> <p>○仮資本配賦の協議</p> <p>・関係各部と協議し、経営陣と19年上期からの仮資本配賦に関する協議を行った(19年2月～3月)。</p>	<p>○リスク計測基準については、市場関連リスク計測基準細則、信用リスク計測基準細則を18年3月に制定し、3月までに文書化する方針を達成した。</p> <p>○事務リスク(オペリスク)は、関係部署において事務リスク顕在化事例のデータ収集・蓄積方法の検討を行っていきとしていたが、18年3月に事務ミス・事務事故と損失データの収集・蓄積が出来る事務事故等報告書を制定し、更に、事務事故等報告の堅確な運用を図る為、事務事故等報告書運用細則を18年9月に制定した。</p> <p>○各リスク計測基準の検証等により、市場関連リスクのALMギャップについては、計測システムを15年変動利付国債のリスク特性を把握できるシステムに変更してリスク計測の精緻化を図った。</p> <p>○中期経営計画について、VaR等での統合的リスク量による検証を行った。</p> <p>○19年上期から仮資本配賦に基づき稼働率等計測・モニタリングを実施し統合的リスク管理の検証を行い、正式な資本配賦について検討を行っていく。</p>
	<p>バーゼル（新しい自己資本比率規制）の導入に備えた情報開示の拡充</p> <p>以下の各段階において、随時情報開示を行っていく。</p> <p>○リスク管理態勢の構築</p> <p>○採用手法の方針決定</p> <p>○移行作業方法の選択</p> <p>○導入作業の実施</p>	<p>○ディスクロージャー誌、決算短信等の情報開示手段を利用したリスク管理態勢の開示</p> <p>○リスク量やリスク内容の積極開示</p>	<p>○17年7月発行のディスクロージャー誌にて、リスク管理態勢についての記載を充実させ、18年7月発行分についても充実度を維持した。</p> <p>○19年7月発行のディスクロージャー誌についてバーゼル等への対応を含めて記載内容の準備を進めている。</p>	<p>○今後もバーゼルの第3の柱で求められている内容を中心にリスク内容やリスク管理態勢の開示を積極的に行う予定であり、各主管部との連携を強めている。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
親和	<p>平成19年3月よりバーゼル が適用開始となるため、今後2カ年で行内態勢を整備する必要があり、プロジェクトチームを組成して進捗管理、態勢整備に取り組んでまいります。</p> <p>また、新規制への対応に際しては、規制の趣旨に則り、単なる比率算出だけではなく、統合リスク管理態勢の構築など経営管理態勢の整備を実施してまいります。</p>	<p>バーゼル 対応プロジェクトの適切な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> プロジェクトチームによるバーゼル 対応のマスタープランの作成 個別ワーキンググループによる自己資本比率算出態勢構築（データ整備、システム構築）とリスク管理態勢（信用リスク、オペレーショナルリスク）の整備 バーゼル 関連ニュースの発行（制度内容、比率向上のための考え方等） 自己資本比率向上のための具体的施策の推進（アセット対策） <p>バーゼル の経営への活用</p>	<p>16年度に策定したプロジェクトによるマスタープランに基づいて対応を進め、具体的には、信用リスクワーキングを11回、オペレーショナルリスクワーキングを4回開催し、新しいルールに基づく自己資本比率算出体制の構築とリスク管理態勢の整備に向けて協議を行いました。</p> <p>上記ワーキングの協議内容についてはプロジェクト会議へ報告を行い、今後の対応等について協議いたしました。</p> <p>また、バーゼル による自己資本比率の試算を行ない、プロジェクト会議や部長会へ報告を行いました。</p> <p>17年11月から12月にかけて、外部コンサルティングおよびシステムベンダ導入を協議のうえ、18年1月の常務会に付議し、承認となりました。その後、1月下旬にキックオフミーティングを開催して、システム開発に着手しました。外部コンサルティングのアドバイスを受けながら要件定義を進めました。</p> <p>18年4月よりバーゼル 対応システム構築およびシステムデータ整備作業を進め、7月より数値テストを実施し、8月にシステム開発は完了となりました。そして、18年9月末基準にて試算を実施し、その結果を経営に報告しました。その後は、最終検証を実施しました。</p> <p>なお、抵当権付住宅ローンにつきましては、18年11月より個人金融部個人融資室内に再評価チームを組成して、システム開発および既存住宅ローンの保全状況の調査を行ない、整備が完了しました。</p> <p>また、外部コンサルティングのアドバイスを受けながら、関連各部と統合リスク管理態勢の整備を実施しました。19年3月までに9回の協議を重ね、リスク量計測の高度化やリスク資本配賦体制、統合リスク管理規定などを協議しました。</p>	<p>バーゼル の算出体制は整いました。今後は検証体制を確立してまいります。</p> <p>統合リスク管理は、関連各部および外部コンサルとの協議により、管理態勢が整いました。平成19年度より試行運用を実施してまいります。</p>
鹿児島	<p>新BIS規制による自己資本比率算出が円滑に行われる体制を整備する。</p> <p>新BIS規制の第2の柱「自己資本比率運営のための内部統制」への対応を念頭に置いた総合リスク管理体制を整備する。</p> <p>新BIS規制の第3の柱「情報開示」への対応も含めたリスク情報開示のための体制を整備する。</p>	<p>組成済みの新BIS規制対応ワーキンググループを中心に、新規制における自己資本比率算出のためのシステムを構築する</p> <ul style="list-style-type: none"> オペレーショナル・リスク管理規程ならびにリスク資本（ ）管理規程の策定 開示対象リスク情報の特定とデータ作成部署決定のための作業部会開催 	<p>18年度より中計・短計ベースで収益計画に整合的なリスク資本計画作成およびモニタリング開始</p> <ul style="list-style-type: none"> 「リスク資本管理規程」および「オペレーショナル・リスク管理規程」策定（18年4月） 平成19年度以降の新BISに対応した統合リスク管理態勢の整備について取締役会決議（平成19年1月） アウトライヤー比率算出システム稼働（平成19年1月） 信用リスクアセット算出システム稼働（平成19年1月） 新BIS規制に対応した規程（自己資本管理規程・統合リスク管理規程等）の制定・改廃につき取締役会決議（平成19年2月） 	<p>平成19年3月までに新BISに対応した態勢整備については完了</p> <p>今後、上記態勢に基づいた情報開示（第 の柱対応）内容につき、詳細を詰める（平成19年7月を目処とする）</p>

(2) 収益管理態勢の整備と収益力の向上

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年9月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
みちのく	・信用格付モデルの精度検証、審査基準の見直し等を継続的に実施するとともに、リスクに見合った金利設定が実施できる体制、システム構築を目指し、収益管理態勢の整備と収益力の向上に資する取り組みを行う。	・地銀標準スコアを基にした信用リスクデータの蓄積のほか、地域および業種特性を反映した当行独自の信用リスクデータの蓄積、ならびに信用格付制度の整備 ・個社毎の経費額の算定 ・信用格付モデルの再構築 ・金利設定のための内部基準の整備 ・利便性向上に向けた、商品全般の見直し	・信用リスク地銀共同開発システムへの財務データ等蓄積が終了し、与信ポートフォリオ分析を行う環境を構築。 ・18年度下期から外部コンサルを活用して信用格付制度再構築に取り組みことを決定し、適切な信用リスク量の算定の基礎となる信用格付モデルの見直しとリスクに見合う金利設定の運用基準策定に着手した。 ・18年8月より、新融資統合支援システムを稼動。 ・18年度下期は、信用リスク量計測の基となる信用格付モデルの再構築に着手。	・将来のリスクを客観的に計測、計測されたリスク量を継続的にモニターし、そのリスクをコントロールする信用リスク管理態勢の実現に向け、信用格付制度の見直しを行った。 ・今後は、信用リスク量に基づき、リスク・リターンを効果的に管理する体制の構築に向け、プライシング制度を確立し、運用の定着化を図って行く。
東北	・収益管理態勢を整備し収益指標の精度を高めることで、必要なリスクテイクを行い、収益性や効率性の向上に取り組む。 ・業績評価の再構築により、収益やリスク等を意識した業務体制の構築に取り組む。	・地域において必要なリスクをとりつつ、それに見合った金利設定を行っていくための態勢整備 ・収益管理システムの導入により収益指標の精度を高める。 ・プライシングガイドラインとの整合性を確立した収益管理システムの運営を図る。 ・リスク調整後の収益指標を活用した業績評価を構築する。 ・定期的に収益管理態勢の検証と見直しを行う。 ・総合的な収益管理態勢を踏まえ、原価計算（システム）の導入について検討する。	・収益管理態勢の整備に向け、収益管理システムを構築し、平成17年10月より稼働を開始した。開始当初は、新しい収益管理手法の定着に向け、行内研修と新手法による予算実績管理の試験運用を行った。 ・試験運用結果を踏まえ、収益管理システムの各収益指標等について検証し、平成18年度上期より、新手法による収益管理を実施した。また同時に、リスク調整後の収益指標を活用した業績評価を実施した。 ・平成19年1月からの随時査定の実施に伴い、信用リスクの算定や管理について見直しを行った。また、新しい収益管理手法の定着に向け、行内研修を実施した。 ・原価計算の導入要件について確認した。	・収益管理システムの本格稼働により、新手法による収益管理の導入と、リスク調整後の収益指標を活用した業績評価を実施することができた。今後は、新しい収益管理手法の定着を図り、各自が収益やリスク等を意識した業務運営が行えるよう取り組む必要があると捉える。また、総合的な収益管理態勢も踏まえ、原価計算の導入について、システム構築、データ整備等を含めた対応を継続して検討していく必要があると捉える。
山形	1. 収益管理態勢を整備・高度化し、収益力強化に向けた業績評価制度を再構築する。 2. リスクとリターンの関係を踏まえながら、適正なリスクテイクとリスクに見合った金利の確保を目指す。 3. 債務者区分と整合的な内部格付制度の定着を図る。	1. 収益管理制度の整備・高度化を図るとともに、業績評価制度の見直しを行う。 2. 融資支援システム（17年4月導入）による、信用格付の早期定着を図る。 3. さらに精度向上を目指し、信用格付の検証方法を検討する。 4. 信用格付に応じた金利適用に向け、信用リスクと格付・金利の整合性について検証する。 5. 「信用リスク情報統合システム」のデータ蓄積を行う。	1. 融資支援システムによる信用格付の早期定着に向け、「全店融資課長説明会」を実施した。（17年4月2回）さらに、「地区別勉強会」（24会場・参加59カ所）を開催し、直接営業店への指導を行った。 2. 店別採算管理、業績表増強制度の見直しへのうえ、収益をより重視した業績評価制度を導入し、収益増強に向けた取組みを強化した。（18年4月） 3. スプレッドパンキングに基づく新しい収益管理制度の定着を図るため、研修、ニュース等を通じて収益管理の仕組み・手法の営業店周知を行った。 4. 信用格付の精度向上に向け、信用格付の営業店モニタリングを開始した。（18年10月～対象24カ所） 5. 「信用リスク情報統合システム」のデータ蓄積は18年12月分まで完了した。 6. 融資構造分析における格付毎の金利体系の検証は、18年9月分まで完了した。 7. 信用格付のデフォルト判別力等を分析し、格付と信用リスクの整合性を検証した。（18年11月） 8. 「信用リスク情報統合システム」を活用し、ストレステストを実施した。（19年2月） 9. スコアリングモデル商品開発に備え、CRDモデルの検証を実施した。（19年2月）	1. 融資支援システムによる信用格付はほぼ定着してきているが、さらなる精度向上のため、営業店モニタリングを継続する。 2. 信用格付と信用リスクの整合性を高めるべく、外部コンサルを導入し、現行格付制度の検証と改定に着手する。 3. 「信用リスク情報統合システム」を活用したストレステスト・シナリオの充実と、与信ポートフォリオへの活用を進める。 4. 収益管理制度に対する営業店の理解向上に向けた取組みを強化する。また、経費や信用コストの考え方を整理し、これらを加味した業績評価制度の導入等、収益増強に向けた取組みを強化する。
東邦	収益管理の精度向上に向け新原価計算システムを導入する。 多面的な採算分析を通じ、業務の再構築を図る。 新収益管理システムの活用による収益管理意識の醸成と経営資源の適正配分に向けた体制整備を図る。 信用リスクに応じた適正収益確保のためプライシングガイドラインを策定し、貸出金利体系を再構築する。	新原価計算システムの導入により収益管理における経費配賦の精緻化を図る。 新原価計算システムによるチャネル別、商品別等の採算分析を通じ、業務の再構築を図る。 信用リスクデータ蓄積の観点から地銀協CRITSを活用し信用リスクデータベースを整備し、信用リスク管理に活用していく。 女子行員やOB行員等の担当職務拡大等も含めた幅広い人材育成の展開	地銀協CRITSにより算出したPDを利用し、「ガイドライン金利＝調達金利＋貸出金経費率＋信用コスト率＋資本コスト率＋目標収益率」とするプライシングガイドラインを策定し、運用を開始した。 随時査定による信用リスク管理の高度化および自己査定事務の効率化等を目的として自己査定・格付システムの導入を行った。 女子行員の研修拡充 平成18年5月融資部ステップアップトレーナー（事業性融資研修）開催：参加者8名 OB行員の雇用状況 【17年9月末：44人】【18年3月末：55人】 【18年9月末：63人】【19年3月末：81人】	「プライシングガイドラインの制定」「行内信用格付制度の改定」「自己査定・格付システムの導入」とも実施済みであり、今後は、運用の精度を高めるとともに、適正収益を確保する取組みを行っていく。 また、格付別デフォルト率等の算定基準を明確化し、プライシングガイドラインへ適切に反映する態勢を構築していく。 幅広い人材の展開、店舗施策等については引き続き中期経営計画に則り、対応していく。
足利	(1)管理会計の向上 (2)信用格付制度の精緻化 (3)金利設定のための内部基準の精緻化	(1)収益管理システム導入の検討 採算性の把握とともに適切な業績評価を実施し、収益力向上に向けた業務再構築を図るため、収益管理システム・原価計算システム等の更改・導入を検討する。 (2)信用格付制度の検証・精緻化 格付別の信用コストを半期毎に検証し、その結果を踏まえ信用格付制度の見直しを実施し更なる精緻化を図る。 (3)貸出金ガイドライン金利の精緻化 平成16年10月に信用コスト等の構成要素を精緻化し大幅改定を実施したが、今後、半期毎に検証し採算金利の更なる精緻化と機動的な金利決定を行い安定的な収益の確保を図る。	(1)収益管理システム導入の検討 ・次期システムベンダー選定、業務要件定義実施。 (2)信用格付制度の検証・精緻化 ・従来の最上位格付よりも上位の格付区分（0格）を新設。 ・信用格付制度改定。 (3)貸出金ガイドライン金利の精緻化 ・半期毎に継続的な改善を行い、ガイドライン金利を精緻化。	概ね予定どおり進捗している。今後の課題は以下のとおり。 (1)収益管理システム導入の検討 新システム稼働後は、採算性の把握とともに適切な業績評価を実施し、収益力向上に向けた業務再構築を図る。 (2)信用格付制度の検証・精緻化 定期的な検証を実施し、その結果を踏まえ信用格付制度の改善を行い、信用リスク管理の高度化に繋げる。 (3)貸出金ガイドライン金利の更なる精緻化。

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年9月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
第四	<p>RACARによる収益管理の定着と活用を図り、併せて金利設定における内部基準の一層の整備を進める</p> <p>また、信用コストの算定元となる格付制度の高度化および信用リスクデータ計測手法の高度化を目指す</p>	<p>RACARによる収益管理の定着と施策への活用</p> <p>ア．営業店収益管理の高度化 イ．主要法人先に対する個別収益管理の実施 ウ．長期経営計画の施策へのRACAR分析結果の反映</p> <p>信用リスクデータの蓄積および格付制度の高度化</p> <p>イ．新BIS規制の対応を視野に入れたデフォルト率計測手法の高度化 イ．地方銀行協会「CRITS」を活用したリスク管理手法の整備</p> <p>ウ．格付精度（格付スコアリングモデルのデフォルト判別力等）の検証手法の構築と検証実施</p> <p>エ．新BIS規制の内部格付制度の要件充足に向けた格付制度の整備</p> <p>金利設定のための内部基準を整備</p> <p>ア．市場性貸出（スプレッド貸出、スワップ貸出）金利の基準見直しおよび長期固定貸出金利の基準策定</p>	<p>RACARによる収益管理の定着と施策への活用</p> <p>・16・17年度の収益状況を分析し、収益向上策の策定や、営業店業績評価制度の見直し、営業活動の成果検証などに活用</p> <p>・啓蒙ビデオの作成や階層別研修での講義を通じ、RACARの定着と浸透に向けた活動を実施</p> <p>信用リスクデータの蓄積および格付制度の高度化</p> <p>・信用リスクデータ蓄積の一つとして、地銀協「CRITS」での過去データの蓄積を開始・継続。</p> <p>・地銀協「CRITS」を活用し、信用リスク量の計測を実施。また、信用リスクのストレステストを行い、「リスク資本配賦」への活用を開始</p> <p>・新BIS規制の当局事前ヒアリング結果等も踏まえ、内部格付制度の再構築を継続実施</p> <p>金利設定のための内部基準を整備</p> <p>・市場性貸出金利の設定基準の見直しおよび長期固定貸出金利の設定基準の運用を開始したほか、支払承諾（一般）の保証料率基準改定を実施</p>	<p>RACARによる収益管理の定着と施策への活用</p> <p>・RACARを活用した収益状況分析の手法は概ね確立。収益状況等の分析を戦略的に活用し、経営計画との連動性を高める方針</p> <p>・営業店収益管理については、営業店業績評価制度を通じて浸透してきており、個別収益管理に関してのRACAR活用を更に進める</p> <p>信用リスクデータの蓄積および格付制度の高度化</p> <p>・地銀協「CRITS」を活用した信用リスク量の計測・分析は定着。格付精度の検証手法の構築については、現在継続中の内部格付制度の再構築において着手</p> <p>・内部格付制度の再構築を進めると共に、内部信用リスク管理基準を改定する方針</p> <p>金利設定のための内部基準を整備</p> <p>・市場性貸出金利および長期固定貸出金利の設定基準の運用開始から一定期間経過し、下落傾向であったスプレッドについても下げ止まりの兆し</p>
北越	<p>これまで積み上げてきた収益管理手法をさらに高め、収益力の強化へ繋げる。</p> <p>より収益に重点を置いた業績評価制度へ改正。結果を経営戦略に反映。</p> <p>信用リスク管理の高度化を図り収益力向上に活用。</p> <p>コスト・リターン管理の徹底により組織・店舗業務の効率化を図る。</p> <p>【目標】 当期純利益 17年度35億円、18年度45億円</p>	<p>収益管理の強化</p> <p>業務部門別、業態別および地域別収益管理の実施</p> <p>業績評価制度の改正</p> <p>『収益重視』を鮮明にした業績評価制度の改正（リスク、コスト控除後の収益管理）</p> <p>店質・役割に応じた評価基準の明確化</p> <p>信用リスク管理体制高度化による収益力強化</p> <p>新しい自己資本比率規制に対応した内部格付制度の構築</p> <p>与信ポートフォリオ全体を見直し融資戦略の立案、実践。</p> <p>見直し後のガイドライン金利に基づく法人貸出金利改善運動実施。</p> <p>組織・店舗業務の効率化</p> <p>少数精鋭化…業務プロセスの見直し、本部集中化、パート化等による業務の合理化</p> <p>本部機構の改正…本部渉外機能強化、融資・審査部門の再編・スリム化</p> <p>収益分野への人員配置</p> <p>重点マーケットへの営業力強化</p> <p>融資・渉外事務の効率化による営業力強化</p> <p>営業店ネットワークの再構築</p> <p>収益性・効率性の視点から各営業店の役割を明確化</p> <p>営業店ネットワークの機能向上</p>	<p>営業店別、地域別収益状況表の作成。</p> <p>業績評価制度は「収益増加」に強力に取り組むため業務粗利益の増加に的を絞り一部改正、部門別収益を業務粗利益に一本化。</p> <p>外部コンサルを導入し、信用リスク管理高度化に向け検討を進めている。</p> <p>市場運用の総合損益管理については、準備を進め、運用戦略会議で実績を検証。</p> <p>本部機構を改正し、本部渉外機能強化、融資審査部門を再編。</p> <p>数値目標とした当期純利益については、17年度目標35億円に対し42億円、18年度は目標45億円に対し50億円と上回った。</p>	<p>数値目標とした当期純利益は目標に比べ大幅に増加。収益力向上に向けた取組が順調に進んでいると認識している。</p> <p>内部格付制度については新しい自己資本比率規制の要件を踏まえ慎重に検討し対応を進めている。</p>
山梨中央	<p>1. 当行の経営資源を傾斜配分することにより、「選択と集中」を実践し、業務の再構築を図っていくために、様々な角度から採算性の評価を行い、経営判断資料として提供していく。</p> <p>2. 格付と自己査定との整合性を確保するとともに、信用リスクを評価するためのデータ整備を図る。</p> <p>3. 個別採算管理の強化を図るためにも、信用リスク評価に基づく金利体系について、なお一層の定着と推進を図る。</p>	<p>1. 多角的な採算性評価による経営管理資料の提供</p> <p>2. 「格付・自己査定システム」の構築により、ローンレビュー態勢の強化、格付手法の高度化、信用リスクデータベースの充実と取組む。</p> <p>3. ガイドライン金利のデータベース化と取引先への提案ツールの充実と取組むことにより、個別採算管理を強化する。</p>	<p>1. 運用資産の構成について、同規模他行に対しアンケートを実施し、当行の収益体質について検証した。</p> <p>2. ゼロ金利政策解除に伴う中期損益シミュレーションの内容につきALM委員会へ報告し、当行収益に与える影響および今後の預貸金レート運営に関し検討した。</p> <p>3. 日銀による政策金利の再利上げが当行の収益に与える影響について試算し、ALM委員会へ報告するとともに、以後のレート運営に関し検討した。</p> <p>4. 17年12月、18年6月、18年12月のALM委員会で部門別損益、マーケット別損益について報告した。</p> <p>5. 格付体系を再構築するとともに自己査定と一体化した「格付・自己査定システム」の運用を平成18年11月に開始した。</p> <p>6. 17年9月にガイドライン金利をデータベース化することにより、融資関係帳票への表示と、ガイドライン金利情報の本部集計を可能とした。</p> <p>7. 取引先への提案ツールとして「企業カルテ」を導入。17年9月に2か店での試行を経て、17年12月に全店での活用を開始。18年11月には融資支援システムへの機能追加を実施した。</p> <p>8. 市場金利の上昇を受け、平成18年8月および平成19年3月に短期プライムレートを改定（それぞれ0.25%引き上げ）するとともに、ガイドライン金利を改定し、貸出金利適正化に継続して取り組んだ。</p>	<p>1. 当初予定したマーケット別の損益については17年度上半期実績より試算を開始した。今後は、多面的な採算性評価方法の高度化に取組む一方で、リスク管理指標とリターンとの対比およびその分析情報の活用が課題である。</p> <p>2. 平成19年3月に新たな格付体系への移行が完了したことから、今後は格付結果の検証を実施し必要に応じて格付制度の見直しを行い、なお一層の格付精度の向上を図る。</p> <p>3. 「企業カルテ」は営業店の利便性を勘案し融資支援システムへ搭載したことから、なお一層の活用を図っていく。</p> <p>4. 本部集計が可能となったガイドライン金利情報により本部における集中管理と営業店へのデータ還元態勢を構築したが、短プラ改定に伴う対応について、引続き管理強化を図っていく。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年9月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
八十二	<ul style="list-style-type: none"> 収益管理態勢の整備 収益管理態勢を整備し、リスク・リターンに基づいた経営戦略策定に取組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 統合リスク管理の高度化に取組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 統合リスク管理の対象資産・負債を見直し、時価のないプライベート・エクイティ・ファンド、預金金利リスクを統合リスク管理の枠組みに組み入れた。 16年度上・下の部門別ROEの実績値を試算し、17年度下期部門別ROEの期待値を試行的に設定 リスク量・部門別ROEに基づくリスク・リターン方針を決定し、新たな統合リスク管理・収益管理の枠組みに基づき18年度上期資本配賦を実施 18年度経営計画に基づき部門別に資本配賦を行い、18年度上期の配賦資本に対する部門別ROEを設定 	<ul style="list-style-type: none"> 17年度下期より部門別収益指標の設定と管理を実施。18年度下期は、部門毎に目標業純RAROCを設定し、リスク・リターン状況を把握・検討を行った。収益指標を部門一律から部門毎の設定にする等、レベルアップに順次取組み体制整備を図った。 18年度までに取組んだ部門別採算システムのレベルアップに加え、19年度からは、データの一段の精緻化を図りつつ、リスク・リターンに基づいた経営戦略策定に取組む。
	<ul style="list-style-type: none"> リスクに見合う金利設定を行っていくための態勢整備 信用リスクデータに基づく格付別目標金利の設定により、リスクに見合った貸出金利体系の構築と収益の向上を図る。 営業店収益管理体制を整備、見直しすることにより、収益管理態勢の一層の高度化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎期「貸出金利適用方針」を策定、方針に沿ったプライシング交渉の実施によりお客様の理解促進を図る。 収益管理態勢の整備、営業店採算管理制度のレベルアップを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> プライシングワークシート作成の義務付けにより、格付に見合った個別金利方針策定が浸透 格付別最低目標金利を目指しプライシング交渉を実施するとともに、利回り改善状況を月次チェック 17年度下期、18年度上期、下期貸出金利方針および営業店スプレッドを実績に合わせて設定 	<ul style="list-style-type: none"> 市場金利上昇に伴う市場性貸出金の利回りが改善しているため、18年6月以降、貸出金利回りは上昇に転じている。 低格付先に対する最低目標金利までの引上げについては、大口先を中心に進捗状況は芳しくない。 18年度下期は短ブラ改定に伴う金利引上げを金利適正化を目的としたプライシング交渉よりも優先して行った。また、短期貸出金利回りの状況について、月次進捗チェックを実施した。 毎期市場金利実勢、取引先状況に合わせて貸出金利適用方針、営業店スプレッドを設定する。 19年度上期は、19年3月改定の短ブラ引上げ交渉を優先的に対応する。
北國	<ul style="list-style-type: none"> 地域密着型金融の機能強化に向けた土台を強固なものとするため、地域において必要なリスクをとりつつ、それに見合った金利設定を行っていくための体制整備など、収益管理態勢の整備と収益力の向上に向けた取組みを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 収益管理態勢の整備と収益力の向上のための取組み 管理会計の整備およびこれを活用した業績評価の結果に基づく業務の再構築 信用リスクデータの蓄積 金利設定のための内部基準の整備等 	<ul style="list-style-type: none"> 収益管理態勢の整備と収益力の向上のための取組み 業績査定における収益目標達成率評価重視によるインセンティブの付与により精緻な信用リスク管理態勢の構築のための信用リスクデータ蓄積の対象範囲拡大 CRITISのデータ蓄積によるデフォルト率への活用 信用リスクデータの収集を実施し、事業法人のデフォルト率を自行推計デフォルト率に変更しました（19/3末基準より）。 	<ul style="list-style-type: none"> 営業店における収益管理態勢については、収益管理データの層の有効活用が課題であり、個社単位の視点を重視しながら、営業店の採算管理向上に努めてまいります。 信用リスクデータの収集を継続し、パラメータ推計用のデータベース構築の取組みを、今後開始する予定です。 新プライシングについては、継続案件として、19年度に取組開始予定の内部格付制度高度化にあわせて、導入する方針です。
スルガ	<ul style="list-style-type: none"> 1. プライシングガイドレートの適切な運用 2. 地域密着型金融の実施において、適正な対価負担を求めつつ、付加価値の高いサービスを提供するビジネスモデルを展開 (1) 本拠地である静岡県ならびに神奈川県、東京都を中心にリテールバンキングを主体においた首都圏、日本の市場全体をカバーするダイレクトバンクの3エリアを主な市場として展開 (2) 主たるビジネスモデルである住宅ローン事業をさらに伸ばしていくとともに、フリーローン事業、クレジットカード事業、資産運用サポート事業、スモール・ミドル法人事業を含め5つのコア事業を重点的に展開 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 収益管理態勢の整備 (1)信用リスクデータの蓄積 (2)格付自己査定システムによる債務者モニタリングの実施 (3)CRITIS稼動により、RAROAベースでの収益性の把握 2. プライシングガイドレートの見直し 3. 5つのコア事業の重点的な展開による収益力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 債務者モニタリングによる随時査定ならびに新債務者格付体制を整備し稼動。リニューアルに着手。 2. 地銀協（CRITIS）ならびに日本リスク・データ・バンク（RDB社）へ信用リスクデータを蓄積 3. プライシングガイドレートの見直しに着手。試行的に営業推進上の参考値として営業店に提示 4. コア事業である個人ローンならびに個人預り資産の増強により収益力を向上 5. プライシングガイドレートを改訂 	<ul style="list-style-type: none"> 1. CRITIS（地銀協）とRDB社（日本リスク・データ・バンク）の信用リスクデータの蓄積を継続的に実施している。 2. LEADSによる回収実績データの蓄積している。 3. CRITIS、CRAS、PAS、LEADSそれぞれの信用リスク管理データのシステムの連携を強化する。 4. 今後も、信用リスク管理をはじめとする収益管理に係る人材の育成に努める。
泉州	<ul style="list-style-type: none"> 信用リスクデータの整備 格付制度の精緻化 金利設定のための内部基準の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 地銀協CRITISの有効活用などにより、信用リスクデータの蓄積・整備 格付制度の改訂により、信用格付判定の精緻化 格付別適正貸出金利制度の継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 地銀協CRITISの有効活用 信用Varの精緻化、四半期末毎のデータ蓄積、格付制度見直しにおける検証、制度見直し後の格付別デフォルト率の設定 格付制度見直し後の格付制度運用状況の検証への活用 住宅ローンに係る担保情報等のデータ蓄積 パーゼルの基礎的格付手法に向けて格付制度を改定し、運用を開始するとともに、関連システムをバージョンアップ。また、格付対象先を拡大。 財務データの精緻化に向けて企業財務分析システム（キャスター）をバージョンアップし運用開始 格付別適正貸出金利制度を継続的に運用 	<ul style="list-style-type: none"> 〔分析・評価〕 CRITISのデータベースに四半期毎のデータを定期的に蓄積、格付制度見直しのための検証や格付別デフォルト率設定等で活用 〔今後の課題〕 リスク管理の高度化への対応を進める中で管理会計の整備についても合わせて実施 信用Varの精緻化、格付別適正貸出金利の算出等、CRITISの更なる有効活用
但馬	<ul style="list-style-type: none"> 債務者区分と整合的な内部格付をもとに、内部格付区分ごとの信用コストを反映した収益管理態勢の整備を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 「信用リスク情報統合サービス」を活用して、信用リスクデータの蓄積とデータベースの構築を行い、内部格付区分ごとの信用コストを算出することにより、適正貸出金利の設定基準を整備し、収益力の向上に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 信用リスクデータの蓄積を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 内部格付区分ごとの信用コスト算出のための最低限の信用リスクデータは蓄積できた。 「信用リスク情報統合サービス」のデータベースを活用して、適正貸出金利の設定基準を整備し、収益力の向上に努める。

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年9月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
鳥取	・信用リスクデータ（デフォルト率等）の更なる蓄積・検証を行い、内部格付に基づくガイドライン金利の精度向上を図る。 ・取引先別採算管理の高度化により取引先の総合的な採算を把握し、収益力強化に向けた取組みを推進する。	・信用リスクデータの継続的な蓄積と分析・検証の実施。 ・取引先別採算管理帳票の高度化と貸出取組シミュレーション機能の充実を図る。	・直近デフォルト率を集計検証、経費率の見直しを行い、17年9月および18年9月にガイドライン金利の見直しを実施したほか、19年3月にデフォルト率、経費率をより実態に沿ったデータへと変更したことに伴い、ガイドライン金利の改定を実施した。 ・取引先別役務収益の精緻化を実施（未反映手数料の採算管理帳票への反映）。 ・顧客情報システム（TCI）に法人取引先の取引先別採算管理機能を追加したことで、取引先の総合採算、単体採算、職域取引等の把握が可能となった。 ・取引先別採算管理シミュレーション機能の見直しを実施。	・計画通りに、直近デフォルト率の実績の集計・検証を行いガイドライン金利の見直しを実施。また、金利上昇時に適宜、調達コストを改定するなどガイドライン金利の機動的な対応についても実施した。今後についても、適宜デフォルト率の検証、経費率の検証を行ったうえで適正金利を算出し、収益力の向上を行っていく。 ・顧客情報システム（TCI）を活用した法人取引先の採算管理が可能となったことから、今後は取引先別採算管理の一層の行内浸透・定着を図っていくほか、個別別採算向上に向けた取組みを強化していく。
山陰合同	・信用コスト、経費の更なる精緻化を図るとともに、リスク対比での収益を軸とした評価手法を導入し、業務再構築による収益力の向上を図る方針	・評価指標の見直しによる内部格付制度の精緻化 ・システム導入による内部信用リスクデータ蓄積（パーゼル 対応） ・経費における配賦手法の見直しによる精緻化 ・信用コスト・経費に見合った金利設定のための内部基準の精緻化 ・管理会計制度の高度化による部門別収益管理体制の確立 ・リスク（使用資本）を考慮したリターン指標導入により業務再構築を行い収益向上を図る	・内部格付制度精緻化のために格付モデルの検証を行った ・内部格付制度の高度化のため、統計的手法を採り入れた格付モデルに改定を行った ・信用リスクデータ蓄積（パーゼル 対応）のシステム導入のための要件定義を完了し、システムの設計・開発を完了した ・資本コストを考慮したリターン指標を参考値として導入 ・経費配賦手法の一部見直しを実施	・内部格付制度の高度化のため、統計的手法を採り入れた格付モデルに改定を行ったため、今後その浸透・活用を図る ・収益管理システムの更改により、信用コスト・経費に見合った金利設定のためのインフラを整備したため、その活用実践に取組んでいく ・管理会計の高度化により、部門別収益管理の充実を図る
広島	・営業店の収益改善努力が銀行全体の収益向上につながるよう、収益管理を高度化する。 ・新貸出基準金利の早期定着化、個別採算管理制度の高度化等により、各種リスクに見合った適正な金利設定をすすめるとともに、デフォルト率の変更・基準金利の定着化状況等を踏まえ、適宜、貸出基準金利等の見直しを実施し、一層の体制強化を図る。	・新収益管理システムの導入による営業戦略を織り込んだ予算策定、および、より精緻な実績把握の実施 ・新貸出基準金利の早期定着化、およびR A R O Aを活用した個別採算管理制度の高度化等による各種リスクに見合った適正な金利設定 ・直近のデフォルト率・経費率等に基づく貸出基準金利の定期的見直し（原則：年1回）	・新収益管理システム導入に向け、実績管理については、明細単位のデータ保有により、多面的分析（顧客属性、業種別等）を可能とした。予算策定については、売上高・業種別等のセグメント別のシミュレーション機能をシステムに反映した。 ・また、営業店向けに期中収益の着地シミュレーション機能を追加した。 ・18年10月より新収益管理システムを本番稼働させ、予算策定、実績管理を実施した。	・新収益管理システム導入については、本番稼働により全行～店別の収益管理を実施。今後は、実績データの多面的分析のモニタリング実施により、営業戦略面で活用する方針。
山口	収益に対する意欲的な姿勢を持ち、適正な金利を確保し、収益に見合った運営体制を構築する。	・格付に応じた適正金利水準の確保とリスクに見合った金利設定に対する営業店の意識を高めていくツールとして「融資支援システム」を導入し、「貸出金利ガイドライン」の実効性を高めていく。	・18年5月の導入に向けてシステム部他関連部およびベンダーと開発テストを実施。 ・18年5月融資支援システム稼働開始。18年7月融資支援システム全店稼働完了。	・格付に応じた適正金利水準の確保とリスクに見合った金利設定に対する営業店の意識を高めていくツールとして機能するよう取り組んでいく。
佐賀	収益管理態勢の整備と収益力の向上に向けた取組み ○信用リスクデータ等を蓄積し更に精緻化を目指した「新金利ガイドライン」の定着および運用強化、また収益管理制度並びに営業店総合表彰の見直しとの連繫等により収益力の向上を図る。 ○管理会計手法の向上を図ることで、より客観的基準を持ち、当行のビジネスモデル構築のための糧とする。	・信用リスク関連データの蓄積 ・適用金利の業績評価への反映 ・平成18年度上期に本支店制度を見直し、スプレッドバンキングを導入 ・経費についてはセグメント別分析等を目的に、A B C原価計算試行機能システムを導入 ・平成17年度上期に「収益管理システム」の導入構築 ・平成18年度上期に「収益管理システム」を活用した、収益・コスト・セグメント別分析等の実施および経営情報として報告 ・平成18年度上期より収益管理制度に基づく営業店総合表彰運用開始	・信用リスク関連データを引き続き蓄積した。特に地銀協デフォルトデータは新B I S対応の「信用リスク情報統合システム」（C R I T S）よりデータ取得を継続した。 ・信用リスク計量化後の信用コスト等を反映した「新金利ガイドライン」の定着・運用強化の観点から、適正金利への引上げ目標や遵守率などを業績評価に導入した。 ・収益管理システムを構築し、17年4月からのデータ蓄積を完了、18年度よりスプレッドバンキングを導入した。 ・スプレッドバンキング導入を前提とした本支店レートの調整を実施した。 ・スプレッドバンキングの導入に向けて、営業店長および収益計画担当者へ事前説明を実施した。 ・「収益管理システム」による18年度上期の営業店収益計画を作成した。 ・18年4月より、スプレッドバンキング制度に基づく営業店総合表彰を行っている。従来の経費コスト控除後収益に加え、さらに信用コストを控除した収益もその対象とした。	・地銀協「信用リスク情報統合システム」（C R I T S）のデフォルトデータと既往蓄積デフォルトデータとの信用リスク分析比較が課題であるが、今後も上記データを蓄積していく。 ・新金利ガイドラインの導入に伴い、その定着および運用強化が課題であるが、案件取組み時等にリスクに応じた適正金利指導を行い収益力の強化を図る。 ・今後は、スプレッドバンキング制度を実践する中で運用上の見直しを行い、また本制度の定着化を図りながら、収益力強化のための施策を継続していく。

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年9月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
親和	<p>管理会計整備による収益力の強化</p> <p>・新収益管理制度を導入し、収益管理態勢を整備するとともに、収益力の向上に向けた取組みを強化してまいります。</p> <p>・特に「RACAR」を基準とした部門別収益管理態勢を完成させ、リスク・コスト調整後での部門評価を実施し、営業戦略や業務再構築に活用してまいります。</p> <p>・また、新制度を定着させて、行員ひとり一人の収益に対する意識改革を行い、「リスク・コスト調整後収益」の拡大を図ってまいります。</p>	<p>・「RACAR」指標を活用した部門別収益管理態勢の再構築</p> <p>従来の粗利益ベースでの収益管理に加え、部門別のRACAR、RAROA等を継続的に算出し、部門別のリスク・コスト調整後ベースの収益性の評価ができる態勢を確立いたします。</p> <p>・新収益管理制度を業績評価、稟議制度、マーケティング、商品戦略等に活用し、リスクとコストに見合った収益の確保を推進いたします。</p> <p>・各種研修の実施およびニュースの発行</p>	<p>・収益力の向上を図るため新収益管理制度を導入し、「リスク・コスト調整後利益」拡大に向けて以下のとおりRACARを活用しております。</p> <p>・まず、導入初年度である17年度は、営業店収益管理と顧客別収益管理における活用の定着を図りました。</p> <p>・営業店収益管理では、業績評価項目に「リスク・コスト調整後利益」の視点を取り入れ、収益に貢献した支店を評価する体制とし、顧客別収益管理では、貸出案件審査等に活用し、顧客別取引の採算性を検証する体制としました。</p> <p>・18年度は、部門別に「リスク・コスト調整後収益」の拡大に向けた役割と責任を明確にする体制を確立するため、営業部門・市場部門・ALM部門・自己資本部門の4つの部門によるRACARベース部門別収益態勢の整備を進めました。</p> <p>・統合リスク管理において、部門別のRACAR、RAROA、RAROC等の指標を活用していくこととしました。</p>	<p>部門別収益の実績算出および統合リスク管理への活用の体制は整いました。今後は、商品別収益管理等へのRACARの活用を検討してまいります。</p>
	<p>信用リスク管理の高度化による収益力の強化</p> <p>・外部委員からなる「信用リスク管理委員会」を設置し、当行経営に対する牽制機能を発揮することにより、信用リスク管理業務の適切性・透明性を確保してまいります。</p> <p>・債務者区分と整合的な内部格付制度の構築をめざし、システム更改に取組み、格付の精度向上に努めてまいります。</p> <p>・信用リスクデータの蓄積と活用により、与信ポートフォリオの適正化や信用リスクに見合った金利の設定に取り組んでまいります。</p>	<p>・「信用リスク管理委員会」において、信用リスク管理に関する規定の制改定や大口と信先管理状況の検証、経営支援先の再生スキームの検証とフォローアップについて審議を行い、融資審査会や取締役会に意見具申いたします。</p> <p>・プロジェクトチームによる格付・自己査定システムの更改を成功させ、債務者実態をリアルに反映させた格付の実現と債務者区分との整合性確保により、融資方針の明確化と金利の適正化に取り組めます。</p> <p>・信用リスク定量化システムによるリスク量把握とリスク分析を行い、定期的に経営へ報告を行うとともに、信用リスク管理上の課題</p>	<p>・17年6月に公表しました「抜本的収益改善策」の柱である「不良債権問題の解決および信用リスク管理強化」に基づき、17年9月に信用リスク管理委員会の設置を決定し、19年3月までに16回開催いたしました。</p> <p>・信用リスク定量化システムについては、17年8月までに16年3月～17年6月までのデータの蓄積が完了いたしました。17年9月には試験的にリスク量の測定を実施いたしました。</p> <p>・17年4月、格付・自己査定システム更改プロジェクトを発足し、じゅうだん会各々が採用している八十二銀行パッケージシステム（開発ベンダーは日本アイ・ビー・エム）に決定するとともに、18年6月の稼働開始に向け、営業店・本部向け説明会実施やホストと当該システム間の結合テスト等を実施いたしました。</p> <p>・17年11月に「信用リスク管理の高度化」と題して、役員向けに信用リスク定量化の勉強会を開催しました。</p> <p>・18年3月、7月、11月、19年1月の計4回、信用リスク量計測結果をリスク管理委員会（常務会レベル）へ報告しました。</p> <p>・18年4月より新格付・自己査定システム（以下、「システム」という）についてST（システムテスト）を開始し、ほぼ予定通りに終了しました。</p> <p>・18年6月、本番稼働判定会議を経てシステムを稼働しました。また、全営業店のシステム推進者、および本部への操作研修を実施（営業店9回、本部2回）、操作マニュアル、規定などの整備を図り、9月より、全店で本番の査定作業を開始しました。</p> <p>・18年12月、営業店向実務研修会を実施（4会場、300名）しました。</p> <p>・19年2月、「信用格付・自己査定基準」を改定するとともに「信用格付・自己査定手順」を制定しました。</p> <p>・19年1月末基準にて、18年度下期自己査定対象先を抽出し、自己査定の追込み作業を行ないました。抽出対象先数は5,384件。</p> <p>・2月～3月に、自己査定対象先全先に対する査定を実施するほか、期末の分類額引き直しの準備作業として、保全修正・商手支払人調査を実施しました。</p>	<p>格付・自己査定については、更改後初めての期末処理でしたが、スケジュールに基づき、必要な作業はトラブルなく完了しました。</p> <p>・営業店、二次査定部署についても、初回作業を通じて、新システムによる査定作業のレベル向上が図れました。今後は、定期的な実務研修を継続して行います。</p>
肥後	<p>金利設定のための内部基準の整備等</p> <p>RAROAの概念を取り入れた金利ガイドラインの設定、および個社別・貸出毎の採算管理を徹底することで収益力向上に向けた貸出金利の適正化を図る。</p>	<p>1. 信用コストおよび経費（事務コスト）の精微化に向けたデータ整備を引続き行う。</p> <p>2. RAROAの概念に基づいた金利ガイドラインを設定する。</p> <p>3. 個社別・貸出毎の採算管理意識を徹底する。</p>	<p>1. 信用コストおよび経費の精微化に向けたデータ整備</p> <p>・CRITSによる月次での信用リスク計測とその為のシステムインフラ整備。</p> <p>・RAROAの算出ロジック（経費関連）の見直し（18年7月）。</p> <p>2. RAROAの概念に基づいた金利ガイドライン設定の検討。</p> <p>・格付に応じて各コストと期待収益を積み上げていく金利体系への改定を検討。</p> <p>3. 個社別・貸出毎の採算管理意識を徹底。</p> <p>・収益評価の指標としてRAROAの概念を導入。</p>	<p>1. 信用コストおよび経費（事務コスト）の精微化に向けたデータ整備を引続き行う。</p> <p>・プライシング適正化のため、データ整備により信用コスト、事務コスト算出の精微化に注力。</p> <p>2. RAROAの概念に基づいた金利ガイドラインを設定する。</p> <p>・新たな金利ガイドラインの策定と早期運用開始。</p> <p>3. 個社別・貸出毎の採算管理意識を徹底する。</p> <p>・RAROA概念を取り入れた、採算管理システムの活用により個社別採算管理を徹底。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年9月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
鹿児島	債務者区分と統合的な内部格付制度の構築 ・KeyManを軸として、さらなる信用リスクデータベースの充実を図るとともに、企業信用格付制度の拡充により、RACAR改善に取り組む。	・KeyManデータベースを活用したマスタ審査層と信判断モデルの稼働・活用 ・営業戦略サポートシステムKeyManS3の活用 ・新BIS規制内部格付手法に対応する企業信用格付制度の高度化 ・リアル向け与信の信用リスクデータ整備 ・KeyManの機能レベルアップ	・本部による臨店指導実施 121か店（KeyManS3活用推進を含むKeyManサポート、企業審査等） ・内部格付未整備の債務者（地公体、銀行、B/S無の個人事業主、有価証券のみの先等）への対応として、B/S無の個人事業主モデルを構築 ・現行の一般審査層向け格付モデルについて、外部コンサルティングの活用により格付モデルを再構築完了。また、事業法人向けPD推計機能を構築 ・リアル向け信用リスクデータ収集のシステム構築完了。リアル向け与信のプール設定基準（リスクの特性に応じた分類基準）にかかるデータ分析に着手	・B/S無の個人事業主以外の内部格付未整備債務者への対応を引き続き実施する ・再構築した一般審査層向け格付モデルの稼働、および格付制度、格付基準に関する文書の再整備については19年度上期実施する予定 ・引き続きリアル向け与信のプール設定基準（リスクの特性に応じた分類基準）にかかるデータ分析を実施 ・KeyManの機能レベルアップについては、随時実施中
	営業店収益目標の基礎となる標準採算基準の検討 ・全行的な収益目標達成のために営業店が確保すべき管理会計上の採算基準を明確にする。	・営業店における顧客取引の標準採算基準の策定	17年度上半期リスク・コスト調整後収益に基づく格付別採算実績を算出し、格付別の標準スプレッドの試算実施。（18年3月） ・18年度より貸出平残目標評価を廃止し、貸出金スプレッド収益評価へ一本化。標準採算基準導入の前段階として、目標策定の根拠となった商品別の目安スプレッドを営業店へ開示（18年4月） ・「標準採算基準とそれに基づく営業店収益目標設定」の検討を進める過程において、現実的な運用上の課題を認識したことから、更なる検討の必要性ありと判断（平成18年10月）	・現在の基準運用の実態も踏まえつつ、標準採算基準試行時期の見直しも含めて慎重な検討を進める方針とし、同項目は平成19年度短期経営計画のリスク管理計画にて「プライシング制度の運用態勢の整備」として掲げ、引き続き検討していく。

(3) ガバナンスの強化

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
みちのく	<p>財務内容の適切性の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京証券取引所の適時開示規則に基づく「有価証券報告書の適切性に関する確認書」に対する体制強化を図ると同時に、証券取引法上の確認書の作成に向け、特に財務報告の信頼性に重点を置いた「財務報告に係る内部管理態勢」の構築・整備への取組を行う。 	<p>情報開示委員会（仮）の設置検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報開示ポリシー、情報開示規程類の整備 内部管理態勢の枠組み、内部分享規程等の整備 内部管理態勢の整備状況と運用の有効性に対する評価手法の確立（内部監査態勢の見直し） 内部的な宣旨制度の検討 等 	<p>証券取引法上の確認書について、平成18年3月期の有価証券報告書から対応すべく内部管理態勢の枠組みを構築。平成18年3月期より運用を開始し、内部監査結果を受けて改善すべき点について見直しを行い、チェックリスト等の改定を平成18年9月までに終了した。</p> <ul style="list-style-type: none"> J-SOXに対応するプロジェクトチームを設置。 	<p>東京証券取引所の適時開示規則に基づく確認書の対応から、証券取引法上の確認書への対応と一定の成果はみられたと捉えている。今後は、内部監査指摘事項を全て網羅した枠組みが整備されたことから、運用が適切に入行る態勢を整備していく。</p>
東北	<p>財務内容の適正性の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業内容等の開示に関する内閣府令に基づく経営者による確認書を有価証券報告書に添付する為、本部各部室および連結子会社にて、有価証券報告書作成に関する内部統制を構築していく。 経営監査部は財務報告の内部統制の有効性を検証するため、業務のプロセス等を検証できる仕組みの構築をする。 	<p>財務内容の適正性の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 有価証券報告書作成規定、有価証券報告書に関する業務プロセスの要素分解を、経営企画部を中心とした本部各部室および連結子会社で行う。 経営監査部は、業務プロセスを確認・検証できるチェックリストを作成し、その適正性を評価できる体制を構築する。有価証券報告書提出に際しては財務の適正性について本部各部室長の確認書を経営企画部長に提出する。連結子会社社長の確認書、経営監査部の監査確認書を頭取宛提出し内部統制を明確化する。 	<p>18年3月期の有価証券報告書に添付書類として企業内容の開示に関する内閣府令に基づく代表者による確認書を添付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> フェューチャーファンシヤルストラテジーのコンサルティングによる、汎用的内部監査手法により、決算業務、融資業務、資金証券業務についての経営監査部による監査を行った。 	<p>経営監査部による内部監査手法により、18年3月期の有価証券報告書に添付書類として企業内容の開示に関する内閣府令に基づく代表者による確認書を添付した。今後は同様の内部監査手法により、財務にかかる業務を洗い出し、監査法人へ内部統制報告書を提出する体制の構築を図る。</p>
山形	<p>1. 「財務報告の信頼性」に係る内部管理体制を中心に体制整備を図る。</p> <p>2. 18年3月期より、証券取引法上の代表者確認書を作成する。</p>	<p>内部管理体制を、以下の4ステップとし、整備する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 内部管理体制構築プロセスの検討 2. 内部分享規定等の整備 3. 内部管理体制運用の有効性評価 4. 内部管理体制に係る確認書の作成 	<p>1. 新日本監査法人の主催による「内部統制」に関する勉強会を2回開催し、対応方針等を検討した（17年9月）。</p> <p>2. 「有価証券報告書等に係る代表者による確認書」提出に向けた全体的なスケジュールの確認等を行った。</p> <p>3. 新日本監査法人からの「代表者確認書」提出に当たっての文書化支援を受け、「プロセス分析表」、「チェックリスト」を作成した。</p> <p>4. 「代表者確認書」提出に係る監査部門の内部監査を実施した（18年3月）。</p> <p>5. 本部各部・関連各社でも、平成18年3・9月期決算における「プロセス分析表」「チェックリスト」を作成し（18年4月、10月）、監査部門による内部監査を実施した（18年5月、11月）。</p> <p>6. 監査部門において、内部監査報告書を作成し、代表者に提出した。それに基づき、有価証券報告書に代表者確認書を添付し、提出した（18年6月、12月）。</p>	<p>1. 新日本監査法人のコンサルティングに基づき、内部管理体制の統制項目や管理する部門レベル、対象業務範囲などを検討し、業務プロセスや内部統制のあり方を文書化した。</p> <p>2. 平成18年3・9月期決算において、「プロセス分析表」「チェックリスト」の作成、内部監査の実施、内部監査報告書の代表者への提出を計画どおり実施し、有価証券報告書に代表者確認書を添付し、提出した。</p> <p>3. 今後、代表者確認書対応について更なる体制整備を図るとともに、J-SOX法への対応として、財務報告内部統制に係る実施基準への対応準備を本格化する。</p>
関東つくば	<p>財務内容の適正性の確認</p> <p>内部統制をより有効に機能させてゆくためには、その作成プロセスでのチェック体制を強化するとともに、これら内部統制が意図したものとなっているかどうかを常時モニタリングし、問題が生じた場合、適切に是正していく組織体制作りが必要であり重要であるので、早急に内部統制の整備を図っていく。</p>	<p>当行の組織体制を内部統制の観点から見直し、財務報告の信頼性確保のための有効な組織の検討・整備およびこれらの作業と並行して、財務報告書の計数等につき作成段階と検証段階での効率性・信頼性確保のため業務フロー表等の作成</p>	<p>「有価証券報告書等の適正性の確認書」の提出に伴う決算計数等の検証体制の整備に向けて、各担当部において「業務フロー」、「ワークシート」を作成した。</p> <p>業務フローに基づき内部監査を実施し（18年4月中旬～18年6月上旬）、「有価証券報告書等の適正性の確認書」（代表者自署捺印）を提出した。</p> <p>18年8月に、「有価証券報告書等作成規程」を制定。</p> <p>18年中間決算に向けて、勘定科目の変更等による業務フローおよびワークシートの見直しを実施した。</p> <p>18年3月決算よりそれぞれ決算期毎業務フローに基づき内部監査を実施し（18年10月中旬～12月上旬）、「半期報告書等の適正性の確認書」（代表者自署捺印）を提出した。</p> <p>19年3月期決算に向けて、勘定科目の変更等による業務フローおよびワークシートの見直しを実施した。</p> <p>金融商品取引法（日本版SOX法）の成立に伴う企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価および監査に関する実施基準」の公表に基づき、「財務報告に係る内部統制評価全体計画書」を策定し、取締役会に付議した。</p>	<p>現行の「有価証券報告書等の適正性の確認書」の提出に伴う体制整備については、内部監査の実施等により一定のフレームワークが整ったものと評価される。</p> <p>18年8月には、「有価証券報告書等作成規程」を制定し、各所管部の役割と責任、内部監査の実施ならびに作成手続き等を明文化した。</p> <p>検査規程を廃止し内部監査規程を制定するなど内部統制監査のフレームワーク等を作成した。</p> <p>全行的な取組体制を整備するため、プロジェクト統括責任者、統括補助責任者、統括補助者並びに各担当部からなるプロジェクトチームを18年12月に組成した。</p> <p>代表取締役専務および主計担当常務取締役をプロジェクト統括責任者、総合企画部長および経営管理部長をプロジェクト統括補助責任者とし、プロジェクト事務局3名（専担1名）、プロジェクトチーム22名を配置した。</p> <p>なお、文書化作業は「全社統制・IT全社統制」「業務プロセス統制」「IT全般統制・ITアプリケーション統制」に区分されるため、役割分担を決定し19年4月より作業を開始し、20年9月末までに評価テストおよび改善までを終了する。</p> <p>財務報告に係る内部統制を文書化作業と捉えず、業務の可視化や標準化、法令等諸規程遵守、リスク管理の高度化に繋げ、内部統制のPDCAサイクルによる業務の改善（BPR等）を図り、いかに企業価値の向上に繋げていくことができるかが今後の課題である。</p>
足利	<p>財務内容の適正性の確認</p> <p>継続開示会社に準じ、経営者が有価証券報告書等の記載事項についての適切性を確認できる内部管理体制を早急に構築する。</p>	<p>(1) 有価証券報告書等作成プロセスの分掌規定等の整備</p> <p>(2) 内部監査体制の整備</p> <p>「財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準」の進捗状況に対応して、随時修正していく。</p>	<p>(1) 「財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準」の進捗に合わせた態勢整備を図る。</p> <p>(2) 代表者確認書と内部統制の評価報告セミナー実施。</p> <p>(3) 財務諸表作成部署において、情報収集および財務諸表作成プロセスの整理を実施。</p> <p>(4) 18年3月期決算における、代表者が財務諸表の正確性、内部監査の有効性について確認する態勢を構築し、確認作業を実施。</p> <p>(5) 18年3月期および18年度中間期ディスクロージャー誌へ代表者確認書掲載。</p> <p>(6) 18年度中に内部管理体制の改善を実施。</p> <p>(7) 19年1月にJ-SOX対応のプロジェクトチームを設置。</p>	<p>(1)当初計画通りの進捗。</p> <p>(2)代表者が財務諸表の正確性、内部監査の有効性について確認する態勢に関する改善事項への対応。</p> <p>(3)「財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準」への対応。プロジェクトチームを通した実務者レベルでの実施基準の理解伸展により、体制の更なる強化を図る。</p>
第四	<p>財務内容の適正性の確認</p> <p>企業会計審議会における検討内容を注視しつつ、財務報告に係る内部統制の報告書を作成すべく内部統制の態勢整備を図る</p>	<p>財務諸表に係る内部統制評価の範囲の決定並びに評価手続きを文書化すると共に、そのための組織体制を構築していく</p>	<p>関連各部において財務諸表作成に関する報告書の作成マニュアルを作成。</p> <p>財務諸表作成に係る内部監査の有効性を高める体制を構築</p> <p>財務諸表関連報告の正確性に対する報告書を関連各部・関連会社から徴求する体制を整備</p> <p>「新・会社法」対応として「内部統制システムの構築に関する基本方針」を策定し、18年5月取締役会で決議</p> <p>J-SOX対応として専担者2名を配置のうえ、関連部横断のプロジェクトチームを組成し、具体的準備に着手。業務プロセスの文書化を全行的に展開中（含む関連会社）</p>	<p>業務プロセスの文書化作業は概ね計画的に進捗</p> <p>作成文書のレベル合わせと精度向上、および整備状況テストにおける相当の作業負荷が見込まれる。また、推進リーダーの育成も大きな課題</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
北越	<p>財務内容の適正性の確認のため、19年3月期より有価証券報告書にかかる証券取引法確認書の提出を目指し、内部統制強化に向けた推進態勢を整備。</p> <p>・21年3月期からの内部統制報告書の提出に向け推進態勢を整備。</p>	<p>・企業会計審議会において検討を進めている内部統制の基本的枠組みを踏まえて、具体的な方針を決定、内部態勢を整備。</p>	<p>・内部監査部門の設置、内部監査規程の制定</p> <p>・内部確認書を徴求</p> <p>・内部確認書のチェックシートの作成</p> <p>・チェックシートの内部監査体制の整備</p> <p>・18年3月期より有価証券報告書にかかる証券取引法確認書を提出。</p> <p>・21年3月期からの内部統制報告書対応のため、J-SOXプロジェクトチームを立ち上げた。(18年10月)</p>	<p>・今後の課題は以下のとおり。</p> <p>・評価範囲の継続検討</p> <p>・業務プロセス文書化作業の継続と同成果物の整備状況評価(ワークスルー)の実施</p> <p>・全社的な内部統制評価の検討継続</p> <p>・評価手法(運用状況評価)の継続検討</p>
山梨中央	<p>財務内容の適正性の確認</p> <p>1. 財務内容の適正性の確保に向け、取組みを強化する。</p> <p>2. 有価証券報告書へ証券取引法に基づく「確認書」(以下、「証取法確認書」という)を添付する。</p> <p>3. 「財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準」(以下、内部統制報告制度)に基づき、財務報告等に係る内部管理態勢(内部統制)を構築する。</p>	<p>1. 内部管理態勢構築プロセスの検討・決定</p> <p>2. 内部分掌規定、業務プロセス等の文書化・整備</p> <p>3. 内部管理態勢の整備状況と運用の有効性の評価</p> <p>4. 内部管理態勢に係る報告書(確認書)の作成</p>	<p>1. 財務諸表および有価証券報告書作成に係る各種業務マニュアルを制定・見直しを実施した。</p> <p>2. 決算報告書類の提出に当たり、正確性の検証および作成責任の明確化を図るため「決算報告チェックシート」を制定し提出させた。</p> <p>3. 各部署から提出される財務諸表および有価証券報告書作成のための基礎資料について、当該資料の適正性を担保するため、各部署長および関連会社社長から内部確認書を提出させた。</p> <p>4. 以上の体制整備を図る中、平成18年3月期有価証券報告書および平成18年9月期中期報告書への「証取法確認書」添付に向けて「財務内容の適正性」に係る内部監査を実施した。</p> <p>5. 内部統制報告制度対応に向けて、「内部統制委員会」および同作業部会を組織し、対応スケジュール概要を作成した。</p> <p>6. 監査法人との助言・指導契約に基づき、全社的な内部統制の現状把握、業務プロセスの評価範囲の特定等を実施した。</p>	<p>1. 「証取法確認書」提出に当たり、有価証券報告書を適正に作成するための所要の体制整備は図られたものと認識している。今後は、各種業務マニュアルの適時適切な見直しおよび監査手法の一層の充実を図り、財務内容の適正性の確保を図る。</p> <p>2. 内部統制報告制度への対応については、作業スケジュールの立案および全社的な内部統制の現状把握、業務プロセスの文書化準備等を実施した。今後は、文書化パイロット版作成、整備状況・運用状況の評価および改善計画の作成・実施の過程を経て、20年4月の本番フェーズを迎える予定である。</p>
八十二	<p>経営者による有価証券報告書等における財務内容の適正性の確認</p>	<p>・財務関係計算・報告等の業務手順書の作成・整備</p> <p>・本部各部、連結子会社からの内部確認書の徴求</p> <p>・内部監査の実施</p>	<p>有価証券報告書等における財務内容の適正性確認のため、段階的に対応していく方針とした。</p> <p>・第1段階 18年3月期の有価証券報告書に証券取引法「確認書」を添付できる態勢整備</p> <p>・第2段階 企業会計審議会等の基準等への対応</p> <p>17年度は、第1段階への対応を中心に、態勢整備を進めた。</p> <p>・本部各部、連結子会社の業務手順書の作成</p> <p>・本部各部、連結子会社からの内部確認書の徴求</p> <p>・17年12月に外部コンサルを導入し、その助言に基づく本部各部、連結子会社の業務手順書のレベルアップ並びに内部監査実施準備等</p> <p>18年上期は以下を実施した。</p> <p>・18年3月期決算は、第1段階対応用の外部コンサルの助言によりレベルアップした業務手順書による決算作業並びに内部監査を実施。</p> <p>・18年3月期有価証券報告書に証券取引法の「確認書」を添付。</p> <p>・18年7月に外部コンサル導入を決定し、9月よりコンサルに沿った作業を開始した。</p>	<p>第1段階の対応は、態勢整備を進め、18年3月期有価証券報告書および18年9月期中期報告書に証券取引法の「確認書」を添付した。18年9月期には、外部コンサルの助言により証券取引法の「確認書」添付に向けた対応方針の明確化および内部確認書・チェックリストのレベルアップを実施した。</p> <p>内部監査は、18年3月期有価証券報告書より対応した。</p> <p>・第2段階の対応として、19年2月に公表となった企業会計審議会の意見書を参考に、外部コンサルの助言により対応事項等につき検討を行い、一部作業を進めている。</p> <p>・今後の課題は、20年度からの適用に向け、遅滞なく態勢整備を一層進めていくことである。</p>
富山	<p>財務内容の適正性の確認</p> <p>現在実施している確認手法をより高度化して財務内容の適正性確認の精度を高めるとともに、証券取引法での法制化のスケジュールも脱みながら、証券取引法が求める高度な確認ができるように体制整備を行う。</p>	<p>・有価証券報告書の作成手続検証ツールの作成や基礎情報のフローチャートの作成等を通じ現在の確認手法を高度化する。</p> <p>・財務報告に係る内部統制の評価・監査の制度化や証券取引法の改正の内容についての情報収集を行い、より高度な確認を行うための実施計画を策定し、着実に実施していく。</p>	<p>・18年3月期有価証券報告書に確認書を添付することを前提として、財務報告に係る内部統制の態勢整備として業務フロー表、業務手順書の作成等を行った。</p> <p>・18年12月に「内部統制小委員会」(PT)を立ち上げ、実施基準案に沿って一部フロー表等の見直しを行うなど、再度文書化作業を開始した。</p> <p>・19年2月の内部統制基準・実施基準の意見書の公表を受け、財務報告の適切性の態勢整備に係る作業について再検討を行った。</p>	<p>・財務諸表等の開示の信頼性を高めるために各業務のリスクの洗い出しを行い、それに対するコントロールについて規定等の整備を含め見直すことで、財務報告に係る内部統制について体制強化を図ることができた。</p> <p>・19年6月までに文書化作業を含め、その検証作業を完了する予定であるが、今後その深度について会計監査人と目線を合わせていくことが課題である。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
北國	<p>(1) 18年3月期より経営者が有価証券報告書等において、財務内容の適正性について確認を行う。</p> <p>(2) 本部監査部門の更なる高度化を行う。</p> <p>(3) 経営の監督と執行のより明確な分離を行う。</p>	<p>(1) 財務内容の適正性については、外部コンサルティング会社の評価を得た上、更なる高度化に向けて構築を実施する。</p> <p>(2) 本部監査部門については外部コンサルティング会社の評価を得た上、更なる高度化に向けて構築を実施する。</p> <p>(3) 内部管理態勢の高度化等により、経営の監督機能と執行機能の強化を図る。</p>	<p>財務内容の適正性の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「有価証券報告書等作成細則」の制定 ・有価証券報告書への「確認書」の添付 ・本部監査部門の高度化 ・「内部監査高度化プロジェクトチーム」の組成 ・監査高度化指針、監査計画等の決定 ・新監査方式による総合監査の開始 ・平成19年3月末までに新たに53ヶ店について、新監査方式による臨店検査を実施し、全ての営業店で新監査方式による臨店検査を実施しました。(実施率100%) ・平成19年3月末までに3ヶ店において、新監査方式による総合再監査もしくはフォローアップ監査を実施しました。 ・平成19年3月末までに監査の継続性並びに牽制機能の強化の見地から、62ヶ店において6ヶ月モニタリングを実施しました。 ・内部管理態勢の高度化等 ・内部管理態勢の高度化等、本部の機能強化を目的とした本部機構の改正 ・執行役員制度の導入によるコーポレートガバナンスの強化 ・平成19年1月、市場金融部のリスク管理強化を図るため、本部機構を改組しました。 	<p>「有価証券報告書等作成細則」については、平成18年4月以降提出する有価証券報告書等の作成より適用し、適正性を確認してまいります。</p> <p>本部監査部門の高度化については、制定した指針等に則り、実効性のある監査実施を行いました。これにより、従来の指摘型検査から評価型監査への監査態勢移行が行われております。また、監査の高度化の更なるステップアップのため、監査手法並びに監査項目の見直しを図りました。具体的には営業店業務に内在するリスクの洗い出しに伴うリスクベースによる監査項目の新設・統廃合と、統一した形式によるプロセスチェックの制度化です。平成19年度監査においては、上記の手法を踏まえ、統一したリスクの認識と、統一した手法・目線によるプロセスチェックの実施に基づく監査を行います。</p> <p>内部管理態勢に関しましては、本部組織改組の効果を検証し、引き続き高度化を図ってまいります。</p>
福井	<p>財務内容の適正性の確保に向けた内部管理体制の整備を図る</p>	<p>体制整備のための情報収集と内容認識。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務報告に係る内部管理体制整備のプロセス決定。 ・財務諸表作成に至る決算業務プロセスの洗い出し。 ・有価証券報告書の記載内容を財務情報と非財務情報に区分し、各々の管理部門、作成責任部署を決定。 ・財務報告資料等の作成プロセスに関する内部分享規定の整備。 ・決算データ報告プロセス、作成資料のチェック体制および決裁基準の文書化を実施。 ・管理部署において業務プロセス(作業マニュアルやチェックリスト等)を文書化。 ・内部監査部門における内部管理体制の整備状況確認と有効性評価。 	<ul style="list-style-type: none"> ・決算業務プロセスの文書化スケジュール、統一フォームを決定し文書化に着手。 ・文書(初版)の完成を受け、文書統一フォームの細目見直しを実施し、文書のシステム登録作業を実施。 ・財務報告資料等の作成プロセスに関する内部分享規定策定。 ・監査チームによる作成文書の有効性評価の実施および改善措置。 ・内部統制対応として、「決算経理基準」の改定および「連結決算経理基準」の新規制定。 ・決算作業プロセスの見直しと正確性確保のための改善実施。 	<p>財務諸表等が適性に作成されるシステム整備の範囲を「決算計数確定から開示手続きに至る財務報告作成プロセス」と決定し、3月までにその体制を整えた。</p> <p>その後の内部監査にて、財務報告作成プロセスの適切性と財務報告の適正性を確認。</p> <p>今後も、作成文書の有効性評価の実施および改善措置の他、改善措置に基づくプロセス、マニュアル、チェック体制等の見直しを引き続き行っていく。</p>
十六	<p>財務報告に係る内部統制システムを整備し、平成18年3月期の有価証券報告書より、証券取引法に基づく「確認書」を添付する。</p>	<p>財務報告に係る内部統制システムの確立に向けて、次の取組みを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務報告等作成プロセスの文書化。 ・決算関連報告部署および連結子会社でのチェック体制の整備。 ・内部監査部門による財務報告等の監査体制の整備。 	<p>次の取組みを実施するなかで内部統制システムを整備し、平成18年3月期の有価証券報告書において「確認書」を添付して提出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行および連結子会社において財務報告に係る作成プロセスの文書化を推進し、財務報告作成時におけるチェック体制の強化を推進。 ・決算関連報告作成部署および連結子会社による財務報告の適正性に係る部門宣誓を実施することにより、各部門での内部統制を整備。 ・所謂日本版SOX法への対応として次の取組みを実施した。 ・内部統制に係る監査法人のコンサルティングを導入することについて機関決定し、平成18年3月より開始。 	<p>企業会計審議会の「財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準」の公表が遅延したこともあって、評価範囲の選定等確定していない項目がある。</p> <p>今後、コンサルティング契約を締結している監査法人と、今まで以上に緊密に情報交換を行なうことにより、20年3月末までに内部統制システムの確立を図る。</p>
静岡	<p>(1) グループガバナンス強化およびグループ経営システムを標準化</p> <p>(2) 平成18年3月期より、経営者が有価証券報告書等の財務内容の適正性について確認を行い、証券取引法に基づく「確認書」を添付できるよう、内部統制体制を整備</p>	<p>(1) 連結経営に対応したグループ管理会計を構築するとともに、グループにおける内部監査機能の強化、グループ会社を対象とした業績評価制度の整備等、連結経営管理体制を強化</p> <p>(2) グループにおける組織体制や業務プロセス、システムインフラの標準化など、経営システムを標準化</p> <p>(3) 財務内容の適正性を確保するため、内部管理体制を以下のとおり整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務報告等作成プロセスの文書化 ・本部・連結子会社からの内部確認書の徴求 ・内部監査部門による財務報告等の監査の実施 	<p>(1) 銀行とグループ会社代表者による「グループ代表者経営連絡会」を設置、現場重視のスピード経営を実施する体制を整備。経営企画部内に設置した「関連事業室」を中心に銀行グループの業務標準化を推進。</p> <p>(2) 銀行・グループ会社の監査役が兼務する体制としグループの内部統制を強化。「財務報告に係る内部統制の評価および監査(JSOX)」における全体的統制に対応。</p> <p>(3) 経営者による有価証券報告書等の記載内容の適正性確認のため、決算報告作成手順書や部門確認書等の制定のほか、監査部による有価証券報告書等の作成プロセス監査を実施し内部管理体制を整備。また、各種手続を定めた代表者確認手続き要領および情報開示規程の制定により、内部管理体制の有効性向上に取組んだ。</p> <p>(4) JSOX対応に向け統括部署を設置、外部コンサルティングを導入し全体計画を策定、規程等の体制整備を実施。</p>	<p>(1) 現状の分析と評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各グループ会社に分割された重複業務の調整等、銀行施策とも連携した経営効率化を推進するなど、グループ経営システムの標準化に向けた諸施策にスケジュールどおり取り組むことができた。 ・また内部統制システムの整備により、グループガバナンスおよび連結経営管理態勢の強化を図ることができた。 ・経営者による有価証券報告書等の記載内容の適正性確認のための内部管理体制については、外部コンサルティングを導入し、JSOX対応をも視野に入れた高水準の体制整備ができたと評価している。 ・(2) 課題と対応方針 ・引続きグループ全体のガバナンス強化、内部管理体制の有効かつ適切な運用の定着化に取組む。 ・JSOX全体スケジュールに基づき、内部統制の整備状況を把握するための文書化作業、運用状況を含めた有効性評価作業等、内部統制体制を整備していく。
スルガ	<p>1. 内部統制システムのさらなる構築のため、より実効性のあるコ・ポレートガバナンスの構築を重要課題として、「コンプライアンス」、「ディスクロージャー」、「アカウントビリティ」、「リスクマネジメント」の充実によりお客さまをはじめとするステークホルダー重視の経営を構築</p> <p>2. 会計監査人の独立性を監視し、関連部署に定例報告を求め、監査の実効性を向上</p>	<p>1. 内部統制システムの構築</p> <p>2. 経営者の有価証券報告書等における財務内容の適正性の確認実施</p> <p>3. 市場規律の発揮に向けた金融機関としての情報開示</p> <p>4. 行動規範の徹底</p> <p>5. 監査役は取締役の意思決定プロセスを監査</p>	<p>1. 内部統制確立のための社内プロジェクトの立ち上げ</p> <p>2. 「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会にて決議</p> <p>3. コ・ポレートガバナンスに関する報告書」を東証に掲載</p> <p>4. 社外監査役を1名追加し、監査役5名(社外3名、社内2名)体制へ強化</p> <p>5. 財務報告に係る内部統制構築のためのプロジェクト・マネジメント・オフィス(PMO)を立上げ、体制整備に着手</p> <p>6. 財務報告に係る内部統制構築に向け、外部コンサルタントと業務プロセスの文書化に関するパイロット作業を開始</p> <p>7. 「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化」への対応</p> <p>8. 監査役による取締役の意思決定プロセスの監査を実施</p>	<p>1. 金融商品取引法で規定された「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価報告書」対応に向けて、全社的に体制整備を行う。</p> <p>2. 内部統制システムの整備・運用状況の監査役による監査を充実するため、「監査役に対する報告規程」を制定する。</p> <p>3. 「監査役監査基準」を制定する。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
清水	証券取引法に基づく「企業内容等の開示に関する内閣府令」が改正されたことにより導入された、有価証券報告書等への「確認書」について、平成18年3月期を別途に添付することを目標に、財務報告の信頼性を確保するための内部管理についてその体制の強化、見直しを行う。	・財務報告中の重要性の高い項目について、その事務手続の文書化。 ・財務報告作成事務に使用するチェックリスト作成と見直し。 ・財務報告に関する内部監査の実施。	・財務報告提出時に、チェックリストの見直しを実施している。 ・本部向けに「財務報告に係る内部統制に関する説明会」を開催し、内容の理解に努めた。 ・財務報告に係る内部監査を実施している。 ・本部および関連会社による決算事務に関する手順書の作成。 ・税効果会計および退職給付会計に係る運用手続を規定化。 ・平成18年3月期より、頭取宛に行内宣誓を行う制度の導入を決定。 ・平成18年3月期の有価証券報告書は「確認書」を添付のうえ、提出した。 ・平成18年12月より執行役員制度の導入を開始した。 ・平成19年1月より内部統制委員会およびその下部組織である内部統制部会を立ち上げ、横断的な取組みを行っている。 ・平成19年3月に代表者確認書発行規則を制定した。	・規定およびマニュアルの理解による作業レベルの統一を図るとともに、マニュアルを随時見直ししていく。
三重	財務内容の適正性の確認 ・財務報告に係る内部統制体制の整備を図るとともに、情報開示体制の整備、内部監査体制の構築を通じて、ディスクロージャの信頼性をより高めるための取組を行う。 ・内部統制についての法制化の動向を踏まえた内部統制評価の体制整備を図り、有価証券報告書への「代表者による財務情報の適正性に関する確認書」の添付を18年3月期から実施することを目指す。	・情報開示についての文書による規定化、開示情報の事前チェック体制の整備等の情報開示についての行内体制の整備。 ・財務情報作成手順等のマニュアル化と内部監査体制の整備、実施。 ・上記の体制整備に関する監査法人等によるコンサルティングの導入検討。	・財務報告に係る内部統制の構築に向け、監査法人とアドバイザー契約を結び、行内にプロジェクトチーム立ち上げ。金融商品取引法対応を中心に、内部統制の態勢整備中 ・監査部内部管理監査室を内部監査部へ昇格（18/4） ・取締役会において「内部統制基本方針」を決定（18/4）、「コーポレートガバナンスに関する報告」を公表（18/5） ・18/3期の有価証券報告書へ「代表者による財務情報の適正性に関する確認書」を添付（18/6）	・内部監査の態勢整備を図り、18年3月期から有価証券報告書への「代表者による財務情報の適正性に関する確認書」を添付。 ・金融商品取引法対応を中心に、引き続きプロジェクトチームで内部統制の態勢整備を進める。
泉州	18年3月期より、経営者が有価証券報告書等において、財務内容の適正性について、確認を行う。（18年3月期の有価証券報告書に確認書を添付する。）	・現在、米国SOX法404条対応として進めている財務報告に係る内部統制評価手続の整備を18年3月までに完了させる。	・経営企画部内に専担者を任命。 【17年上期】 ・監査部・関係部との連携のもと、業務プロセス等の文書化とその有効性評価テスト（整備状況、運用状況）を実施。 【17年下期】 ・上期に実施した業務プロセス等の文書化と有効性評価テストの結果を踏まえ、不備の特定と改善作業を実施し、文書化シートを修正し、米国SOX法404条対応として、18年3月期を基準にリハーサルテストを開始。 【18年上期】 ・米国SOX法404条対応リハーサルとして、主要業務プロセスについて、財務報告に係る内部統制の有効性評価およびそれに対する監査部による内部監査を実施。その結果を代表者確認書の基礎資料の一部とした。 【18年下期】 ・18年下期は、米国SOX法404条対応として構築している財務報告に係る内部統制の枠組みを基礎として、半期報告書における記載事項の適正性について自己点検並びに内部監査を実施し代表者確認書を添付した。 ・18年11月に専担者を1名増員し、計3名とした。	【分析・評価】 ・米国SOX法404条対応としての財務報告に係る内部統制の構築はスケジュール通り実施。19年3月末時点で認識する課題事項についてはすべて改善完了。 【今後の課題】 ・金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への体制整備を進める
南都	財務内容の適正性の確認 ・財務報告に係る内部管理体制を整備・運用することにより、有価証券報告書等において財務内容の適正性について確認を行い、その信頼性を確保する。 ・18年3月期から、有価証券報告書等に確認書を添付する。	・財務報告に係る内部管理体制の整備（文書化および内部監査の実施等）に取組む。	・財務報告に係る内部管理体制の整備・運用に向け、常務会において今後の取組方針を説明。18年3月期から有価証券報告書等において、財務内容の適正性に関する確認書を添付する旨確認。財務報告に係る内部統制の整備を目的として、「全社レベル統制」および「財務報告プロセス統制」並びに主要な業務プロセスの文書化を実施。 ・18年6月に頭取が署名・捺印のうえ、「確認書」を有価証券報告書に添付して当局へ提出。 ・18年11月に「内部統制室」を設置し、行内推進体制の整備を図った。	・文書化については、作成文書のレベル感の統一等、品質管理を徹底していくことが課題。 ・整備・運用状況の評価については、監査手続き、ノウハウ、範囲・サンプル数等の見直し等を踏まえた監査スケジュールの立案、事後管理方法等の細部の検討が必要。
但馬	財務内容の適正性についての検証を強化する。	財務内容の適正性についての検証を強化するとともに、開示内容の充実にも努める。	1. 財務諸表等の作成については、所管部署がその業務を分担して行うとともに、内部監査を実施して適正性に努めた。 2. 経営管理部を設け、財務報告にかかる内部統制評価の態勢整備に着手した。	財務内容の適正性についての検証体制をより強固なものにするため、事務分掌、検証体制および監査体制を整備する。

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
鳥取	<ul style="list-style-type: none"> 財務内容の適正性の確保に向け、「財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準」等に基づき、内部管理体制の整備を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 事務分掌規定の整備および業務プロセスの文書化。 内部管理体制の運用状況に関する検証・評価。 内部管理体制の見直し等に関する検討。 内部管理体制に係る報告書（確認書）の作成について検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 「内部統制プロジェクトチーム」立ち上げ専任者を配置。 「財務報告プロセス」を文書化し、内部監査を実施。 有価証券報告書に「確認書」を添付し提出。 本社レベルの内部統制について、「モニタリング」についての点検実施。 金融商品取引法で求められる「財務報告に係る内部統制」に対応し、「本社レベルの内部統制」「個別業務プロセスの内部統制」のそれぞれにプロジェクト担当者を任命し、文書化作業に着手、現状分析と要改善事項の抽出を開始。 18年10月に頭取を委員長とする「内部統制委員会」を設置。 財務報告に係る内部統制の実施基準に基づき、統制環境・リスクの評価と対応・統制活動・情報と伝達・モニタリング・ITへの対応の6つの基本的要素について全社的な内部統制についての点検を開始。 預金や融資、有価証券運用といった主要な業務プロセスについて文書化を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の課題として、以下の事項に取組んでいく。 全社的な内部統制の点検結果に基づき、組織、分掌、権限等に係る内部統制の基礎となる主要規程の評価・見直し。 改訂版金融検査マニュアルの要素も反映した全社的な内部統制の評価実施。 主要な業務プロセスについての文書化実施と統制上の問題点抽出。 IT統制の文書化実施と統制上の問題点抽出。 財務報告に係る内部統制に対する内部監査手法の整備と監査実施。
山陰合同	<ul style="list-style-type: none"> 18年3月期の有価証券報告書からの添付を目標に、喫緊の課題として体制整備を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券報告書作成にかかる業務・開示プロセスを分析し、その文書化を図る。さらに、検証のためのチェックリストを作成する 内部監査部門による検証を的確に行なうため、監査マニュアルの作成により有効性を高め、検証体制を整備する 文書化したルールに基づき作成されているかをチェックリストで確認し、基礎データを作成した行内・グループ内の責任者から「内部確認書」を代表者宛提出するよう求め、責任の所在を明確化する 	<ul style="list-style-type: none"> 日本版SOXを見据えた対応の第一歩として、関連会社を含めた階層別の「日本版SOX勉強会」を実施 経営企画部に日本版SOX対応の専任者2名を配置し、プロジェクトチームを組成 日本版SOXで求められる文書を事前に数プロセス作成し、プロジェクトチームおよび監査法人によるレビューを実施 関連会社向け説明会を実施し、実施基準等の解説を行った 文書化マニュアル等の作成、整備 コンプライアンス委員会および取締役会で対応状況を報告 	<ul style="list-style-type: none"> 日本版SOXの概要について、グループ全階層を対象に理解を深めた 日本版SOXに的確に対応するための、プロジェクト体制を構築した パイロットテストを実施することで、日本版SOXで求められる文書のレベル感を整理したうえで、全行への展開を行うことができた 取締役会等で対応状況を報告することで、プロジェクト推進上の課題・問題点（評価範囲の策定や評価手法等）を共有化できた
広島	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府令に基づく有価証券報告書に関する「確認書」の添付に向けた態勢を整備（平成18年3月期目処） 	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券報告書にかかる作成業務のマニュアル化等、統制に関する文書化の実施 「内部確認書」制度の充実 内部監査による検証制度の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> 総合企画部、監査部によるプロジェクトチームを組成し、有価証券報告書の作成に関する新たな作成手順を導入するなど「確認書」添付に向けた態勢整備を実施 「有価証券報告書等作成規程」を制定し、チェックリストによる自己チェック、内部確認書制度、内部監査制度を規定化 作成手順、制度を適正に運営し、18年3月期に証券取引法に基づく有価証券報告書の適正性に関する「確認書」添付を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 企業会計審議会等の審議についても注視し、内部統制システムの段階的な充実に努めていく
百十四	<ul style="list-style-type: none"> 企業会計審議会の動向を注視しつつ、内部統制の整備を行います。 18年3月期を目標に、有価証券報告書等に経営者の「確認書」を添付します。 	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券報告書等に記載された財務内容の適正性について、経営者が確認できるよう策定プロセスの文書化を順次進めるとともに、基礎データの検証体制の構築、内部監査の実施等を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 17年3月期の有価証券報告書、17年9月期の半期報告書、18年3月期の有価証券報告書、18年9月期の半期報告書について以下の施策を実施しました。 責任部署の明確化 責任部署における基礎データの検証 責任部署の責任者から頭取宛に「内部確認書」を提出 責任部署における業務体制・業務プロセスの適切性について内部監査を実施 18年3月期の有価証券報告書、18年9月期の半期報告書においては、全社的な内部統制文書の評価検証の結果、問題がないことを受けて、経営者の「確認書」を添付して提出しました。 財務報告に係る業務プロセスにおける内部統制をより実効性あるものとするため、各業務について業務プロセスの文書化作業を進めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ほぼ計画どおり進捗しました。 有価証券報告書等に記載された財務内容の適正性を確認・検証できる態勢整備を進めました。 業務プロセスの文書化については、19年9月末の完了をめざします。
伊予	<ul style="list-style-type: none"> ガバナンスの向上の観点から、証券取引法が規定する「有価証券報告書等の記載内容の適正性に関する確認書」（以下、「代表者確認書」）の有価証券報告書への早期添付を目指して態勢整備に取り組む。 また、平成20年度から導入される「財務報告に係る内部統制評価制度」へ向けた態勢整備に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 「代表者確認書」を添付するための行内確認制度等を確立する。 情報開示に係る規程、マニュアル等の制定を含めた態勢全般を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> 会社法が規定する「内部統制システムの整備に係る基本方針」を決定・見直し 行内管理体制を確認するチェックリスト、決算業務のフローチャート等を整備し、内部監査を実施 「決算システム」を導入 平成18年3月期の有価証券報告書および平成18年9月期の半期報告書に「代表者確認書」を添付 「財務報告に係る内部統制評価制度」対応のため、監査法人とアドバイザー契約と締結。また、主要行系のコンサルティング会社から文書テンプレートを購入。プロジェクトチームを組成。対応スケジュールおよび業務プロセスに係る文書化マニュアルを制定 行内の周知活動の一環として、「J-SOXニュース」を出発 	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年3月期有価証券報告書および平成18年9月期半期報告書に「代表者確認書」を添付しており、決算業務の一部に係る文書化と検証態勢等は概ね整備できたものと認識している。 平成20年度から導入される「財務報告に係る内部統制評価制度」の対応のため、決算業務以外の業務プロセスの文書化、評価方法の確立を推進する。

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
佐賀	<p>財務内容の適正性の確認</p> <p>以下の項目を各部門が遵守するとともに、経営者による監視態勢を強化する。</p> <p>○平成17年6月の「有価証券報告書の適正性に関する確認書」に記載した適正とする確認・検証態勢の3根拠の実効性向上を図る。</p> <p>・業務分担および責任部門を明確化し、各責任部門における適切な業務態勢を構築する。</p> <p>・重要な経営情報を取締役会へ適切に附議・報告する。</p> <p>・会計監査人による重要な指摘事項の有無を確認する。</p> <p>○「内部監査部門」の検証態勢への取組みを行う。</p>	<p>○財務情報のエビデンス、責任の所在、および各部署間の相互チェックの厳格化および明確化</p> <p>○重要な経営情報について、取締役会、常務会、経営会議等への附議等</p> <p>○会計監査法人による監査意見を反映した有価証券報告書作成</p> <p>○財務情報に係る内部監査部門の選定、マニュアル化</p> <p>○「内部監査部門の検証」を中心に、有価証券報告書の適正性に資する記述の充実、実効性の向上</p>	<p>○有価証券報告書に関し、現状の「東証あて確認書」を前提にした内容充実ではなく、早急に(内閣府令に基づく)金融庁あて確認書の提出を目指すこととし、コンサルティング会社の利用を決定した。17年12月提出の半期報告書は従来どおり「東証あて確認書」のみ提出した。</p> <p>○18年3月期より金融庁あて確認書を提出すべく、財務情報のエビデンス、責任の所在、および内部監査部門のありかたについてコンサルタントの助言を軸に検討、準備作業を行った。</p> <p>○18年3月期有価証券報告書について金融庁あて確認書を提出した。関係部署によるチェックリストに基づく検証を行い、およびそれが有効に機能していたことを内部監査により担保している。</p> <p>○18年9月期半期報告書について金融庁あて確認書を提出した。</p> <p>○21年3月期より内部統制報告書を提出するにあたり、準備作業のため内部統制グループの設置を立案。19年4月に発足。</p>	<p>○コンサルタントを導入し、「財務報告に係る内部統制」構築の第1フェーズとして、「有価証券報告書の確認書」の対応作業を行い、予定通り確認書の提出を行った。その際、「内部監査部門」の検証についても監査部により実施の上、確認書に記載した。</p> <p>○今後、「財務報告に係る内部統制」について、コンサルタントの助言のもと、新設の内部統制グループを事務局とし関連各部署と連携しながら構築作業を進めていく。</p>
親和	<p>外部の視点による牽制機能の充実を図り、ガバナンス態勢を強化してまいります。</p> <p>・執行部門に対する監視態勢の強化</p> <p>・信用リスク管理態勢の強化</p> <p>・社外からの取締役の任用</p> <p>・財務内容の適正性の確認</p>	<p>・執行部門に対する監視態勢の強化</p> <p>・現行の「業務監査委員会」を抜本的に改組し、「監査委員会」を設置いたします。同委員会は業務執行の適法性のみならず、業務執行の適切性の観点からも監視機能の充実を図り、取締役会への報告を通じて業務執行全般の適切性・透明性を確保いたします。</p> <p>・信用リスク管理態勢の強化</p> <p>・信用リスク管理の業務の適切性を外部の視点から審議する「信用リスク管理委員会」を設置いたします。同委員会は、審議結果を取締役に意見を具申することで牽制機能を発揮し、信用リスク管理にかかる執行部門の判断の適切性・透明性を確保いたします。</p> <p>・社外からの取締役の任用</p> <p>財務報告にかかる内部統制の構築</p>	<p>・17年6月に公表しました「抜本的収益改善策」に基づき、業務執行に対する外部の視点による経営チェック機能を強化するために、9月に社外取締役を招聘いたしました。併せて、構成員の過半数を社外とする「監査委員会」、「信用リスク管理委員会」の設置を決定いたしました。</p> <p>・なお、19年3月までに「監査委員会」を16回、「信用リスク管理委員会」を16回開催し、開催結果を取締役に報告しました。</p> <p>・有価証券報告書の「確認書」対応については18年1月に常務会で以下の方針を決定し対応いたしました。</p> <p>・18年3月期有価証券報告書は証取法上の確認書対応いたしました。</p> <p>・「新日本監査法人」にコンサルティングを依頼いたしました。</p> <p>・18年10月、業務・資本提携により福岡銀行およびJWPから役員2名を招聘いたしました。また、18年11月より「信用リスク管理委員会」のオブザーバーにこの2名を加え、相互牽制機能の強化を図りました。</p> <p>・18年12月末まで当行社外取締役であった木上弁護士を信用リスク管理委員会委員を依頼し、当委員会による経営へのガバナンス機能を強化した。</p>	<p>・「監査委員会」、「信用リスク管理委員会」については、引き続き取締役会に対し意見具申や提言を行うことにより、実効性のある牽制機能を発揮し、執行部門の判断の適切性・透明性を確保することが課題であると認識しております。</p> <p>・基本的計画および方針を固め、内部統制の構築のためのスケジュール管理を徹底し、21年3月期より開始される内部統制評価制度に適切に対応いたします。</p>
大分	<p>財務内容の適正性の確認</p> <p>1. 有価証券報告書に証券取引法上の確認書を添付するための内部統制を構築する。</p>	<p>1. 財務報告の信頼性に係る内部統制を構築するため、プロジェクトチームを組成し、外部コンサルティングを導入、その指導・助言を受けながら、全行的な取組みを行う。</p>	<p>1. 17年8月に「財務報告の信頼性に係る内部統制構築のための専任事務局」を設置し取り組みを開始、18年1月に文書化が完成。18年2月～3月に、文書化した内部統制行為が有効に機能しているか確認するための「運用テスト」を実施した。18年6月、証券取引法上の「確認書」を「有価証券報告書」に添付し、関東財務局長宛提出した。17年度に構築した内部統制の検証、問題点の改善を行い、18年度「代表者確認書」作成・提出のための「財務報告の信頼性に係る内部統制」の実施方針の決定、財務報告に係る内部統制文書の見直しおよび18年上期「運用テスト」を実施した。19年1月から3月にかけて、18年度上期に実施した内部統制の検証、問題点の改善を行い、財務報告に係る内部統制文書の見直しおよび平成18年下期「運用テスト」を実施した。</p>	<p>1. 有価証券報告書に証券取引法上の確認書を添付するための内部統制行為の文書化が完成した。18年6月より、有価証券報告書、半期報告書に確認書を添付し関東財務局長へ提出している。今後は、内部統制の評価シートによる自己チェックを本部、営業店で実施しその有効性について、事務局にてモニタリングしていく。</p>
鹿児島	<p>財務報告にかかる内部統制、特に有価証券報告書作成プロセスに関する整備に向けた取組みの強化を図る。</p>	<p>・証券取引法に基づく確認書の添付に向けての体制整備</p> <p>・企業会計審議会から公表された「財務報告に係る内部統制の評価</p> <p>および監査の基準」(公開草案)に基づく財務報告に係る内部統制の整備検討(適時開示体制の整備、開示統制の重点評価・整備、行内・グループ内での確認制度確立、内部監査体制整備等)</p>	<p>・監査法人のコンサルティングに基づき、18年3月期から有価証券報告書に「確認書」添付</p> <p>・監査法人の指導・助言に基づき、財務報告に係る内部統制の構築に着手(18年10月)</p> <p>・内部統制の構築に係る本部各部署、グループ会社の取りまとめ責任者をメンバーとする「S-OX」プロジェクトチームを組成し、文書化を推進している(19年3月)</p>	<p>・証券取引法に基づく確認書添付に向けて、一定レベルの体制整備は終了</p> <p>・今後も引き続き、「財務報告に係る内部統制」体制の整備に向けて取り組んでいく</p>

(4) 法令等遵守(コンプライアンス)態勢の強化

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
みちのく	<p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等 ・営業店における不祥事件等の発生未然防止を図るため、法令等遵守状況の点検強化、また、実効性を高めるための教育の実施等、法令等遵守態勢をさらに強化する。</p> <p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 ・営業店における顧客情報の一層適切な管理・取扱いを確保するため、管理・取扱規程の遵守状況の点検強化、また、チェックシートの有効活用を徹底していく。</p>	<p>監査部署の営業店臨時時に、コンプライアンス・チェックリストの点検や法令等遵守に対するヒアリングを厳格に行うことにより、営業店の法令等遵守状況の点検強化を図る。 ・また、全店配置のコンプライアンス責任者および管理者に対する研修等や、本部担当部署の臨店により、営業店における法令等遵守のための更なる強力な意識付けを行う。</p> <p>監査部署の臨店時に、情報管理チェックシートの点検を行うとともに、情報管理規程や手続きが遵守されているかを厳格に監査し、適切な顧客情報の管理・取扱いを確保していく。 ・また、全店に配置している情報管理責任者および担当者に対する研修会を開催し、顧客情報の保護に対する意識をより一層強めていく。</p>	<p>「点検項目実施報告チェックリスト」による具体的な点検の実施や「コンプライアンス点検制度」に基づく統括部署の臨店指導により「コンプライアンス・チェックリスト」の信憑性向上を図ったほか、コンプライアンス自己点検チェック(アンケート)を継続実施した。 ・本部各部主催の会議、研修および人事部主催の階層別研修のカリキュラムにコンプライアンス・テーマを完全採り入れ。</p> <p>情報管理チェックシートに基づく自店点検の毎月実施のほか、監査部臨店や本部臨店検査による点検強化を実施した。 ・また、情報管理室による全営業店への臨店指導を実施し、ルールへの定着状況の把握と改善指導を実施した。教育については、店内研修(本部より資料送付)の毎月実施のほか、情報管理担当者や部門責任者への研修による顧客情報管理意識の醸成を図った。 ・規程類の見直しとして、「個人情報取扱マニュアル」の制定や各種関係規程・手続の整備を実施した。</p>	<p>・営業店における不祥事件の発生やプログラムも計画通りに進捗できなかった項目もあることから、厳しい評価をせざるを得ないが、「役員コンプライアンスセミナー」の実施により営業店のマインドは向上している。 ・今後は、顧客保護の観点より、リスク商品の勧誘および融資における説明義務の履行と苦情等に際しての適切な対応を徹底する。</p> <p>・ルールに基づく顧客情報の取扱・管理の徹底と定着が課題であり、臨店指導、点検、監査を通じて一層の定着化を図るとともに、職員教育の一層の充実により、強固な顧客情報管理態勢を確立する。</p>
東北	<p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化 ・ペイオフ全面解禁等の金融政策や個人情報保護法の施行に伴い、地域から信頼される金融機関として認知されるために、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題として掲げ、以下の重点施策について、その実効性ならびに有効性向上に努めることとする。 ・コンプライアンス重視の企業風土の醸成 ・コンプライアンス管理態勢の充実 ・地域からの信頼性向上に向けた取組み ・コンプライアンス・チェックの実施 ・コンプライアンス店内研修の充実</p>	<p>法令等遵守状況の点検強化等 ・コンプライアンス重視の企業風土の醸成 ・コンプライアンス・マニュアルの改定 「主な参考法令条文編」の見直し ・コンプライアンス意識の強化 ・コンプライアンス管理態勢の充実 ・地域からの信頼性向上に向けた取組み 不祥事件の発生防止 本人確認法および組織的犯罪処罰法への対応 クレジット・ポリシーの徹底 苦情、トラブルの発生防止 利用者保護対応の充実 説明責任の徹底 会社法への対応 飲酒運転等悪質な交通違反の防止 ・コンプライアンス・チェックの充実 「コンプライアンス状況チェックリスト」による問題点の洗出し コンプライアンス自己点検の実施による問題点の洗出し コンプライアンス店内研修の充実 店内研修態勢の確立 「店内研修実施記録簿」の引上調査による実施状況把握</p>	<p>コンプライアンス重視の企業風土の醸成 ・コンプライアンスマニュアルの改定(17年5月、17年12月、18年4月) ・従業員行動規程の改定(17年12月) ・「主な参考法令条文編」の見直し(18年7月) ・行内集合研修実施状況および外部研修、セミナーへの参加 行内研修(17年度19回、18年度41回)、外部研修等(17年度6回、18年度32回) ・S C O、A C O資格取得 (17年度取得者S C O24名、A C O10名、18年度取得者S C O10名、A C O8名)(合計S C O419名、A C O244名) ・個人情報に関する通信講座受講者(17年度257名、18年度10名) ・コンプライアンス管理態勢の充実 ・「コンプライアンス・プログラムおよび進捗状況管理表」策定 地域からの信頼性向上に向けた取組み ・連続休暇、指定特別休暇の取得徹底(17年5月、18年5月) ・事務統括部の臨店指導による現金厳正管理の徹底(17年度69ヶ店、18年度49ヶ店) ・顧客への説明責任等の徹底(上記研修開催回数参照) ・コンプライアンス調査の実施(18年7月、18年12月)および内容分析 ・検査機能の充実(18年6月自店検査要領、事務検査要領の改定、18年度自店検査指導36ヶ店) ・現金、現物に対する厳正管理の強化月間設定(18年4～5月、18年12月～19年1月) ・コンプライアンスに関する臨店(18年度14ヶ店) ・マネーローダリング防止および預金口座不正利用防止の徹底(18年5月・9月・11月の業務課長研修で徹底) ・クレジット・ポリシーの徹底(18年5月・12月の自己査定研修で徹底) ・事務事故、事務ミス撲滅強化月間の設定(18年4～5月、19年2月) ・飲酒運転等悪質な交通違反の防止について、全役職員に注意喚起 法令等遵守状況の点検と把握 ・コンプライアンス自己点検の実施(17年7～9月、18年1～3月、18年8～9月、19年2～3月) ・各部室店から報告された「コンプライアンス状況チェックリスト」の内容分析 ・コンプライアンス店内研修の充実 ・店内研修資料等の見直し(17年6月) ・地銀協発刊のコンプライアンスに関する冊子の配布(17年10月2冊) ・コンプライアンス・ニュースの発刊(5回) ・コンプライアンスビデオ教材の導入(18年4月) ・店内研修実施状況の引上調査(17年上期/下期、18年上期/下期)</p>	<p>コンプライアンスの徹底を重要課題として掲げ、コンプライアンス・プログラムに基づき遂行し、コンプライアンス意識の徹底・コンプライアンスの重要性等は全役職員に浸透してきていると捉えている。 19年度についても、地域社会からの信頼性向上を経営課題に掲げるとともに、コンプライアンスおよび顧客保護等重視を経営の最重要課題として、態勢の充実(コンプライアンス相談室の設置)や当部並びに各所管部署による各種研修等によりコンプライアンスの徹底に取り組んでいきたい。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
	<p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法の施行に伴い、本法およびその他関連法令等を遵守し、個人情報の適正な管理・取扱いを確保するため、以下の施策に基づき推進を図る。 顧客情報の厳正な管理 パソコン管理規定の見直し 顧客情報の管理徹底 還元帳票の見直し 外部委託先への監査 個人情報の厳正な取扱いの徹底 個人情報の取扱いに関するルールの徹底 個人情報の厳正な取扱いの徹底 	<p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> パソコン管理規定の見直しによる電子媒体、パソコン、パスワード、ネットワークの管理強化 事務検査時、業務検査時における管理状況の確認実施 営業店への還元帳票の見直しや保存期限の見直し実施 個人情報を取扱っている外部委託先への監査実施 渉外業務等における個人情報の取扱いに係るルールの徹底 本部主催の集合研修時に個人情報の厳正な取扱いについて徹底 	<p>パソコン管理規定の見直し（平成17年12月改定）</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査時、監査時における個人情報管理状況の確認 経営監査部による内部監査において管理状況の確認を実施（経営監査部を除く全部室） 経営監査部による事務検査において管理状況の確認を実施（平成17年度は、38ヶ店、本部6部署、関連会社2社）（平成18年度は、49ヶ店、本部4部署、関連会社3社） 外部委託先への監査 経営監査部による監査を実施（平成17年度は、15社）（平成18年度は、4社） 還元帳票の見直しや保存期限の見直し 帳票等の廃棄ルールを明確化（18年1月） 保存帳票管理一覧表を策定（18年2月） 文書の外部への持ち出しに関するルール策定 ルール化について平成17年11月に実施済 集合研修時の個人情報に関する厳正な取扱い徹底 各種研修時に情報に関する取扱いの徹底を実施 行内研修（17年度は19回、18年度は32回） コンプライアンス・ニュースにより、個人情報の保護について再徹底（18年6月発刊） 	<p>情報管理の重要性については、各種研修等により徹底しており、個人情報保護法の施行以降厳正な取扱いが浸透していると捉えている。</p> <p>今後も引き続き、情報の厳正な管理を行うよう各所管部署による研修や内部監査・事務検査等により情報管理の徹底を図ってきたい。</p>
山形	<p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 行員の意識向上を図るため、各種施策に反復・継続して取組む。 2. 法令等遵守状況の点検について、その内容を定期的に見直し、効果的な点検の実施、内容の充実を図る。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行員の意識向上の中心施策として、コンプライアンス・プログラム（各部室店が半期ごとに作成するコンプライアンスに係る研修計画）を継続実施する。 2. 内部点検、監査部監査を継続実施するほか、点検内容の定期的な見直しを実施する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. コンプライアンス・プログラムのなかで「CS向上への取り組み強化」、「顧客情報の管理態勢強化」、「金融商品販売時におけるコンプライアンスの徹底」を必須課題に設定し、全部室店で実施した。 2. 証券業務などの内部点検項目、監査手引書の見直しを行い、法令等遵守状況のチェック態勢を強化した。また、監査部監査における特別減点項目に「取引の適切性」を組み入れた。（18年4月～） 3. 「取引等の適切性確保への取り組みの再徹底について」に関する文書（東北財務局）に基づき、通報により全部室店に周知徹底を図った。（18年7月） 4. コンプライアンス・マニュアルの一つとして全職員に所持を義務付けている冊子「一般行員のための法令遵守」（地銀協発行）を最新の改訂6版に差し替えた。（18年8月） 5. 「広告表示等に係る取組みについて」に関する文書（東北財務局）に基づき、金利表示の適切性の調査を実施した。（18年8月） 6. 「銀行の公正取引に関する手引き」（全銀協発行・三訂版）を全部室店備え置き書類に追加した。（18年11月）（コンプライアンス関係の備え置き書類は合計10種類） 7. 「銀行員のための独占禁止法ハンドブック」（地銀協発行）を全職員に配布し、コンプライアンス・プログラムの研修教材や日常の業務推進における事例確認等に活用した。（19年1月） 	<ol style="list-style-type: none"> 1. コンプライアンス・プログラムの実施により、実務に関する法令知識のレベルアップは確実に図られている。プログラムの実効性向上のため、総合企画部から研修使用教材の提供等をおおして継続的に取組む。 2. 内部点検、監査部監査については、実施結果等を踏まえ内容の拡充を行っており、今後も改善が必要な事項について見直しを行う。
	<p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 情報セキュリティ関連規程の周知・徹底により顧客情報の厳正な取扱いを図り、情報漏えい等を防止する。 2. 顧客情報管理態勢の改善、情報漏えい等防止対策に継続的に取組む。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 顧客情報の管理態勢強化をコンプライアンス・プログラムの必須課題に設定し、各種ルールの周知・徹底に取り組み 2. 情報漏えい等防止の観点から、管理態勢および還元帳票等の見直し、システム面のセキュリティ強化等を実施する。 3. 内部点検、監査部監査における情報セキュリティ関連チェック項目の見直し・充実を図る。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. コンプライアンス・プログラムのなかで「顧客情報の管理態勢強化」を必須課題に設定し、全部室店で実施した。（18年11月） 2. CS&コンプライアンス・ニュースやコンプライアンス担当者研修等を通して、営業店の顧客情報管理に関する意識向上を図った。 3. 情報セキュリティ管理規程および個人情報取扱基準の改正、還元帳票等の授受・保管方法の取り扱い手続きの規程化等により管理態勢の強化を図った。 4. システム面でのセキュリティ強化に向け、日本IBMのコンサルティングによる課題抽出を行い、対応の方向性をまとめた。 5. 内部点検項目、監査手引書を見直し、内容の充実を図ったほか、監査部監査における特別減点項目に個人情報管理を組み入れし、管理を強化した。（18年4月～） 6. 「顧客情報の厳正な取扱いの徹底について」に関する文書（東北財務局）に基づき、通報により全部室店に内容の周知徹底を図った。また、漏洩事案発生時の詳細把握のため、報告書を改正した。（18年5月） 7. 電子帳票システムを導入し、還元帳票の電子化を行った。（18年7月） 8. 外部委託管理規程を制定し、業務委託先の顧客情報の管理状況確認、モニタリングについて規定した。（19年3月） 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 引き続き、会議・研修等で周知徹底を図りながら、顧客情報管理態勢の強化に取組む。 2. システム面での課題については、優先順位を決めて順次対応を進める。 3. 内部点検項目や監査手引書の見直しにより、管理態勢の強化を図ることができた。今後も継続的に取り組み、適切な顧客情報の管理の定着を図る。

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
足利	<p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等 (1)新しい法制度、事務手続が制定される都度、自店検査の見直しを適宜行い、事務リスクの軽減、法令等遵守への厳格な取組を行う。 (2)引続きあらゆる機会を通してコンプライアンス基本方針、コンプライアンス・マニュアルの徹底を図るとともに、地方銀行協会主催「コンプライアンス担当者（次長クラス）検定試験」を活用した、法令等遵守担当者（次長クラス）のレベルアップを図る。 (3)説明責任・個人情報保護に関する検証・改善に向けた監査部との連携強化。 (4)コンプライアンス部とコンプライアンス会議の継続的な開催。</p>	<p>(1)半年毎の法令等遵守担当者（次長クラス）の連絡会実施等、営業店に対する継続的かつ効果的な啓蒙と周知徹底。 (2)定期的な自店検査内容の見直し。 (3)年度毎のコンプライアンス実践計画（コンプライアンスプログラム）の策定・実践。 (4)コンプライアンスへの積極的な取組に対する営業店業績評価への反映。</p>	<p>(1)リスク商品取扱いに関するコンプライアンス態勢の一層の強化を図る目的で、自店検査項目を見直し、販売に係る禁止行為を懲戒処分該当行為に追加。 (2)法令等遵守担当者連絡会議実施（2回）。 (3)個人情報保護態勢、投信販売に係る全店総合検査実施。 (4)監査部の総合検査や事務指導役臨店、ならびに投資信託の取扱いに係る「適合性の原則・説明責任」遵守状況一斉点検、研修の実施。 (5)イエローカード制度導入（当行の行動指針（お客さま志向、当事者意識）から逸脱した行為に関し、教育的指導を行う制度）によるコンプライアンス態勢強化を図る。 (6)リスク商品ならびに独占禁止法に関するコンプライアンスマニュアル改定。 (7)改正男女雇用機会均等法に対応したコンプライアンスマニュアル改定。</p>	<p>(1)概ね計画通り進捗。 (2)18年度上期実施予定であった法令等遵守担当者連絡会議に替えて、全行員対象の証券業務コンプライアンス研修を実施。同じく下期は「遵守すべき重要法令等」に関する研修を実施（全店）。引続き様々な手法を活用し、着実なレベルアップを図る。 (3)リスク商品、中でも投信販売時の厳正な取扱い徹底のための態勢ならびにルール作りは年度内に完了。今後はその他のリスク商品に関してルールおよび態勢整備を図るとともに、ルールの定着に向けて関係部門との連携を一層深め、実効性の向上を図る。</p>
	<p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 (1)全行員の継続的教育の実施。 (2)適切な顧客情報の管理・取扱いに関する監査体制の強化。 (3)技術的安全措置の継続的強化。</p>	<p>(1)行内通牒や理解度テスト、研修等を通じた行員教育の実施。 (2)個人データ取扱状況に関する特別点検の実施。 (3)行内イントラネット接続における個人ID化。 (4)還元資料の電子化やコムフィッシュの本部集中化等による技術的安全措置の一層の強化と顧客情報管理態勢の徹底。</p>	<p>(1)全店一斉コンプライアンス理解度テストを実施（10回）。 (2)職場内研修の必須項目に個人情報保護法関連追加。 (3)半期に一度「個人情報管理態勢に係る一斉点検」実施。 (4)行内イントラネット接続における個人ID化、還元資料の電子化実施。 (5)情報管理に関する規定の整備と個人情報保護法対応研修ならびに研修時個人情報等に関するテスト実施。 (6)行内O Aパソコンへのセキュリティ対策強化（システムによる利用状況の監視、行内通信回線の光ファイバー化）。 (7)情報漏洩事案事例集の策定・掲示。 (8)個人データ管理台帳の整備。</p>	<p>(1)研修は概ねスケジュール通り進捗。引続き各種集合研修や行内イントラネットを活用した教育を継続するとともに、手法・内容を見直し、有効性の向上を図る。 (2)個人情報保護法に関しては、安全管理措置の着実なレベルアップを継続。特に、技術的安全措置については、計画に沿った態勢強化を確実に進めていくとともに、行内ネットワークの高速化を基盤に、さらなる情報セキュリティの強化を図る。</p>
第四	<p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等 営業店でのチェック機能向上による抑止力強化 営業店を補完する検証態勢の強化 重層的なモニタリング態勢の強化 啓蒙活動によるコンプライアンス意識の醸成</p>	<p>チェック機能の向上 ・全店対象の「法務チェック担当者研修」実施 ・コンプライアンス・チェックリストの見直し ・検証態勢の強化 ・複数店を所管するコンプライアンス・オフィサー導入の検討 ・モニタリング態勢の強化 ・監査役・監査部・コンプライアンス室の情報交換の強化 ・コンプライアンス・リスク管理両委員会の連携強化を通じた未然防止体制の構築 ・啓蒙活動 ・全階層別研修でのコンプライアンス研修の実施 ・パート従業員を含めた店内研修の実施</p>	<p>全店を対象とした「法務チェック担当者研修」を実施。また、「個人情報漏えい防止セルフチェックリスト」を制定したほか、コンプライアンスに関するマニュアルおよびチェックリストの改訂、セルフチェックシートの制定を実施 コンプライアンス・オフィサー制度の導入に替え、モニタリング強化策として、19年度より「コンプライアンス・チェックリスト」に基づく点検結果の不適切事項を毎月行内LANで報告する体制とすることを決定 コンプライアンス委員会での検討等を踏まえ、リスク管理委員会にて情報管理強化策の進捗状況を継続管理 コンプライアンス研修を全階層別研修のほか、在籍する全パート職員に対しても実施。また、「優越的地位の濫用禁止」およびインサイダー取引規制に関する部店内研修を、パート職員を含む全職員を対象に全店で実施</p>	<p>・コンプライアンスの徹底には情報管理を中心に取組んできているが、引き続き研修や臨店指導等により、情報管理の重要性の啓蒙に注力する方針</p>
	<p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 情報漏えい防止に向けた態勢の構築 顧客資料・還元資料の抜本的な見直し パート従業員を含めた広範かつ多面的な啓蒙活動</p>	<p>情報漏えい防止態勢の構築 ・情報漏えい防止ソフト導入 顧客・還元資料の見直し ・還元資料の削減（当面2割削減を目標） 顧客資料の保存期間・取扱いの明確化 ・還元資料の顧客宛郵送業務の外部委託化 広範・多面的な啓蒙活動 ・長期在籍パート研修における情報管理の集中講義の実施 ・全階層別研修における情報管理講義の実施 ・P S M（プライバシーセキュリティマネージャー）等行外関連資格の取得推奨 ・e - ラーニングによる研修の充実</p>	<p>営業店・本部・関連会社に情報漏えい防止ソフト導入 営業店向け還元資料84種類（全体の22.6%）を廃止。また、郵送業務の集中化として2資料の顧客宛郵送業務を外部に委託 在籍する全パート職員に対してコンプライアンス研修を実施。また、全階層別研修において「情報管理」研修を実施 P S M検定に約370名が合格 e - ラーニングによる「個人情報保護法研修」を実施 パート従業員を含め、全店で「個人情報保護法」に係る店内研修を実施したほか、「情報漏洩撲滅月間運動」（計3回）により情報管理意識の向上を推進。また、「個人情報保護指針Q & A」の全店配布により情報管理意識の向上を推進 「情報セキュリティに関する店内研修会」を実施し店内周知徹底</p>	<p>18年度も引き続き情報管理意識の浸透を図ると共に、情報漏えい防止に向け、より具体的な対応策を進めていく方針 還元資料の更なる削減および電子化、顧客宛郵送業務の外部委託の拡大等、今後も具体的な情報管理策に注力 長期在籍パート従業員の集合研修はコンプライアンスの重要性の再認識機会として有効。受講者からも好評であり、今後も継続実施の予定</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
北越	<p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等 ・これまでの取組を一層強化し、全行員に法令等遵守の意識を徹底させるとともに、多重チェック体制の確立を図る。</p>	<p>・実地検査および自店検査の検査項目および検査手法の見直し。 ・法令遵守担当者によるチェック項目および自己点検項目の見直し。 ・各種研修における講座内容の見直し。 ・公益通報者保護法の施行に合わせた内部通報制度の充実による相互牽制機能の強化。</p>	<p>・下り施策を検討・準備、18年度より実施 ・営業店内部監査実施（コンプライアンス・リスク管理等の内 部管理態勢の検証強化） ・自店検査改正（検査項目、手法見直し） ・研修強化（コンプライアンスに関する部長研修、法令遵守担 当者研修、既存の研修におけるコンプライアンスカリキュラム の強化、全店職場内研修実施等） ・コンプライアンス違反等報告制度実施（相互牽制機能強化） ・法令遵守担当者チェック項目、全従業員の自己点検項目改正</p>	<p>・予定していた取組みについて、18年度から実施。 ・今後は随時、実施結果を踏まえた見直しを行い施策に反映させるとともに、法令等遵守状況の点検のためコンプライアンスや事故防止に重点を置いた監査を更に強化し、また、教育・研修による法令等遵守意識の徹底を図るなど、法令等遵守（コンプライアンス）態勢を強化していく。</p>
	<p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 ・これまでの取組を一層強化し、顧客情報の漏えい防止に努めるとともに、役職員の情報管理に対する意識の徹底を図る。</p>	<p>・顧客情報の漏えい防止のための安全管理強化 ・顧客情報の持ち出し管理強化（持ち出し情報の制限・記録） ・FAX取扱い管理強化（行内FAXの原則禁止・送信時の立会） ・パソコン等の管理強化（F Dの使用禁止・パスワードの強制変更） ・店舗入退店の管理強化（私用鞆の持ち込み禁止等） ・役職員の情報管理に対する意識の徹底 ・行内研修等における情報管理をテーマとした講義の実施 ・全行員を対象とした自己点検の実施</p>	<p>・FAX誤送信対策として全部店にイメージキャナーを設置 ・CD-ROMの営業店への還元を廃止 ・個人データ台帳のメンテナンスを実施 ・外部委託先の見直しおよびアンケート形式での監査を実施 ・パソコンのアクセスログに係るセキュリティソフトを全店導入</p>	<p>・適切な顧客情報の管理・取扱いに向けた管理強化策の実施並びに役職員への意識の徹底に伴う成果は着実に現れている。 ・引き続き、ワーキング・グループを中心に安全管理強化策を検討し、一層の顧客情報管理態勢を確立する。</p>
山梨中央	<p>1．営業店に対する法令等遵守状況の点検を強化し、法令等遵守への取組を一層高める。 2．適切な顧客情報の管理・取扱いを徹底する。</p>	<p>1．コンプライアンス・プログラムの重点目標に「風通しの良い職場づくり」を掲げ、継続的に良好なコミュニケーションづくりの意識付けを行うことで、職場での相互点検による不祥事の防止を図る。 2．コンプライアンス・チェックシートにより、重要な法律への対応状況についての自己点検を継続実施する。 3．顧客情報の取扱いに関する点検シートにより、自己の情報管理に対する取組み姿勢をチェックすることを継続する。 4．研修会議等、様々な機会を使って、適切な顧客情報管理を徹底する。</p>	<p>1．法令等遵守状況および「風通しの良い職場づくり」への取組状況を確認するために、コンプライアンス・チェックシートによる自己点検を半期に3回、継続的に実施した。また、点検の実施状況は、監査部による臨店検査において検証した。半期毎の点検結果は、コンプライアンス委員会に報告するとともに、全店に還元し、コンプライアンスに対する意識の向上を図った。 2．顧客情報管理態勢の実効性を点検すべく「顧客情報の取扱いに関する点検シート」により、全店点検を行った。また、「顧客情報の取扱いに関する点検シート」の内容を一部変更した「顧客情報管理態勢チェックリスト」を新たに調製し、それに基づく全店点検を行なった。 点検結果は、集計・分析し、その内容を全店に還元するとともに、点検結果が低かった項目については、具体的な改善策を立案し、実施した。 また、営業店への臨店により、点検態勢の実態把握に努めた。</p>	<p>1．平成19年度コンプライアンス・プログラムにおいて、実施項目に対する基本方針と具体的施策を策定するとともに、個別のスケジュールを明らかにして、コンプライアンスへの取組みの実効性確保を図っていく。 (1)コンプライアンス・チェックシートによる自己点検は、平成19年度コンプライアンス・プログラムにおいても継続して実施する。 (2)コンプライアンスへの取組みの実効性を確保する観点から、経営管理部コンプライアンス・リスク統括グループによるコンプライアンス臨店を実施し、各部所店でのコンプライアンスへの取組み実態を的確に把握する。 (3)平成19年度コンプライアンス研修プログラムにより、コンプライアンス研修を体系化して実施する。 2．年2回の「顧客情報管理態勢チェックリスト」により、顧客情報管理の点検態勢は定着化してきた。今後は、点検結果に基づく分析・検討を踏まえ、顧客情報管理態勢のさらなる強化に取り組んでいく。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
八十二	<p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等法令遵守のための取組み 法令等遵守事案への対処・再発防止策の検討等を協議・答申する機関の設置検討。 ・営業店監査、本部監査における法令遵守態勢の検証強化（監査部）</p>	<p>・17年上期中に、法令等遵守事案への対処・再発防止策の検討等を協議・答申する機関（経営層を含む）の設置を検討する。 ・17年下期中に、法令等遵守事案の収集・分析体制を整備し、関係部との連携を強化する方策を検討する。 ・18年上期中に、法令等遵守実践状況を検証するため本部関連部の連携体制を検討する。</p>	<p>コンプライアンスおよびオペレーショナルリスク管理に係る基本方針、重要事項等を協議・決定する経営層によるコンプライアンス・オペレーショナルリスク会議、ならびにその前段階で組織横断的に協議する本部所室長によるコンプライアンス・オペレーショナルリスク管理委員会を17年12月設置した。 ・同管理委員会の実務担当者によるコンプライアンス・オペレーショナルリスク管理作業部会を17年12月設置した。 ・従来各部ごとに定めていたリスク情報報告基準を一元化し、17年12月よりリスク情報報告システムを稼働させ、事案の収集を開始した。 ・不祥事件防止の観点から事務取扱の厳正化を実施。 ・不祥事件防止の観点から動態、面接を含めた検査手法を見直し、実施可能なものから順次実施。 ・コンプライアンス態勢の見直しとして、既存商品・サービスに関する説明態勢の総点検と対応の整備、および事務事故・ミスの削減、苦情の再発防止のための本部取組強化を行った。 ・テーマ監査「法令等遵守態勢」を実施。法令等遵守に対する全庁的な取組態勢を検証した。 ・部店におけるコンプライアンス実践状況の把握や問題検討を行うため、18年6月よりリスク統括部、監査部による情報連絡会を月次開催している。 ・既存の商品・サービスに関する説明態勢の総点検と対応必要事項の整備 ・事務事故・ミスの削減、苦情の再発防止のための本部取組強化（原因分析 削減・再発防止策実施 施策の効果検証といった一連のサイクルを本部横断的組織で行なう体制とし、18年8月よりコンプライアンス・オペレーショナルリスク作業部会にて運用を開始）。 ・法令等遵守状況の独立評定開始、面接、動態監査の強化等、法令等遵守状況に重点をおいた営業店監査を実施している。</p>	<p>・新機関の設置によりコンプライアンスに係る事項を十分に協議できるようになり、定着化が図られた。 ・発生状況の分析により、潜在リスクが大きいものなど、優先順位をつけて、具体的な対応策（手順見直し、システムチェック、帳票改刷等）を策定し実施していく。 ・手法による営業店監査を実施するとともに、法令等遵守状況の検証手段の高度化を図っていく。 ・今後もテーマ監査により、本部施策の運用状況を検証していく。 ・営業店自らが実践するコンプライアンス態勢強化のための「営業店PDCA」は、実施手順等を基準化し実効性を高めていく。また、コンプライアンスプログラムの中で定着状況を検証していく。 ・コンプライアンス臨店は、19年4月より本格実施。臨店専担者1名を配置し年間70店舗臨店する。臨店する営業店の実情を踏まえ、コンプライアンス態勢のレベルアップを図る。</p>
	<p>適切な顧客情報の管理・取扱の確保 ・顧客情報の保管・管理態勢を整備し、漏えい等の防止を図る。 ・個人情報の取扱に関する実務上の傾向的ウィークポイントについて、職場研修等により徹底を図る。 ・技術的安全管理措置について、ロードマップに基づき着実に対応を図っていく。</p>	<p>・関連規程の見直しにより顧客情報の保管・管理方法をより具体化し、内部点検の対象範囲を拡大する。 ・顧客情報管理者である部店長の役割を再徹底し、部店長の率先垂範による態勢を強化する。 ・個人情報の取扱に関する示達運用事項の規程・基準化を進める。 ・分散システムを中心とした技術的安全管理対応について、対応ロードマップに基づき着実に対応していく。</p>	<p>・経営計画会議、支店長会議の役員訓示等での徹底 ・全役職員（パート等を含む）を対象に、個人情報の取扱に関する習熟度テストと解説ビデオによる職場研修（17年9月）を実施。18年4月にはコンプライアンス職場研修（顧客情報管理）を全部店で開催し、事故事例と再発防止策を共有 ・全営業店に対し緊急臨店調査を実施し、営業店の実態を把握 ・個人情報の取扱に関する示達運用事項の規程・基準化進捗 ・分散システムを中心とした技術的安全管理措置はロードマップに基づき計画的に対応 ・漏えい防止ソフト導入によるFD等記録媒体の暗号化実施 ・個人データ台帳の見直し実施 ・郵便の発送、メールボックス、還元帳票の授受等の取扱を厳正化 ・関係規程（事務総則）の改正（簿書の保管管理方法の明確化） ・内部点検への点検項目の追加 ・48店舗で個人情報保護法対応の特別部分検査を実施 ・リスク統括部に対し同法遵守状況のテーマ検査を実施 ・還元帳票管理体制の見直しにより約1,400帳票（18年5月までの予定分を含む）を電子化し、約170帳票を新たに廃止 ・顧客向還元帳票の本部集中発送・窓開き封筒化等、管理体制の見直しを継続 ・ファクシミリシステムの導入を機関決定 ・委託先に対する一斉アンケートと重要な委託先への立入監査</p>	<p>課題対応は概ね計画通り進捗。今後は次の対応を進める。 ・支店長会議等での役員訓示による漏えい等防止の徹底 ・全店で開催する職場研修での全職員への傾向的な漏えい等事案の周知と注意喚起 ・営業店保管文書の本部集中化の推進 ・イメージ集中保管システムの拡大・本格実施（19年度） ・ファクシミリ誤送信防止システムの導入（19年度） ・対応ロードマップに基づくシステムの技術的安全管理措置への継続対応 ・個人情報の取扱に関する示達運用事項の規程・基準化仕上げ ・簿書保存期間・方法の見直し ・顧客向還元帳票の本部集中発送・窓開き封筒化等、管理体制の見直しを継続 ・FD・通帳等の店頭誤交付の防止対策の実施（19年度） ・コムフィッシュの集中保管の実施（19年度） ・旧本人確認票の集中保管実施（19年度） ・監査部監査で遵守状況を継続検証</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
北陸	<ul style="list-style-type: none"> ・営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等 ・コンプライアンス統括部署を一元化し、態勢強化を図る。 ・不祥事件を未然防止するための態勢を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク統括部内にコンプライアンス統括室を新設し、当行のコンプライアンス関連業務や不祥事件対応、CS向上推進等を統括する態勢を構築する。 ・全ての営業店に配置しているコンプライアンス委員に対して、適宜、コンプライアンスに関する勉強会開催のテーマを与えるとともにその開催報告を取り受けして、モニタリング機能を強化する。 ・コンプライアンス遵守や顧客情報管理等に主眼をおいた行動チェックシートを制定し、期間を1ヶ月程度に限定したうえで、毎日管理者による悉皆的なチェックを実施し、強化すべき項目についての認識強化を図る。 ・不祥事件だけではなく、その温床となる顧客からの苦情・トラブルおよび事務ミスも全て本部報告を行う体制とし、不祥事件の未然防止態勢を強化する。 ・各種法改正への対応も強化していく。 	<ul style="list-style-type: none"> <組織体制等> ・リスク統括部内にコンプライアンス統括室を新設（17/10）。 ・独立室化（18/6） ・監査態勢の強化の一環として、不祥事件へは監査部が主体的・独立的な調査を行う体制とした（17/7）。 ・コンプライアンス委員会の開催：計24回 【規定整備】 ・「苦情対応管理規定」を制定して、営業店からの報告体制を見直すとともに、本部内報告体制の再整備を実施（17/9）。 ・公益通報者保護法に対応し、公益通報者保護規定を制定し、体制を整備（18/3）。 【周知徹底】 ・「北陸銀行員の行動7か条チェックシート」を制定し、スタッフを含む全職員が期間を限定して集中的に自己の行動をチェックすることで、法令等遵守に対する意識の再徹底を図った（17/9）。 ・18/9に上記「7か条チェックシート」を統合し「コンプライアンス・CSチェックシート」を制定・充実した。 ・新会社法等の内容を役員や関係部へ説明・解説するとともに、必要な対応を検討（18/3）。 ・テーマを本部で決定して「全店統一コンプライアンス勉強会」を実施：計12回（17年度下期より） ・行員の意識向上のために、18年3月より「コンプライアンス便り」を発行：計14通 ・内部統制プロジェクトチームを立ち上げ、文書化作業に着手、週次でミーティングを実施。 ・金融商品取引法、改正金融商品販売法への対応として、各部横断的なワーキンググループを5回実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 17年10月の組織改正でリスク統括部内に新設したコンプライアンス統括室を、18年6月の組織改正において独立室とし、法務室およびお客さま相談室も同室内へ移行し、決裁・指示ラインの整理・明確化を図った。 ・全店統一コンプライアンス勉強会の定期的な開催、「取引等の適切性の検証」の全店実施、コンプライアンス臨店の実施など、営業店における法令等遵守状況・定着状況の点検強化・牽制強化に、より重点を置いた活動にシフトしており、引き続きコンプライアンス態勢の一層の強化に努めていく。 ・今後は、本年9月に予定される金融商品取引法、改正金融商品販売法の施行に対する行内体制を整備していく
北陸	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 ・組織横断的な取り組みが推進できる態勢づくり。 ・顧客情報の厳正な取扱を含めた事務堅硬化の向上。 ・顧客情報の管理に関する監査の実施。 ・顧客情報を含む書類の削減およびデータ化の推進等による、管理すべき情報量のコントロール。 ・顧客情報を含む書類・データの認識強化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客情報漏洩撲滅を目的に顧客情報保護管理委員会を設置し、同委員会を中心に各種施策を検討・実施していく。 ・全営業店の営業課長を対象とした研修会を開催し、顧客情報の厳正な取扱を含めた事務堅硬化の向上を図る。 ・監査部を中心とした情報管理にターゲットを絞った部分監査の実施。 ・帳票、還元計表の削減・統合およびデータ配信の促進。 ・顧客情報を含む資料への「顧客情報含む」等の表示実施。 ・営業店からの顧客情報管理に関する取組良好事例（FAXや郵便物の削減提案等を含む）の吸い上げ、全店への還元。 	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客情報の統括部署をリスク統括部に一元化（17/10）、さらにコンプライアンス統括室として分離独立（18/6）。 ・「顧客情報保護管理委員会」を設置し（17/5）、顧客情報漏洩事故の発生原因の分析や再発防止策等を検討。 ・同委員会での協議を受けて、緊急営業課長会議を開催し、顧客情報の保護・管理について全行的に再徹底を図った（17/6）。 ・「事務堅硬化推進委員会」を設置（17/5）。 ・同委員会と連携して、良好事例を紹介（17/6） 顧客情報管理の緊急提案制度の募集およびFAX・郵便物の削減運動やEB化推進等を実施（17/7～） ・経営陣の関与を一層高めるために、顧客情報漏洩事故に関する取締役会への報告内容を拡充（17/7）。 ・情報管理にターゲットを絞ったテーマ別監査を実施するとともにコンプライアンス監査に情報管理項目を設定（17/4～）。 ・情報資産台帳の再整備（18/1～19/3）。 ・外部委託先に対する「個人情報の安全管理措置の遵守状況アンケート」を実施（19/3） ・「インターネット安全監視システム」の本格稼働により情報管理強化（19/1） 	<ul style="list-style-type: none"> 17年上期にはFAXの誤送信等が発生したが、再発防止に向けた取組に努めてきた結果、郵便局の誤配など外部要因を除いた情報漏洩・紛失の発生件数は減少してきている。発生件数ゼロを目指し、引き続き情報管理体制の強化に努めていく。 また、情報資産管理台帳の再整備を実施し、3月、9月末基準で全部店より報告を取り受け、以降半期毎にメンテナンスを実施している。 「顧客情報保護管理委員会」の開催や部分監査の継続的な実施により、各種施策・顧客情報の管理方法等の実効性を検証し、情報漏洩の撲滅を図っていく他、外部委託先の情報管理について監督を一層、強化していく。

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
富山	<p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等</p> <p>・コンプライアンスが全ての業務の大前提であるとの認識に立ち、役職員全員が全ての行動に倫理感を強く持ち規律ある組織体制の定着を図るべく、徹底した教育・啓蒙活動を引続き行う。</p> <p>・不祥事件に対しては、かねてより「不祥事ゼロ宣言」のもと、不祥事根絶に向けた取組みを行っているが、より一層内部管理・監査体制の強化を図る。</p>	<p>・SCO等の資格取得者割合を高める。</p> <p>・直接報告相談制度（目安箱）の浸透化を図るため、全役職員へ同制度の創設を周知徹底させるとともに、通報者保護制度の厳格な運用により、実効性の確保を図る。</p>	<p>・SCOの資格取得を推奨し取得者割合を高めた。</p> <p>・公益通報者保護法の施行を踏まえ、直接報告相談制度（目安箱）を改定した。</p> <p>・取引等の適切性確保への取組みについて、態勢面を含めた検証を行うとともに、本部・営業現場へ再度周知徹底を行った。</p> <p>・コンプライアンス統括部門である経営管理委員会の開催頻度を高め委員会の機能性、実効性を高めた。コンプライアンス勉強会の実施計画にパート従業員向けを新設し、パートを含めた全役職員が定期的に勉強会を受講できる体制とした。</p>	<p>・取引等の適切性確保への取組みについて、その事案の重要性に鑑み、引続き実効性ある取組みを行う必要がある。</p> <p>・不祥事件の未然防止や早期発見、コンプライアンス事案発生時の適切な対応など、より機動的で組織的なコンプライアンス態勢の構築が必要である。</p>
北國	<p>(1)内部管理態勢の充実・強化による法令等遵守態勢の確立</p> <p>不祥事件等を根絶し、健全な業務運営を確保するために、内部管理態勢の一層の充実・強化により、役職員のコンプライアンス意識の再徹底を図りながら、企業風土を刷新する。</p> <p>(2)適切な顧客情報の管理・取扱いの確保</p> <p>顧客情報管理に関し、情報管理対策委員会を中心に、一層適切な管理・取扱い態勢の整備に努める。</p>	<p>(1)内部管理態勢の充実・強化</p> <p>業務改善計画の取組みに対する経営姿勢の明確化</p> <p>実効性のある不祥事件未然防止策等の策定</p> <p>厳正な事務処理の徹底と内部牽制機能の充実・強化</p> <p>本部監査機能の抜本的な見直し</p> <p>(2)顧客情報の管理・取扱い態勢の整備</p> <p>顧客情報の管理・取扱いについての態勢の強化</p> <p>・外部委託先管理態勢の見直し</p> <p>・情報資産取扱い管理規定の改訂</p> <p>・システム措置による漏洩防止策の検討</p> <p>・研修教育体制の見直し検討</p>	<p>内部管理態勢の充実・強化</p> <p>・「倫理憲章」の制定</p> <p>・「集金受付票」などの事務帳票の改定</p> <p>・「コンプライアンス・マニュアル」の電子化</p> <p>・階層別コンプライアンス集合研修の実施</p> <p>・コンプライアンス責任者会議の開催</p> <p>・「店内検査サポートチーム」による店内検査サポートの開始</p> <p>・「特別検査チーム」による特別検査の開始</p> <p>・「内部監査高度化プロジェクトチーム」の組成</p> <p>・疑わしい取引の届出についてのシステム管理の開始</p> <p>・「公益通報者保護規定」の制定</p> <p>・管理職が部下行員とのコミュニケーションをより一層深めるために、「コミュニケーションシート」を策定</p> <p>・連続休暇とは別に不意の業務点検を行うための「指定助勤制度」を新設</p> <p>顧客情報の管理・取扱い態勢の整備</p> <p>・「情報資産対策規程」「顧客情報書類郵送事務基準」「手渡交付事務基準」等の制定</p> <p>・「当座照合票」自動封入の取扱開始</p> <p>・個人情報管理に係る「一斉自主点検」および「情報管理職場会」の実施</p> <p>・A T Mコーナーのゴミ箱撤去</p> <p>・外部接続パソコンのセキュリティ強化</p>	<p>内部管理態勢の充実・強化につきましては、経営陣の関与を高めながら、各施策の内容を検証し、実効性の向上に努めてまいります。</p> <p>顧客情報の管理・取扱い態勢の整備につきましては、情報漏洩の未然防止のための施策をさらに検討し、具現化してまいります。</p>
福井	<p>・顧客情報の適切な管理・取扱いの方法について機能できるルールを策定していく。</p> <p>・技術的安全管理措置についても実現可能性を見極めながら対応していく。</p> <p>・上記の状況を監査し、それを改善につなげて、個人情報保護を含む顧客情報の適切な管理・取扱いができる態勢を確保していく。</p>	<p>・本部関連チームを横断的に組織する「情報管理WG」において、情報管理に関する事項を討議し、必要となる対応策等を確認していく。</p> <p>・情報管理に関する事項のうち重要なものなどは、個人情報保護法対策委員会を活用して、迅速にその対応方針を定めていく。</p> <p>・技術的安全管理措置に係る各システムのレベルアップ対応を目的として次のことを実施して行く。</p> <p>(1) 個人情報データの漏洩防止対策</p> <p>(2) インターネット環境(顧客取引を除く)のセキュリティ強化</p> <p>(3) 各種分散システムのレベルアップ</p> <p>・運用面でリスクをカバーしているシステムに関しては、更なる管理の強化を目指し、システムのレベルアップを行う。</p> <p>・情報管理態勢の内部監査を通じて、不備事項の分析とその改善に向けた対応を行っていく。</p>	<p>個人情報保護法対策委員会を計8回開催。</p> <p>・ワーキンググループを適宜開催し、情報管理に関する各種対応策（FAX送信手続き等）について検討を行い、行内規定等の見直しを適宜実施。</p> <p>・情報セキュリティロードマップ策定し、当該ロードマップに基づきインターネット専用ネットワーク、分散システムのレベルアップに向けた諸取組を実施。</p>	<p>・委員会、ワーキンググループの適宜開催により、優先課題であった文書保存体制の見直しについては改善が図られ、その運用が定着してきたと認識している。</p> <p>・郵便物発送手続き等各顧客情報取扱い規定の行内への周知徹底を研修等を通じて引き続き実施していく。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
	<p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等</p> <p>(1)コンプライアンスプログラムの進捗状況チェックを通じた不祥事件再発防止策の運用状況・実効性の検証</p> <p>(2)内部牽制機能の強化</p> <p>(3)行員等に対するコンプライアンス意識の一層の徹底</p> <p>(4)グループ会社の法令等遵守(コンプライアンス)態勢の一層の強化</p>	<p>(1)コンプライアンスプログラムに盛り込んだ不祥事件再発防止策の実施ならびに運用状況のモニタリング。</p> <p>(2)コンプライアンスオフィサーの設置と同職によるモニタリングを通じた内部牽制機能の強化および改善指導の実施。</p> <p>(3)ベーシックビデオ研修(コンプライアンス面)の実施。</p> <p>(4)グループ会社の法令等遵守(コンプライアンス)態勢診断の実施とそれに基づく法令等遵守(コンプライアンス)態勢の標準化実施。</p>	<p>(1)コンプライアンスプログラムに盛り込んだ不祥事件再発防止策について、四半期毎の進捗状況チェックを実施し、コンプライアンス会議に報告。</p> <p>(2)コンプライアンスオフィサーによる全店臨店を通じたモニタリング・改善指導および改善指導事項に対するフォローアップを実施。またデリバティブ主管部署臨店を通じたデリバティブ取引の適切性について検証を実施。また、リスク商品販売状況のオフサイトモニタリングに基づきリスク商品販売ルールを見直すなど、モニタリング結果を施策に反映。</p> <p>(3)グループ全従業員を対象にベーシックビデオ研修(コンプライアンス)を実施。</p> <p>(4)グループ会社6社に対するコンプライアンス態勢診断による実態把握と改善指導の実施。また診断先(5社)に対する改善策実施状況のフォローアップを実施。</p>	<p>(1)現状の分析と評価</p> <p>・コンプライアンスプログラムに盛り込んだ不祥事件再発防止策について、四半期毎進捗状況をチェックし、18年6月末を以って全ての再発防止策の実施を完了した。</p> <p>・コンプライアンスオフィサーによる臨店を通じ、営業店長への牽制機能を発揮するとともに、営業店におけるコンプライアンス、苦情処理、リスク商品販売態勢のモニタリング・営業店指導を実施できたものと評価している。改善指導事項についてはフォローアップを行い、改善状況および定着化を確認し実効性を高めている。</p> <p>また、リスク商品販売状況のオフサイトモニタリングを通じ、販売ルールの見直し等適切な販売態勢を強化することができた。</p> <p>・グループ会社6社へのコンプライアンス態勢診断による実態把握と改善指導により、グループ全体のコンプライアンス態勢の標準化を図ることができた。</p> <p>・グループ全従業員を対象としたビデオ研修の実施や「しずぎんコンプライアンスブック」の配布等により、コンプライアンスに対する均質な情報を提供、コンプライアンス意識の一層の徹底を図ることができた。</p> <p>(2)課題と対応方針</p> <p>・B A 行員、クリエイティブパートナー、ビジネススタッフの目線に立った施策を通じグループ全従業員に対するコンプライアンス意識の醸成と知識の向上を図る。</p> <p>・コンプライアンスオフィサーによる臨店を継続実施し、営業店におけるコンプライアンス、苦情処理、リスク商品販売態勢のモニタリングおよび改善指導態勢を強化する。</p> <p>・コンプライアンス態勢診断未実施のグループ会社に対する診断実施および診断先に対する改善策実施状況のフォローアップを行う。</p>
静岡	<p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保</p> <p>(1)アクセス履歴管理やデータ暗号化対策にかかる未対応システムへの対応を実施</p> <p>(2)顧客情報管理態勢の一層の整備、誤FAX・誤郵送・誤返却等の絶無に対しては、CSRの観点からグループ会社も含め継続的に取組み</p> <p>(3)営業現場における情報保管量の削減を図り、情報漏えい等が発生するリスクを削減</p>	<p>(1)未対応システムへの対応計画については、平成17年5月よりスケジュールに基づく進捗管理およびサポートを実施。技術的安全管理措置として対応が必須な項目については、平成19年度上期中に対応完了する予定。</p> <p>(2)個人データ台帳のシステム化への取組み、並びに誤FAX・誤郵送・誤返却等の防止に継続的に取組み、情報漏えい等の発生を防止</p> <p>(3)営業店還元資料の削減や各種書類の本部集中化等に取り組み</p>	<p>(1)アクセス履歴管理やデータ暗号化対策にかかる未対応システムへの対応</p> <p>・各年度安全対策点検結果に基づき、新たに未対応が判明したシステム(延べ66システム)を策定済の対応計画に追加、従来計画とあわせて継続的に進捗管理を実施(管理対象システム延べ150システム)。</p> <p>・アクセス履歴管理等63システム、データ暗号化対策27システム、ウイルス対応ソフト導入17システム(延べ107システム)について対応を完了。</p> <p>(2)個人データ台帳のシステム化および誤FAX・誤郵送・誤返却等の防止</p> <p>・誤FAX防止システムを稼働(19年3月)。発生事案の原因分析等を通じた個別対策や継続的な注意喚起のほか、セミナー等啓発活動やモニタリングを通じた個別指導を実施。</p> <p>・個人データ台帳の見直しを実施したほか、各部署による保管状況自主点検体制を整備。</p> <p>(3)還元資料の削減と書類の本部集中化への取組み</p> <p>・情報漏えい等のリスク低減のため、還元帳票の廃止や諸届書類の本部集中化等を実施。</p>	<p>(1)現状の分析と評価</p> <p>・技術的安全管理措置への対応については、当初計画に対し管理対象システムを追加した上で逐次対応を行い、延べ107システムの対応をほぼ計画どおりに完了できた。また運用対処等により対応不要と判断したシステム、およびシステム更改時等の中期対応としたシステム(延べ31システム)を除く12システムについては、計画どおり19年度上期中に対応を完了する予定である。</p> <p>・当局報告事案件数および当行に非がある事案件数は、逐減傾向にあると評価している。ただし、保管しておくべき書類の誤廃棄や紛失が事案の大宗(約7割)を占め、引き続き対策が必要と認識している。</p> <p>・計画期間中に発生した情報漏えい等の事象に対し、個別再発防止策や注意喚起の実施、啓発活動やモニタリングを通じた個別指導などに取組んできたが、今後も実効性の高い対策に取組み、情報漏えい等の発生件数を削減していく必要があると認識している。</p> <p>(2)課題と対応方針</p> <p>・技術的安全管理措置への対応については、19年度上期中に対応予定のシステムについて厳格に進捗を管理していくとともに、システム更改時対応としたシステムについて対応時期を明確化していく。</p> <p>・情報漏えい等の発生事象に対する再発防止策に取組むとともに、注意喚起を通じて徹底を図っていく。</p> <p>・また、情報漏えい等の発生を予防する観点から、各種書類の本部集中化や電子化による情報保管量の削減、個人データ台帳の活用などによる保有情報の管理徹底等に取組んでいく。</p> <p>・担当役員セミナーやE-ラーニングシステムなどを通じた啓発活動による従業員教育の徹底、モニタリング活動を通じた問題点の把握改善や個別指導などに取組んでいく。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
スルガ	1.不祥事件等の発生の未然防止を図るため、営業店に対する法令等遵守状況の点検を強化 2.顧客情報管理に関して、個人情報保護法ならびにその他規範に基づき、適切な管理・取扱いを確保	1.営業店に対する法令等遵守状況の点検強化 (1)内部監査の拡充 (2)営業店業務管理の本部集中化 (3)社員教育の徹底 2.適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 (1)顧客情報管理プロセスの見直し (2)取扱いマニュアルの拡充 (3)社員教育の徹底	17年4月～19年3月の進捗状況 1.営業店に対する法令等遵守状況の点検態勢強化 2.適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 3. I S M S、B S 7 7 9 9、I S O 27001の認証取得 4.コンプライアンス委員会の活性化 5.マネーロンダリング防止の強化 6.反社会的勢力等への対応 7.不祥事件対応 8.営業店監査を実施	1.金融商品取引法および改定金融検査マニュアルにおける対応を強化する。 2.リーガルチェックに関するルールを整備し、更なる充実を図る。 3.コンプライアンス委員会およびコンプライアンス・情報セキュリティリスク委員会の開催頻度を見直し、コンプライアンス態勢を強化した。 4.反社会的勢力に対する取引の管理態勢を継続的に整備する。
三重	営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等 適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 コンプライアンスの実践の徹底、知識の向上等により職員のコンプライアンス意識を一段と高め、不祥事件等の発生を未然に防止する。 研修の実施等により個人情報保護ルールの遵守を徹底し、適切な個人情報の管理・取扱いを確保する。	・ハイリスク項目を対象とした業務監査部による機動監査の実施頻度を増し、監査の深度を高める。 ・コンプライアンスビデオ、法務ニュースを作成し、全部店で継続的に勉強会等を開催する。 ・研修等で個人情報保護に関する規程類の内容、不備事例等を解説し、周知徹底を図る。 ・各店舗において個人情報の管理・取扱い状況の点検を定期的に実施する。 ・個人情報保護法取扱マニュアルの内容を充実させる。	・コンプライアンス研修、個人情報保護に関する研修を実施 ・コンプライアンスビデオ、法務ニュースを作成し全部店に配付し、勉強会を毎月実施 ・「三重銀行行動憲章」制定 ・公益通報制度導入（18/3） ・「独占禁止法遵守マニュアル」制定（18/9） ・全部店で個人情報の管理・取扱い状況の3カ月毎の点検をルール化 ・営業部門職員にセキュリティ機能付きの携帯電話を貸与（18/4） ・業務用パソコンにファイル暗号化ソフトを導入	・コンプライアンス研修の充実、情報発信量の増加等により、職員のコンプライアンス意識を一段と高める ・研修の充実、監査・点検の実施等により、個人情報保護ルールの遵守を徹底する。
泉州	企業倫理の確立に向けた取り組み 三菱UFJフィナンシャル・グループ（以下MUFJGという）の一員としてのグループコンプライアンス態勢の整備 個人情報保護法への適切な対応 マネー・ロンダリング防止対応の強化 苦情・トラブル再発防止と反社会的勢力の介入排除	不祥事件防止に向け、部店長によるチェックを実施 MUFJGからのノウハウ吸収 個人情報保護法に関する行内態勢の整備状況を検証・改善 厳正な本人確認の実施、犯罪性口座取引の排除 苦情・トラブル対応ルールの徹底、本部の適切な研修・教育の実施 反社会的勢力の事前照会受付 優越的地位の濫用防止に向けた対応策の検討と実施	不祥事件防止に向け、各店舗の現状について部店長が不祥事チェックリストに基づき点検を実施。 不祥事件防止マニュアル改定 「倫理綱領」「行動規範」の制定（MUFJGとして） 「コンプライアンスマニュアル」「インサイダー取引防止規定」の改定 情報保護法にかかる一点検に基づいて、不備事項への対策を策定、検証を行う仕組みを構築 個人情報保護対策PTを毎月定例開催 B T M U主催グループ研修参加 犯罪性口座や疑わしい取引を早期に発見するため、月次・日時で営業店に還元資料を配信 コンプライアンス委員会で毎回苦情事例を紹介。 職員に対し顧客情報の取扱いおよびパソコンの管理について再徹底 相談センター宛、反社会的勢力の事前照会を受付。	【分析・評価】 ・個人情報保護法施行後の対応については、行内態勢が整備されつつある。 ・苦情・トラブル報告の受付は、期毎に減少。継続的に苦情事例、未然防止策を還元しており、営業店に浸透してきている状況にある。 ・教育・研修活動については、個人情報保護法に関連する法令や行内ルール等を中心として意欲的に取組みを行った。 ・一定の取引に際しての反社会的勢力の照会については、事前照会を必須としている。 【今後の課題】 ・個人情報保護法にかかるとして意欲的に取組みを行った。 ・一定の取引に際しての反社会的勢力の照会については、事前照会を必須としている。 ・犯罪性口座、疑わしい取引の早期発見と金融庁宛の届出を励行する。 ・当行と取引のない反社会的勢力に関する情報を営業店に還元し、水際での取引排除を図る。 ・優越的地位の濫用防止に向けた取組みを定着化させる。
南都	適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 法令等の諸規定を遵守するとともに、厳格な安全管理体制を構築し、顧客からの信頼を確保する。	・関係法令や金融庁ガイドライン等に沿った顧客情報保護体制の有効性・実効性の点検・監査および安全管理措置の充実・強化。 ・顧客情報の漏洩・流出等を防止するための方策と管理体制の強化。 ・顧客情報保護・安全管理にかかる従業者教育・研修の充実。	基本方針・規定の遵守状況のモニタリング 点検リストによる部署毎の規定等遵守状況の点検実施 店内検査による点検、および監査部による内部監査実施 情報保護管理計画の策定 顧客情報管理計画の作成 漏洩等防止策の実施およびシステム保護対策 顧客情報の持ち出し、FAX送信等の事務取扱厳正化 誤送付防止策、パソコン盗難防止策（ワイヤーで固定）を実施 安全対策実施計画の策定、行内情報系通信 ネットワーク暗号化完了 情報機器の不正接続防止策実施、インターネットパソコンのセキュリティ強化 各種マニュアルの整備 情報管理に関するマニュアルの作成 顧客申出、反社会的勢力等に関するマニュアルの作成 従業者への情報管理にかかる教育・研修の充実 センシティブ情報等の規定等遵守を再徹底 各部署毎の勉強会、および行内研修の実施 通信講座受講・検定試験受験の奨励	・情報管理にかかる規定等の制定、統括部署および各種責任者の設置や、漏洩防止策の策定等、情報管理体制は概ね構築されつつある。 ・実効性の高い顧客情報管理態勢および安全管理措置の継続的な改善が課題であり、引き続き、従業者の教育・研修等の充実および漏洩防止策等の強化を図っていく。

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
但馬	営業店に対する法令等遵守状況の点検強化 「コンプライアンス・プログラム」等の見直しを行うとともに、機会教育を通じて、法令等遵守態勢の強化を図る。	「コンプライアンス・プログラム」等を適時見直しするとともに、進捗状況を定期的に確認し、より強固な法令等遵守態勢を構築する。	1. 「コンプライアンス・プログラム」の進捗状況を定期的に確認した。 2. 外部の検定試験である「コンプライアンス検定試験」を実施し、行員のスキルアップを図るとともに、内部監査を充実させた。 3. 臨店指導、研修会により、「コンプライアンス・マニュアル」の遵守、コンプライアンス態勢の向上を徹底した。	引き続き、「コンプライアンス・プログラム」を達成するため、その進捗状況を定期的に確認する。 行員のスキルアップを図るため、外部検定試験を実施するとともに、内部監査や行内研修等機会教育を通じて、法令等遵守態勢の強化を図る。
	適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 「個人情報保護規程」等の見直しを行うとともに、機会教育を通じて、より一層適切な管理・取扱いが確保できるよう、態勢の強化を図る。	「個人情報保護規程」等を適時見直しするとともに、行内研修や機会教育を通じて、より一層適切な管理・取扱いが確保できるよう、態勢の強化を図る。	1. 外部の検定試験である「個人情報保護オフィサー検定試験」を実施し、行員のスキルアップを図るとともに、内部監査や自店検査を充実させ、適切な管理・取扱いに努めた。 2. 行内研修の参加者に対し、個人情報保護法理解度テストを実施して、より一層適切な管理・取扱いが確保できるよう努めた。 3. 臨店指導により、顧客情報の管理・取扱い状況を検証し、適切な管理・取扱いの徹底を指導した。	引き続き「個人情報保護規程」等を適時見直しとともに、その進捗状況を定期的に確認する。 行員のスキルアップを図るため、外部検定試験を実施するとともに、内部監査や行内研修等機会教育を通じて、より一層適切な管理・取扱いが確保できる態勢の強化を図る。
山陰合同	営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等 ・個人情報保護に係る基本方針(個人情報保護宣言、個人情報保護規程)に基づき、厳格な個人情報保護態勢を構築し、お客様からの揺るぎない信頼を確保する ・モニタリングの充実とコミュニケーション強化により問題認識の共有化を図り、コンプライアンス徹底のため適確な対応を図る ・真に体得できる教育・研修の充実により、全役職員のコンプライアンスマインドを向上させ、高い倫理観と規律ある企業風土の醸成を図る	・コンプライアンス活動記録を半年に1回フィードバックすることでモニタリングの精度を高める ・コンプライアンス・アドバイザーを配置し、機動的かつ実効性のある指導体制を構築する ・個人情報保護法、与信説明責任義務等の新分野を監査項目として取上げるなど、内部監査態勢を強化する ・職員および職場における倫理意識の浸透度を調査(モラル・サーベイ)し、全店的な傾向の把握・分析および倫理意識浸透のための施策に活用する	・コンプライアンス・モニタリング記録と本部報告による問題認識の共有化 - 19年2月までに延532店舗、1,050件の報告受領 ・コンプライアンス・アドバイザーを配置し、多面的な指導を実施 ・個人情報保護法、与信説明義務等の新分野を監査項目として取り上げ、深度あるコンプライアンス監査を実施 ・店内研修用コンプライアンス確認ドリルを導入 ・18年3月と19年3月にモラル・サーベイを実施	・コンプライアンス・モニタリングにより、リスク認識が高まり、特に顧客情報管理については、自主ルールを策定する等の積極的な取組みが行われた。 ・コンプライアンス・アドバイザーによる臨店指導により、総じてコンプライアンス・マインドの浸透向上が図られ、部長とコンプライアンス・オフィサー、他の役員との連携も強化されつつある
	適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 ・個人情報保護に係る基本方針に基づき厳格な個人情報保護態勢を構築し、お客様からの揺るぎない信頼を確保する ・真に体得できる教育・研修の充実により全役職員の個人情報保護マインドを醸成し、高い倫理観と規律ある企業風土の醸成を図る ・大量情報、重要情報の漏えい防止策を実施する ・モニタリングの充実とコミュニケーション強化により問題点の共有化を図り、個人情報保護徹底のため適確な対応を図る	・組織的安全管理措置として個人データ管理台帳の整備、文書・情報管理規程の整備・見直し、監査実施体制の整備を行う ・人的安全管理措置として従業員教育・訓練を実施する ・顧客情報取扱いのモニタリングおよびコンプライアンス・アドバイザーによる管理不芳店舗への機動的臨店指導により、問題点の早期発見、解消を図る	・個人情報コンプライアンスプログラムの進捗状況を、毎月コンプライアンス委員会および取締役会に報告実施 ・顧客情報管理チェックシートによるモニタリングを実施(月次) ・個人情報の外部委託管理要領の策定および外部委託先アンケートの実施 ・個人情報保護に関する人事研修カリキュラムの策定・実施 ・執務室内への携帯電話(カメラ)の持込禁止 ・勤定系・情報系システムのアクセスログの取得 ・アクセスログモニタリングの開始	・営業店における文書整理・台帳の整備を終え、文書管理の体系整備ができた。 ・預託先の監査により預託先としての的確性の検証が出来た ・内部監査結果、部店内点検・モニタリングに基づいて、実施策の有効性・実効性の検証・評価、見直しを継続して実施する ・営業店で保管する文書等の本部集約化および電子化を継続して実施する
広島	営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等 ・厳正な法令等遵守態勢の確立を図るとともに、信頼に足る行動の実践を定着化させ、不祥事件発生、および法令等違反の絶無を図る。	・コンプライアンス勉強会実施に係る階層別単位制度の定着化推進 ・各種研修、臨店の取組強化 ・無記名式相互チェック・シートによる定着化検証の定期的な実施	・全店支店長会議・全ての業務別・階層別研修・臨店や「全店舗コンプライアンス・デー」を通じた啓蒙 ・階層別単位制度について、全従業員が必要単位数を取得 ・無記名式相互チェック・シート(アンケート)に基づく職場指導の実施 ・臨店の実施による法令等遵守状況の点検強化 ・「コンプライアンス・マニュアル」の改正実施 ・反社会的勢力等のチェック態勢を整備 ・取引先への預金残高通知による不祥事件の有無点検の実施 ・コンプライアンスに係る理解度テストの実施	・渉外管理先の預金残高通知を機に、不祥事件が発覚したことから、抽出条件を変更のうえ継続実施する ・啓蒙活動は定着化しているが、浸透面で課題が残っており、理解度テスト等を実施し、検証強化を図る
	適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 「個人情報保護プログラム」に基づく確実な対応を実施する。 ・個人情報保護関連規定を遵守した運用による個人情報の適切な保護と利用を徹底する。 ・顧客情報(法人情報含む)、行内情報の管理を徹底する。 ・本店全部署および全営業店に対して、個人情報の保護に係る監査・モニタリングを実施する。 情報漏洩防止策に対し、的確に対応する。	自部店勉強会や研修等を活用した個人情報保護関連規定の周知・徹底の強化 監査・モニタリングの実施強化 情報漏洩防止策に対する的確な対応 還元帳票、顧客徴求書類等の削減・電子化 誤郵送等の絶無に向けた顧客宛送物のセンター発送拡大および封入作業のアウトソーシング 入退館管理やP.C等のセキュリティ向上に向けた取組強化	各種啓蒙ツールの作成・配付等により、個人情報の適切な取扱いを徹底した結果、不適切な取扱は減少 情報管理態勢強化を図るべく、関連部ミーティングを開催し、情報漏洩防止策の進捗管理を行うなか、事務取扱いの見直し等を実施 個人情報保護に係る監査態勢強化のため、監査項目を追加するとともに、個人情報保護に係る管理態勢について検証実施 保管センター拡張に伴い、集中保管書類を増やすとともに効率的な簿書管理のため、バーコード管理を採用	情報漏えい防止に係る諸施策は、順次実現化されているが、誤交付などの情報漏えいが発生していることから、誤交付防止・文書管理の強化に向けた一層の対応を進める必要がある。 適正な情報管理態勢構築に向けた教育・啓蒙の強化を図る。

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
四国	<p>監査部臨店監査におけるモニタリングおよび総合管理部における営業店よりの「コンプライアンス・チェック表」、「コンプライアンス・プログラム進捗状況」、「コンプライアンス勉強会実施記録(兼報告書)」の内容点検を継続し、法令等遵守態勢の徹底を図る。</p>	<p>臨店監査報告の内容が著しく不芳の場合には、総合管理部において個別対応し指導する。 又、営業店からの上記、、、による報告を点検し、臨店監査結果との整合性がとれていない場合等内容によっては個別に指導する。</p>	<p>・各期の全店支店長会で、頭取、専務よりコンプライアンスに関する示達を行った。18年7月～19年3月、専務取締役がコンプライアンスに関し全店臨店を行った。 ・毎年1回、ブロック別コンプライアンス担当者研修会を開催した。 ・18年8月より、総合管理部コンプライアンス室の部員がコンプライアンス勉強会、チェック表、プログラムに関する臨店ヒアリング・指導を実施した。</p>	<p>・全店支店長会での頭取、専務示達、専務臨店訓示、コンプライアンス担当者研修、総合管理部臨店ヒアリング・指導等により、コンプライアンスに関する勉強会、チェック表、プログラム等個別に実践すべき事項に対する認識度合いは向上してきた。 ・今後もコンプライアンスに関する実施事項の個別指導および臨店ヒアリング・指導を継続実施する。</p>
佐賀	<p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等 ○「法令等遵守の強化」を最重要の経営課題として取り組む。 ○法令等遵守重視の企業風土の醸成には、役職員の意識の改革、改善が必要であり、営業店指導方法や行員に対する啓蒙策の改善を図り、コンプライアンスに対する認識や行動の定着化が図られるよう取り組んでいく。 ○「法令等遵守態勢(含む情報管理)の抜本的見直しおよび防止策」を検討しさらにその「定着化」に向けて、全行挙げて取り組む。</p>	<p>○平成17年6月末までに第1回全店臨店による指導完了、11月までに第2回臨店を完了予定、12月以降に不芳店再臨店 ○平成17年度、地方銀行協会主催「コンプライアンス検定(次席者向け)」全次席者の60%以上の合格を目標(8月試験) ○平成19年度までに地方銀行協会主催「コンプライアンス検定(部室店長、行員向け)」それぞれ80%以上の合格を目標 ○平成17年度下期、パート対象のコンプライアンス通信講座実施 ○平成17年度下期、第2回コンプライアンス一斉職場テスト ○法令等遵守態勢の抜本的見直しを図るにあたり以下の取組みを行う。 (1)モラルアップの研修実施 (2)帰属意識向上策の実施 (3)自店検査臨店PTの設置 (4)総合表彰、人事考課のあり方の検討 (5)人材登用 (6)DVRによる動態監査実施</p>	<p>○営業店臨店指導の実施 ○情報管理に対する意識の浸透と流出防止策の遵守を強く要請する臨店 ○17年度1回目一斉職場テストを実施 ○17年度2回目一斉職場テストを実施 ○18年度1回目職場一斉テストを実施 ○17年7月より出張所においてもコンプライアンス・チェックリストによる点検と報告を実施するように取扱を変更した。 ○地銀協主催の「コンプライアンス検定試験(次席者向け)」の結果(17年8月試験)は、以下のとおりとなった。 目標...全次席者(法令遵守担当者)の60%以上(72名)の合格 結果...受験者156名、合格者105名(67.3%) うち法令遵守担当者73名 (18年8月試験) 結果...受験者61名、合格者30名(49.2%) 累計(62.2%) ○オフィサー検定(銀行コース)及びオフィサー認定試験 17年度の合格者合計は99名になっている。 18年度の合格者は191名になっている。 ○コンプライアンス通信講座は全行員(除く出向者・休職者)受講済。 新入行員44名全員が入行前に受講修了 ○支店長研究会(17年7月30日、18年8月5日)では外部講師を招き、社会常識や取巻く環境が変化していることに注意喚起を求めるような、2つの講演を行った。 ○地銀協主催「コンプライアンス・役員セミナー」や「役員経営研究会」などに役員延べ6名を派遣した。 ○パート対象コンプライアンス通信講座はテキストを経営管理部が作成し、17年10月開講した。添削3回を提出、対象者705名修了済み。 ○19年3月、第3回目の「360度評価」を実施した。 ○17年度は、コンプライアンスニュースを23回発行した。 18年度は、コンプライアンスニュースを17回発行した。 ○「コンプライアンス委員会規定」の改定。19.2.28 臨時のコンプライアンス委員会を開催する場合の手順を明確にし、委員会がより機能を発揮できるようにした。 ○平成19年度「コンプライアンス・プログラム」を策定。19.3.30 金融商品取引法への対応のため、「証券業法等の遵守」、「リスク性商品の勧誘・募集」の項目を「金融商品取引法への対応、法令遵守の強化」に整理統合など見直しした。 ○法令等遵守態勢の抜本的見直しを図るにあたり以下の取組みを行う。 (1)モラルアップの研修実施 (2)帰属意識向上策の実施 (3)自店検査臨店PTの設置 (4)総合表彰、人事考課のあり方の検討 (5)人材登用 (6)DVRによる動態監査実施</p>	<p>○「コンプライアンス・チェックリスト」に基づく点検・指導において、担当者(含むパート)や担当役席からヒアリングする中で、コンプライアンス意識の浸透、相互牽制機能が働いているかチェックし、以下の評価をしている。 ・「事例に基づく不祥事件未然防止チェックポイント集」を活用して事故防止の牽制に取組んでいる支店が増加して来ている。 ・臨店者による未受講者に対する直接指導、人事企画部の電話による個別指導もあり、自己啓発項目の通信講座受講は100%となり、検定試験受験状況も向上している。 ○金融コンプライアンスオフィサー認定試験 18年度合格者数19名。今後も各社主催の「コンプライアンス検定試験」に積極的にチャレンジさせて、法令遵守マインドの醸成を図らせた。 ○19年3月の全店長会議で、法令等遵守に関して、頭取からの訓示のほか、人事担当役員、経営管理部長等からも指示を行った。 ○「法令等遵守態勢(含む情報管理)の抜本的見直しおよび防止策を検討しさらにその「定着化」に向けて、全行挙げて取り組んでく</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
佐賀	<p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保</p> <p>○引き続き問題点の洗い出しなどにより、改善対応策を実施するとともに、研修等の反復により顧客情報管理の重要性の啓蒙を図り、流出事案を根絶させるべく対応していく方針である。</p> <p>(個人情報保護法第20条、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第10条に対応して、安全管理措置の充実を図る。)</p> <p>○「法令等遵守態勢(含む情報管理)の抜本的見直しおよび防止策」の定着化に向けて、全行挙げて取り組む。</p>	<p>○電子帳票化を含む還元資料の見直しや廃止により保管管理を強化する。</p> <p>○顧客への交付管理を徹底する。</p> <p>○データの暗号化ソフトを導入する。</p> <p>○インターネットバンキングへの移行を促進する。</p> <p>○研修等の反復により継続的に情報管理の重要性の認識徹底を図る。</p> <p>○「法令等遵守態勢(含む情報管理)の抜本的見直しおよび防止策」として、顧客情報取扱いに関するアンケート実施、情報流出改善対応策を含めた施策の実態面からの検証、情報管理のマニュアル作成、情報管理の実体験研修の実施</p>	<p>○本店でのICカードを使用した入退館管理システムを導入した。</p> <p>○行内LANデータの暗号化ソフトの導入を完了した。</p> <p>○FAX、郵便物、顧客交付の取扱いの厳格な運用が行われているか、監査部検査での検査事項、経営管理部臨店指導においてチェックしている。</p> <p>○電子帳票化と併せて、還元資料の配布の見直しや廃止について検討し、保管管理の強化を行った。</p> <p>○インターネットバンキングへの移行を推進するなど業務面の見直しにより、個人情報の流出リスクの低減を図るため、体制整備等について総合企画部、営業推進部、事務管理部、システム部にて協議を実施した。</p> <p>○顧客への配布する資料、帳票、電子媒体等の再流出についての調査を実施し、授受・移送時にリスク度の高いものへの対応を検討した結果、F D、磁気テープの店頭交付時の役席の関与を確実にするために、電子媒体については施錠あるキャビネット等保管とし、鍵付の専用袋での授受する体制に変更した。</p> <p>○登録している先へのFAXテスト発信を全部室店に示達し、テスト発信を実施した。</p> <p>○お客さまへの依頼書の送付について、営業店を経由しているもののうち、重要性が高いものについて本部から直送することを開始した。</p> <p>○住宅ローン年末残高証明書センター直送について、18年度から開始することを決定した。</p> <p>○外部記憶媒体の利用状況を利用部署にてチェックできるよう、行内LANでの外部記憶媒体の利用履歴還元についてシステム対応を実施した。</p> <p>○18年12月11日より「誤交付、誤郵送、誤FAXゼロ(零)運動」を実施した。</p> <p>「顧客情報取扱いに関するアンケート」</p> <p>全行員、パートを対象として、情報流出に対する改善意識や発生原因、改善策等について無記名のアンケートを実施した。</p> <p>「情報流出改善対応策を含めた施策の実態面からの検証」</p> <p>いままでの情報流出改善対応策を含めた施策の実態面からの検証(効果測定)のため、監査結果等を踏まえた優良・不芳店舗および情報流出実績店舗へ本部各部の応援を得て臨店を行い、実態面からの動態チェックおよびヒアリングにより、効果測定を実施した。</p> <p>上記の実施結果について対応等の検討を行った。</p> <p>情報流出防止のチェックポイントを簡潔に記載し、携帯使用できるマニュアル(A5サイズ)を事務管理部で作成し(平成19年上期中に営業店へ配布予定)、併せて、営業店でのチェックシートとして活用できるよう行内LANの書式集にも掲載し、また実体験研修教材としても活用する。</p> <p>また、事務フロー、交付物・郵便物等についてその必要性も含めて見直し検討を行っている。</p> <p>「情報流出防止に関する実体験研修」</p> <p>店頭交付、郵便物送付等の手続き時の自己チェックをどのようにするかを実体験として訓練させる研修を実施している。</p> <p>○『「情報流出無事故運動」のギネスブックへの挑戦』を19年3月22日より展開している。</p>	<p>○相次ぐ顧客情報流出事案について、それぞれの個別の対応のみならず、当行の業務運営や事務取扱上の問題点がないかを再点検し、上述のような再発防止策に取り組んだ。</p> <p>○今後とも、各種改善対応策の策定とその実行状況等の進捗管理を徹底させ、対応策の実効を早期に上げていけるよう努めるとともに、適切な顧客情報の取扱いの重要性について行員の意識レベルの向上を図るよう行員への啓蒙を徹底して行っていく方針である。</p> <p>○「法令等遵守態勢(含む情報管理)の抜本的見直しおよび防止策」の定着化に向けて、全行挙げて取り組む方針である。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
親和	<p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等 適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 ・コンプライアンス態勢については、役職員の意識向上に取り組むとともに、業務の規制緩和や法対応が相次ぐなか、今後も継続して充実・強化を図る必要があります。現状の課題を踏まえたコンプライアンス・プログラムを策定し、これに則った行動を促すことで、適切な業務運営を確保してまいります。 ・情報資産管理については、機密情報漏洩リスクや顧客情報漏洩リスクが高まる中で、役職員の意識向上を図るとともに、セキュリティ面については、個人情報保護法対応としての安全管理措置が適切になされているかを確認しセキュリティ水準の向上を図ってまいります。</p>	<p>・コンプライアンス態勢 各種研修やニュース等による役職員の意識向上 偽造カード等金融犯罪の取組強化や適切な顧客説明態勢の確保 法令等遵守態勢の充実および新規業務時の事前態勢整備 相互牽制の強化 ・情報資産管理 研修・ニュース等による啓蒙と苦情等に対するフォローや管理見直し セキュリティ関連規定の整備、見直し促進、状況把握、問題点の改善 情報資産の安全管理措置の実施 情報取扱に関する内部管理態勢整備</p>	<p><コンプライアンス態勢> ・不祥事件の防止に向け、17年12月に頭取を委員長とする「業務改革委員会」を設置し、問題点の分析・検証、対応方針、各種改善策を決定し、徹底を図りました。 ・盗難偽造キャッシュカード問題対応については、プロジェクト会議を開催しATM機能追加（暗証番号変更、引出限度額変更）や異常取引の早期発見、不正支払防止システム（支払ロックシステム）対応を決定するとともに、現在ICカード導入に向けた準備を進めております。 ・コンプライアンス統括室を17年12月に設置し、事案の一元管理と各部への指示・指導の強化に向けて体制を整備しました。 ・18年4月、公益通報者保護法対応として内部通報制度を新設しました。 ・18年4月「平成18年度コンプライアンス基本方針」を策定、5月「内部統制基本方針」を策定し公表しました。コンプライアンス方針については、実施状況ならびに問題点等をとりまとめ、定期的に常務会、取締役会に報告しております。 ・営業店に対して、四半期毎にコンプライアンス・チェックリストに基づく自己チェックを実施し、集計結果および問題点についてニュースにより通知しました。なお、点検項目は都度見直すことで、重要事項の点検もれがないよう努めております。 ・平成19年3月、平成19年度のコンプライアンス方針を策定し、行内に周知いたしました。 ・平成19年4月、本部組織の強化を目的として、法務部門とコンプライアンス部門を統合し、「法務コンプライアンス統括室」といたしました。 <情報資産管理> ・17年4月の個人情報保護法施行に伴い各種事務取扱・規程等を変更したため、Q&Aの作成や施行後研修の実施、事務取扱変更留意点を作成しました。 ・随層別研修（新任次長、代理、係長）、コンプライアンス担当者研修で情報資産管理に関する研修を行いました。また、18年2月よりパートナー向け研修を定例的に実施することとしました。 ・18年8月にコンプライアンス担当役員への研修会を実施し、金融庁指摘事項の周知徹底を行ないました。研修実施後、研修参加者による部店内研修会を実施しました。 ・さらに、18年8月に全部店を対象とした「情報資産管理の自主点検」を実施し、集計結果を還元して一層の管理強化を促しています。 ・情報資産の安全管理措置として、個人情報管理態勢の一斉点検を実施いたしました（17/4～6）。改善対策の方針としてコム本部集中化、還元資料の削減、ペーパーレス化を決定いたしました。 ・情報資産管理に関する規定等の整備として、個人情報保護法対応プロジェクトにて顧客情報取扱上のルールおよび情報漏えい時対応手順等を定めた「顧客情報漏えい事案等対応基準」を制定しました。 ・18年12月までに営業店用統合ファイルサーバーおよび本部用統合ファイルサーバーのアクセス制御の強化対策を完了しました。 ・19年2月に当行業務の外部委託先管理に関し、評価項目・評価根拠を明確にするため「外部委託先選定基準チェックリスト」を改定しました。 ・また、個人情報に係る事務処理を委託している外部委託先に対し、改定後の「外部委託先選定基準チェックリスト」による再評価および安全管理措置等の実施状況の定例点検を実施し、委託業務について問題が発生していないことを確認しました。</p>	<p>・コンプライアンス態勢 本期間中において不祥事件が発生したことを踏まえ、さらなる事故防止策の徹底に取り組んでまいります。 ・情報資産管理 顧客情報の漏えい等事案が多発したことから、抜本的な再発防止策の実施および行内周知・徹底を図ることが課題であると認識しております。事案については、注意通達等により概要および問題点を通知し、再発防止策の徹底を継続実施してまいります。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
	<p>・営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等 ・コンプライアンス研修・勉強会の継続、臨店指導・臨店監査の強化により、コンプライアンス態勢のさらなる充実を図る。</p>	<p>・階層別研修、業務別研修、部店内勉強会におけるコンプライアンス教育の継続実施 ・臨店指導、コンプライアンスチェックリストのモニタリング強化 ・監査方針における重点検証項目の評価のあり方再検討とチェックシート等ツールの作成、監査マニュアルの見直し、検証の実施</p>	<p>17年4月～19年3月の進捗状況 ・研修計画に基づき、階層別等集合研修を延べ115回実施。 ・各部店の「コンプライアンス勉強会記録表」、「コンプライアンスチェックリスト」に基づき、モニタリング、個別指導を実施 ・コンプライアンス臨店指導を実施（60か店）し、コンプライアンスへの取組み状況を検証 ・17年9月、臨店時の監査用の重点検証項目チェックシートを作成し、18年度より、このチェックシートにより定性評価・定量評価を実施 ・オフサイトモニタリング専任者を18年4月に監査部に配置し、Key Man 交渉履歴を通して、顧客保護等管理態勢面についてモニタリングを継続的に実施し、臨店監査で事実を確認している ・18年度の内部監査マニュアル改定にあたり、法令等遵守態勢に関連する項目の見直しを行い、法令等遵守状況の点検を強化 ・18年度下半期、プロセスチェックマニュアルを作成し、その中で法令等遵守に関する項目の周知状況をヒアリングし、検証を実施 ・18年11月、内部監査報告会を新設し、営業店で見られた共通の問題点について関係各部に提言する態勢とした。</p>	<p>進捗状況に対する分析・評価および今後の課題 ・研修・勉強会、臨店指導、コンプライアンスチェックリストのモニタリングについて、上記施策を継続的に実施し、コンプライアンス態勢のさらなる充実を図る ・臨店監査、規程整備、研修実施およびプロセスチェックマニュアルの作成により、顧客への説明態勢を検証する態勢の構築を完了 ・さらに19年度は、営業店に対する「法令等遵守状況」の点検を強化するため、プロセス監査を本格的に導入し、「法令等遵守態勢」等について評価していく</p>
鹿児島	<p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 ・顧客情報の取得・入力段階から消去・廃棄段階に至るまでのルールを見直すとともに、帳票類の削減・電子化・本部集中化を推進する。 ・あわせて、臨店監査のなかで、個人情報管理態勢に関する内部監査を今後も実施していくことで、より一層適切な顧客情報の管理・取扱いを確保する。</p>	<p>・文書保存規程・自店検査マニュアル等の見直し ・個人情報管理台帳、文書保存台帳、自店検査による管理徹底 ・帳票類の削減、電子化、本部集中化の推進 ・臨店監査における個人情報管理態勢の検証および不芳店舗等へのフォロー監査実施 ・個人情報管理態勢に関する検証事項の監査マニュアルへの織込み</p>	<p>・営業店に保管しているコム元帳の回収完了（17年12月） ・カードローン債権書類（営業店保管分）の本部集中化完了（18年3月） ・17年11月～18年1月にかけて、顧客情報の登載された文書ファイルの洗出し調査を実施するとともに、個人データの管理台帳を整備 ・情報管理委員会において、情報管理態勢の強化について協議を行い、以下の施策を実施または検討している ・ノート型パソコンの盗難防止策（17年1月） ・印刷物に出力者が特定できる透かし文字を強制印刷する「透かし印刷機能」を行内LANパソコンへ導入（18年4月） ・営業活動に使用する帳票について、個人が特定できない様式にするとともに、これまでの帳票についての持出しを禁止（18年8月） ・全室部店に男性用小型ロッカーを設置し、私物の持込み制限を強化（18年9月） ・より一層の帳票類の削減に向けて、帳票の完全電子化を決定（18年12月）。完全電子化にあわせて、帳票の廃止など見直しを実施中 ・19年2月、外部委託先管理の強化（監督指針に則した態勢の検証） ・19年3月、顧客情報持出しルールの強化（規程改定、顧客情報持出し記録簿の制定。19年4月実施） ・情報セキュリティにかかる外部監査の実施（平成19年3月から5月） ・19年3月、情報セキュリティチェックリストの改定（19年4月実施） ・17年度、全部店並びにグループ会社に対し、個人情報管理の有効性・実効性の検証（個人情報管理の一斉点検作業の検証を目的に監査を実施し、不備内容・検討課題の洗出しを完了。さらに監査内容が不芳な部署に対してのフォロー監査を実施） ・上記監査の改善状況の検証等を中心に、本部・グループ会社の監査を再実施し、適切な顧客情報の管理・取扱いの確保について徹底を図った ・18年度内部監査マニュアルの改定に際し、「個人情報管理態勢にかかる内部監査マニュアル」の項目を各科目マニュアルへ織込み、これに基づき「適切な顧客情報の管理・取扱いの確保」について検証を実施 ・18年度下半期、プロセスチェックマニュアルを作成し、その中で顧客保護の観点から「個人情報に係る安全管理措置」に関する事項を検証 ・18年11月、内部監査報告会を新設し、営業店で見られた共通の問題点について関係各部に提言する態勢とした</p>	<p>上記のとおり、情報漏えい防止策として各種施策を策定・実施 ・現在実施している情報セキュリティにかかる外部監査の結果をふまえ、問題点の分析、改善策の検討・実施を行い、情報管理態勢の強化を図る ・臨店監査、規程整備、研修実施およびプロセスチェックマニュアルの作成により、顧客への説明態勢を検証する態勢の構築を完了 ・さらに19年度は、プロセス監査を本格的に導入し、「顧客保護等管理態勢」等のなかで、「顧客情報に係る安全管理措置の適切性等」について重点的に検証していく</p>

(5) ITの戦略的活用

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
みちのく	<ul style="list-style-type: none"> ITの戦略的活用による法人向けサービスの強化に取組むとともに、行内情報体系の再構築に取組むことにより営業店支援機能の強化を図り、顧客サービスの充実に結び付けていく。 	<ul style="list-style-type: none"> CNS法人向けポータルサイトの有効活用および法人顧客組織の活性化により、コンサルティング機能の強化を図るとともに、多様な法人ニーズに応えるべく、ITを戦略的に活用していく。 営業店への支援機能強化のために、投資効率の検証を行ったうえで顧客データベースの拡充に主眼を置いた情報系システムの再構築を行い、顧客サービスの充実に結び付けていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 18年5月、中小企業基盤整備機構との業務連携による「経営相談窓口サービス」取扱開始。 18年5月、ICチップを搭載した「ICキャッシュカード」「クレジットカード一体型ICキャッシュカード」の取扱開始。 18年8月、営業活動および融資関連業務の効率化を目的として「融資統合支援システム」を導入。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業先に対しては引き続きCNSサイトの有用性を広くPRし、会員の拡大に積極的に取り組んでいくことを当面の課題と認識しているほか、営業店支援機能強化を目的とした行内情報マッチング制度についても早期の運用定着化を目指していく方針。
東北	<ul style="list-style-type: none"> ITの戦略的活用 偽造キャッシュカード問題について、被害の発生・拡大の防止に向け、順次セキュリティ対策に取組む。 パーゼルの導入に備え、自己資本比率算出の精緻化やリスク管理の高度化に取組む。 収益性や効率性を高めるため、収益管理態勢の整備（原価計算システムの導入検討を含む）に取組む。 預かり資産管理の最適化に向け、一元管理化に取組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ITの戦略的活用 偽造キャッシュカード問題に対しては、早期に対応が講じられるホスト側およびATM（端末）側のセキュリティ対策を中心に、順次取組んでいく。 パーゼルに基づく自己資本比率の算出に向け、リスクアセットの算出に関するシステムを導入する。 リスク管理の高度化（リスク計量の精緻化を含む）に向け、リスク管理システムや自己査定最適化等を図るシステムを導入する。 リスクを加味した収益管理手法の整備に向け、収益管理システムを導入する。 投資信託と生命保険について、一元管理できるシステムを導入する。 原価計算システムについて情報収集と研究を行い、導入の是非について結論を導く。 	<ul style="list-style-type: none"> 偽造キャッシュカード問題に対するセキュリティ対策として、次のシステム対応を実施した。 ATM取引のモニタリング対応 ゼロ暗証化未済カードの取引規制 類推されやすい暗証番号の登録規制 利用限度額の任意設定対応 類推されやすい暗証番号を利用する顧客へATMより注意喚起 ATM取引明細票について口座番号の一部を非表示化 ICカードワーキンググループにおける高度なセキュリティ技術の導入の検討に基づき、ICカードの発行と指静脈による生体認証の導入を決定し、平成19年5月発行に向けた導入準備（システム開発等）を進めた。 パーゼル 対応の自己資本比率算出システムを構築した。 自己査定システムを更改し、9月末より運用を開始した。 リスク管理、収益管理システムを構築し、平成17年10月より稼働を開始した。 投資信託と生命保険の預かり資産管理システムを構築し、稼働を開始した。 原価計算の導入要件について確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティ対策については、高度なセキュリティ技術も踏まえ、効果ある対応を計画的に取り組んでいく必要があると捉える。 リスク管理、収益管理システムは運用上の態勢整備を図り、システムをより効果的に活用する必要があると捉える。 パーゼル への対応は、構築したシステムの安定運用に取り組んでいく。 減価計算の導入について、システム構築、データ整備等を含めた対応を継続して検討していく必要があると捉える。
山形	<ul style="list-style-type: none"> ITの戦略的活用 1. システム共同化メリットを活かし、「じゅうだん会」と連携しながら、ITを戦略的に活用する。 2. 顧客情報の全店共有化を図り、本部・営業店が一貫継続した営業活動を実現し、顧客の課題解決に資する。 3. セグメント情報を活用したダイレクトチャネルによる営業力の強化を図る。 4. ITを活用したリスク管理の高度化に取組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 1. システム共同化による開発案件の取込みにより、各種業務への対応能力の向上を図る。 2. CRM等の情報系システムの高度化、活用度向上を図る。 3. インターネットバンキング、ホームページの拡充など顧客の利便性向上に資する新規業務に迅速に対応する。 4. パーゼル への対応などリスク管理システムの整備・拡充を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 八十二銀行が開発した658案件を当行システムへ取り込み、活用した。推進・管理業務における案件活用事例としては、住公証券住宅ローン等の新商品取扱いやATM支払限度額個別設定等がある。 2. CRMシステムを全店稼働し、営業推進への活用を開始した。（17年7月） 3. インターネットバンキングの拡充において、個人向サービスのセキュリティ・機能強化を実施（18年7月）するとともに、法人向サービスを開始（18年9月）した。また、国庫金の電子収納サービスを開始（19年1月）した。 4. ホームページについて、「よくある問い合わせQ&A」コーナーを公開し（18年3月）、その後全面リニューアル（18年5月）を行った。 5. ホームページ上での住宅ローン仮審査受付を目指し、運用スキームの策定に取り組んだ。 6. 農業関連支援のための新しい組織である「農業よろず相談所in山形」を立ち上げ、ホームページ上でも相談できるように公開した。（18年1月） 7. 行内情報に本部FAQコーナーを開設し（17年7月）、業務遂行の効率化を実現した。 8. 電話等によるお客さま対応の一元化に向け、ダイレクトチャネルセンターの新設を検討した。 9. パーゼル における標準的手法へのシステム対応を完了した。（19年3月） 10. 基礎的內部格付手法への移行を見据え、「信用リスク計測取扱要領」を制定した。（19年3月） 	<ul style="list-style-type: none"> 1. システム共同化による開発案件の取込みは、計画どおり進捗している。今後も計画に沿って対応を進め、推進・管理業務に活用する。 2. CRMシステムについては、推進施策とのリンクにより営業店の活用定着を図る。 3. ホームページ上での住宅ローン仮審査受付ページは19年度上半期に公開する。 4. ダイレクトチャネルセンターでの電話等によるお客さま対応の一元化に向けた体制整備を図る。 5. 基礎的內部格付手法への移行を見据え、パラメータ推計に向けた蓄積データ検討等に着手する。

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
東邦	<p>インターネットバンキングのシステムを整備するとともに、ホームページについてもPR媒体等としてより一層の活用を図る。</p> <p>蓄積された顧客情報等を活用し、営業推進の戦略立案および本部主導の施策実施における活用と、目的にあわせた管理情報の見直しを行う。</p> <p>ITの導入・更改およびIT投資効率の検証等を行う体制を構築する。</p>	<p>個人および法人向けインターネットバンキングの導入</p> <p>インターネットバンキングの業務拡大</p> <p>ホームページのPR媒体としての積極的な活用と消費者ローン等の相談・仮審査申込受付機能の拡充</p> <p>サブシステム検討会により、サブシステムの新規導入・更改や稼働後における「システム対応の有効性」「投資効率の検証」等を行う。</p>	<p>平成19年3月末現在インターネットバンキング契約者数【個人：10,490人、法人：2,072先】</p> <p>ホームページの有効活用</p> <p>インターネットおよび携帯サイトのホームページをリニューアル後の月間アクセス件数比較【17年3月：24,889件 19年3月、80,402件】</p> <p>サブシステム検討会の定期開催【平成18年度 14回開催】</p>	<p>インターネットバンキングの契約者増強は、個人向けの各種推進施策の効果により前期比17%増の新規契約となっている。</p> <p>インターネットバンキングのセキュリティについては、継続的に機能強化の検討を行っており、現在まで被害は発生していない。</p> <p>今後はアンケートの結果を受け、追加するサービスの優先順位付けと、行内監視体制の整備、補償制度設立の検討に取組む。</p> <p>情報系基幹システムの活用については、現状の業務とシステムの分析を外部コンサルタント会社とともに実施する。</p>
足利	<p>(1)地域密着型金融を重視したサービスおよび営業支援機能の強化。</p> <p>(2)営業・合理化施策におけるシステムの最適導入。</p> <p>(3)リスク管理機能の強化および情報管理の徹底。</p> <p>(4)システム投資循環の確立と投資判断プロセスの定着によるITガバナンスの強化。</p>	<p>(1)顧客ニーズに即したサービス・商品の開発と営業支援ツールの強化。</p> <p>(2)効率的な営業店運営体制に沿った営業店機能の集約、システムインフラ整備。</p> <p>(3)金融犯罪防止に向けた対応およびリスク管理の高度化。</p> <p>(4)個人情報保護法に対応した情報管理の徹底。</p> <p>(5)システム投資会議による投資判断、結果評価による循環プロセスの定着。</p>	<p>(1)お客様サービスの高度化に向けたシステム対応</p> <p>(2)営業店の効率化に係るインフラ整備のシステム対応</p> <p>(3)偽造・盗難キャッシュカード犯罪へのシステム対応</p> <p>(4)個人情報保護法対応</p> <p>(5)リスク管理の高度化対応</p>	<p>(1)当初計画通り進捗（お客様サービスの高度化に向けたシステム対応、営業店の効率化、キャッシュカードのICカード化等のインフラ構築）。</p> <p>(2)18年度は、行内高速通信ネットワーク等のインフラを活用し、業務の本部集約による営業拠点の効率化および商品サービスの拡充を実施。</p> <p>(3)情報セキュリティの高度化を含めたシステム基盤整備の継続実施。</p>
千葉興業	<p>ITを戦略的に活用し積極的に新商品・サービスを創造、業務改革（業務の効率化、コスト削減等）を実施し、お客様により良い商品・サービス等を提供していく。</p> <p>情報系システムの整備</p> <p>コンサルティング業務の強化</p> <p>顧客利便性の向上および安全性の強化</p> <p>リスク管理の高度化</p> <p>IT投資効果の検証</p>	<p>顧客データベース拡充等による情報システムの整備</p> <p>基幹系システムに連動した情報系統合データベースの構築。情報分析ツールの導入による顧客ニーズ等の多角的な分析と顧客へのサービス提供の実施。</p> <p>ITを活用したコンサルティング機能の強化</p> <p>資産相談等における遠隔相談システムの導入等を検討。</p> <p>顧客利便性の向上および安全性の強化</p> <p>インターネットを利用した取引対象業務の拡大およびATMを利用したサービスの拡充。</p> <p>ICカードの導入によるセキュリティ強化等による偽造・盗難キャッシュカード対応の強化。</p> <p>リスク管理の高度化に向けたIT活用</p> <p>信用・オペレーショナルリスク定量化による新BIS対応。</p> <p>個人情報保護法に則ったシステム対応による情報管理の強化。</p> <p>IT投資効果の検証</p> <p>システム戦略委員会および経営健全化計画推進委員会等による進捗・実績管理とIT投資効率の效果的検証手法の検討。</p>	<p>ITの戦略的活用については、IT投資を積極的に実施し、前述の市場・信用リスク量把握の精緻化や信用リスク管理の高度化等に加えて、新商品・サービスの充実を図った。</p> <p>また、キャッシュカード偽造問題への対応や各種のセキュリティ対応等お客様のご預金やお取引の安全面の強化や、審査関連業務を中心とした業務の効率化なども進めた。</p> <p>インフラ面の整備では、災害対策の高度化・事務センターの維持負担軽減等を指向した同センター設置の主要システム機器のN T T千葉ニュータウンビルへの移転、基幹系ホストコンピュータのクライアントサーバ化(ダウンサイジング)を実施。これにより、システムリスクの低減、機器撤去後の建物スペースの有効活用等を実現した。</p>	<p>概ね実施スケジュール通りに進捗。特に法人向けインターネットバンキングやATMでの取扱商品の拡充による顧客の利便性の向上、およびキャッシュカードや個人情報保護法対応でのセキュリティ対策による安全性の向上・リスク管理の高度化などで成果があった。</p> <p>今後の課題として、ITを活用した継続的な新サービスの創造、業務の効率化等を実施し、お客様により良いサービス等を提供していくとともに、セキュリティの向上・リスク管理の高度化を実現していく。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
東京都民	<p>1. 渉外活動に利用する顧客情報について、管理の高度化を図る。</p> <p>2. 顧客利便性向上の視点から、インターネット・バンキングの機能強化に取組む。</p>	<p>1. 渉外活動時に必要な顧客情報を専用の携帯電話にダウンロードできるシステム（情報セキュリティツール）を平成17年度下期より全店に導入する。</p> <p>2. インターネット・バンキングについて、法・個人別に顧客ニーズを調査し、必要な機能を追加する。</p>	<p>1. 携帯電話による「情報セキュリティツール」（愛称：「モバイルくん」）は17年7月より3ヶ店で試行を開始し、8月に全営業店に導入。10月より本格展開を開始し、顧客情報管理の高度化と渉外活動の効率化を図った。</p> <p>2. インターネット・バンキングの機能強化については、法人向けインターネット・バンキング「ビジネスダイレクト」を個人版から分離し、18年4月に計画通り、リリースした。個人版についても、照会機能の改善など機能強化を図った。</p>	<p>1. 携帯電話による「情報セキュリティツール」については計画通り全営業店に導入し、渉外活動に利用する顧客情報について管理高度化を実現した。引き続き、営業店単位で活用方法の指導を行い、渉外活動の効率を高めていく。</p> <p>2. 顧客利便性向上のためのインターネット・バンキングの機能強化については、一連の改良作業がほぼ完成した。インターネット・バンキングについては、さらなる機能強化に向け改良作業を進めていく。</p>
第四	<p>・地域密着型金融を効果的かつ効率的に実施するため、ITの戦略的な活用に向けた取組みを推進</p>	<p>・IT投資効率の検証および検証結果を踏まえた投資実施</p> <p>・IT投資に対する投資対効果評価の厳格化により、投資コストおよびリスクの軽減を図り、戦略的な案件に集中投資可能な内部管理態勢を構築する</p> <p>顧客の安全性・利便性向上</p> <p>・キャッシュカード犯罪防止対策としてICカードの導入とATMに生体認証機能を付加</p> <p>・同対策としてATMおよびインターネットバンキングを利用し、ATMでの1日当たりの支払い限度額設定を可能にする</p>	<p>・IT投資効率</p> <p>・現状の問題点を洗い出し、新規投資の発生する案件および投資が発生しない内部開発のみの案件の投資対効果算定の事前・事後評価プロセスを決定し実際に運用開始</p> <p>顧客安全性</p> <p>・ATMやインターネットバンキングを利用したカード犯罪による被害拡大防止策の実施</p> <p>・ICカードの発行開始</p> <p>・ICカードによる生体認証の開始</p> <p>・ICカード対応ATMの設置拡大</p>	<p>・IT投資効率</p> <p>・今後とも現プロセスの妥当性の検証を継続し、改善が必要な部分があれば都度改善を進める予定。</p> <p>顧客安全性</p> <p>・ICカードのATM設置拡大は計画通り完了。今後は伝送データ漏洩防止策として店舗外ATMの通信データ暗号化に着手し、21年度までに完了予定。</p>
北越	<p>・IT効果検証等を踏まえたIT投資等の適切性確保に留意し、ビジネスモデル等の状況に応じたITの戦略的活用に取り組む。</p> <p>・「システム開発審議委員会」を廃止し、大型投資案件全体について中長期的観点から投資の可否、優先順位決定を審議する「IT投資戦略会議」を新設。</p>	<p>・リスク定量化とITを活用したリスク管理の高度化</p> <p>・次期基幹システム共同化の推進</p> <p>・IT投資効率化に向けた検証態勢の強化</p> <p>・ITを活用した提供チャネルの追加、新営業店システム等による営業店事務の効率化および顧客利便性の向上</p>	<p>・「システム共同化ワーキンググループ」を設置し、次期基幹システムの共同化を検討し、最新のシステム基盤を備え、新商品・新サービスに迅速な対応が可能な地銀共同システムへの加入を決定。</p> <p>・「システム共同化プロジェクトチーム」を設置し、共同化システムへの移行準備作業を開始。</p> <p>・「IT戦略委員会」を設置し、IT投資効率化に向けた検証体制を整備。</p> <p>・ICキャッシュカード、生体認証付ICキャッシュカードの発行、各種帳票のセンター作成・発送を実施。</p> <p>・オンラインネットワーク更改ならびに新営業店システムの導入について検討。</p>	<p>・基幹システム共同化が決定したことにより、二重投資を回避し適切かつ効率的なIT投資を行っていくための検証体制を強化するとともに、限られたシステム開発パワーを有効に活用する体制を構築することが重要な課題である。</p> <p>・オンラインネットワークを高速大容量でセキュリティを高めた光回線に更改する（19年上期）。</p> <p>・営業店事務の効率化ならびに事務ミスの発生防止を図るため、イメージ処理を活用した新営業店システムを導入する（19年下期）。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
山梨中央	<p>マーケティング態勢の整備</p> <p>1.顧客ニーズ・指向を認識したコンサルティング営業を実践するためのインフラ整備を行う。</p> <p>2.各顧客とのコンタクトチャネルにおいて、顧客に関する情報が共有化され、統一感のある対応が適時・適切に行えるインフラ整備を行う。</p>	<p>1.顧客データベース(トランザクションデータ)の整備データ分析を行い、DM・テレマ、営業店推進活動へ展開する。</p> <p>2.営業支援システムの機能拡充 マニュアル整備、集合研修・推進役臨店による指導等により情報を活用した営業推進態勢を強化するとともに、ログ分析により適時・適切な指導態勢を整備する。</p> <p>3.ダイレクトマーケティングセンター(以下「DMセンター」という)のシステム更改・機能拡充 FAQ、スクリプト整備を行うとともに、交渉履歴情報を営業支援システムと共有することにより、統一感のある顧客対応(テレマ、フリーダイヤル)を実現するため、コール内容の録音診断等を行う。</p> <p>4.法人・個人事業主向け情報サイトの立上げ 顧客閲覧情報、および制度改正等に伴う営業情報・推進ツールを営業店に還元し、コンサルティング営業力の強化を図る。</p>	<p>1.顧客データベース(トランザクションデータ)の整備(平成17年9月に終了) アンケート結果に基づく顧客構造分析により顧客セグメンテーションを行い、セグメント別に顧客ニーズを把握した。(平成17年度下期)</p> <p>2.営業支援システムの機能拡充 法人経営情報の登録・検索・抽出機能を追加した。(平成18年3月終了) 検索集計データへの項目追加等を実施するとともに、営業支援システム関係のマニュアル類を改定した。 融資取引先との交渉履歴、推進情報の有効活用方法を啓蒙した。</p> <p>3.DMセンターのシステム更改において、今後のDMセンターの業務拡大について検討した。</p> <p>4.三菱東京UFJ銀行の法人・個人事業主向け情報サイト(スケルト)の要件、営業活動への活用方法等について検討した。</p> <p>その結果、同情報サイトは、既存委託先との重複の懸念があるため検討を一時中断した。</p> <p>5.マーケティングの考え方による商品・サービスの推進 マーケティング分析に基づき、運用商品(預金、投資信託、個人年金保険等)の推進を実施するための準備に着手した。 顧客座談会や、テラー・渉外担当者等のインタビューを実施した。</p> <p>仮のセグメントモデルに基づき、セミナー参加者募集DMを実施した。</p> <p>6.データマイニングツールの活用による推進 カードローン「wakuwaku」および山梨中央銀ダイレクトのDMを計4回実施した。</p>	<p>1.マーケティング態勢の整備において、第1フェーズで顧客構造分析によりセグメント別に顧客ニーズの把握まで行った。 第2フェーズとして、マーケティング分析結果による運用商品(預金、投資信託、個人年金保険等)の推進を実施するための準備に着手した。 今後、全ての個人顧客をライフスタイル毎にセグメントし、顧客セグメントに応じた個別の商品・サービスの推進を実施して行く。 また、データマイニングツールの活用により、DM等のヒット率向上を図る。 運用商品の推進については、顧客アンケート等の実施や顧客セグメントごとの施策を展開し、顧客ロイヤリティを向上させていく。 データマイニングツールについては、データの蓄積により、ヒット率の一層の向上を図っていく。</p> <p>2.DMセンターのシステム更改・機能拡充においては、メーカー提案内容を検証・比較し、拡張性のあるセールスチャネルとして、顧客に関する情報が共有化され、統一感のある対応が可能なシステムを選定する。</p>
	<p>ダイレクトチャネルを活用した営業推進と利便性の提供</p> <p>1.ダイレクトチャネルの利用意向の強い顧客、営業時間内に来店が難しい顧客に利便性を提供するため、ダイレクトチャネルの機能拡充を図るとともに、顧客のサービスに対する認知度の向上を図る。</p> <p>2.ダイレクトチャネルによる営業推進にマッチングの手法を確立することにより、当行のマーケティング戦略とリンクさせた低コストで効果のある営業推進態勢を確立する。</p>	<p>1.個人向けインターネットバンキングの機能拡充(リスク性商品販売機能、新決済機能の追加) 広告メディア・ITフェアおよびDM・営業活動を通じて、新機能の利便性を告知する。</p> <p>2.個人向けインターネットバンキングの利便性告知による利用顧客の増加と利用率の向上 ご利用ガイドの改定を行い、ヘルプデスクによる操作指導を強化して、利用率の向上を図る。また、営業店および本部企画によるDM・テレマを実施し、主にネットバンキングの利便性の顧客認知度向上を図る。</p> <p>3.ホームページの高度化</p> <p>4.電子メールを活用したDM推進態勢の整備</p>	<p>1.個人向けネットバンキングの利便性を告知した。(DM、PR用リーフレット、ITフェア等)</p> <p>2.ネットバンキングへの民間版マルペイ機能を追加した。(平成17年10月)</p> <p>3.個人向けネットバンキングのご利用ガイドを改定した。(平成17年11月)</p> <p>4.個人および法人向けネットバンキングへの口座番号入力による振込人名の自動表示機能を追加した。(平成17年5月)</p> <p>5.個人および法人向けネットバンキングへのソフトウェアキーボード入力機能を追加した。(平成17年12月)</p> <p>6.法人向けネットバンキングへ振込先データ登録件数の拡大等の機能改善を実施した。(平成18年8月)</p> <p>7.個人向けモバイルバンキングの利用可能な携帯端末機種を拡大した。(平成18年10月)</p> <p>8.法人・個人事業主向けに外国向け送金受付等を行う外為インターネット受付サービスを開始した。(平成19年3月)</p>	<p>1.個人向けネットバンキングへの投資信託受付機能の追加を検討する。</p> <p>2.ホームページのリニューアルを検討する。</p> <p>3.電子メールを活用したDM推進態勢の整備については、導入の可否を検討する。</p> <p>4.個人および法人向けネットバンキングにおけるセキュリティ対策の強化に向けて検討する。</p>
	<p>電子自治体システムへの協力・支援</p> <p>1.地域金融機関の重要な使命として、電子自治体システムへの協力・支援に積極的に取組んでいく。</p>	<p>1.山梨県のマルチペイメントネットワーク導入により、行政の効率化が早期に達成できるよう指定金融機関として積極的に協力・支援する。 平成19年4月取扱開始予定の山梨県のワンストップサービス導入を支援する。</p> <p>2.県内各市町村に対して、将来のマルチペイメントネットワーク利用を見据えて、さらに業務の効率化の観点からマルチペイメント対応帳票への統一化・収納データ作成代行サービスを推進する。</p>	<p>1.山梨県とマルチペイメント導入に関する情報交換を実施した。</p> <p>2.県内市町村を対象に「公金業務の効率化に関する説明会」を2回開催し、マルチペイメント対応帳票への統一化、収納データ作成代行サービス・口座振替受付サービス・公共料金明細サービス等の業務効率化策を提案した。</p> <p>3.収納データ作成代行サービスは3自治体で導入した。</p> <p>4.口座振替受付サービスについては、19年4月の取扱開始に向けた準備作業を実施した。</p> <p>5.マルチペイメント対応帳票の準拠様式への切替支援:1件</p> <p>6.クレジットカードによる公金収納、コンビニ収納サービスに関する説明会を実施した。</p>	<p>1.山梨県のマルチペイメント導入を引き続き支援していく。</p> <p>2.県内市町村に対して、ITを活用した各種業務効率化策を引き続き提案していく。特に、収納データ作成代行サービスの導入市町村の拡大を図るとともに帳票の統一化を推進していく方針。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
	<p>次期営業店システム構築 イメージ処理などの最新のIT技術を活用した新機能を導入し営業店事務の削減・事務効率化を図るとともに、本人確認機能などを活用し堅牢性の向上を図る。</p>	<p>営業店端末を最新パソコンに更改しイメージ処理を活用したワークフロー、印鑑照合機能、窓口支払における暗証番号入力による本人確認などの新機能を導入し、営業店事務の効率化、堅牢性向上を図る。為替OCRシステムを最新のシステムに更改して、為替事務の効率化、堅牢性向上を図る。</p>	<p>1. 営業店端末のシステム開発、2ヶ店での試行を行い、17年9月より全店への展開を開始し、順次展開を行った。あわせて一部店舗のネットワーク増速対応を実施した。18年8月をもって全店への展開が終了した。 2. 18年4月に文書管理システムの公開を行い、所管部と連携し規定の電子化・整備を推進した。 3. 新為替OCRシステムの更改に向け、要件定義を行い、更改内容を決定した。18年7月より試行を行い、順次展開を行った。 4. 18年11月より新為替OCRシステムの全店での取扱いを開始した。 5. OCRセンター効率化機能を導入した。 6. 営業店端末で行うイメージ処理対象伝票の拡大の検討を行った。</p>	<p>1. イメージ処理対象伝票の拡大により営業店事務の一層の効率化を推進するとともに、新機能のモニタリングを行い操作面、使い勝手等の検証を行う。 2. 新為替OCRシステムにおいて、OCRセンターの稼働状況検証を行い、機能改善や運用面での改善を行う。</p>
山梨中央	<p>偽造・盗難カード問題への対応 偽造・盗難カード問題への対策として「偽造カードを作られないため」の方策、「偽造カード使用や盗難カードによる成りすまし」への防止策、「被害拡大防止」に向けた対応策について対応する。</p>	<p>1. ICキャッシュカードの導入を行い、キャッシュカードの偽造防止を行うとともに、多機能化による顧客利便性向上を図る。 2. ICキャッシュカードの導入と併せ「生体認証」（掌静脈、指静脈等）の導入を検討し、偽造カード取引や盗難カードによる不正引出しの防止を図る。 3. 異常な引出しを検知するシステム、総合口座における当座貸越利用限度額の制限などの導入を検討し、被害拡大防止を図る。</p>	<p>1. ICキャッシュカード導入と生体認証導入について、ICチップへの搭載機能、OS、容量、生体認証方式および導入スケジュールの検討を行った。 2. ATM画面の暗証番号入力キーのスクランブル化およびATMにて支払限度額引下げを可能とするサービスを開始した（17年7月）。 3. ATMにおける1日あたりの支払限度額を現金支払200万円、振込振替限度額200万円へそれぞれ引下げた（17年10月）。 4. 顧客からの受付体制整備の一環として、緊急連絡用フリーダイヤル、キャッシュカード管理に関する注意事項を記載したガイダンスカードを17年10月に各ATMコーナーへ設置するとともに、17年12月には電話番号案内「104」へ緊急連絡先のフリーダイヤルを登録した。 5. 勘定系システムで、「異常な引出し」を還元帳票として打出し、顧客に確認する」仕組みを18年3月に開始した。 6. ノンゼロ暗証カードの保有者に対し、再発行または利用中止を依頼する旨と平成18年6月1日以降は使用不可となる旨のDMを発送した（18年4月）。また、ノンゼロ暗証カードは18年6月より使用不可とした。 7. 顧客からの喪失届受付を24時間有人対応とし、受付体制の強化を図った（18年6月）。 8. キャッシュカードの暗証番号を「推定容易な暗証番号」としている顧客に対してなお一層の注意喚起を行うため、ATM画面へ表示している暗証番号変更注意喚起文言および表示方法を変更した（18年9月）。 9. 生体認証機能付ICキャッシュカードの導入を決定した（平成19年3月に行内での試行を開始し、7月を目途に顧客への発行を開始する）。 10. 生体認証機能付ICキャッシュカードの行内試行を開始した（19年3月）。</p>	<p>1. 19年7月を目途に生体認証機能付ICキャッシュカードの顧客への発行を開始する。</p>
	<p>リスク管理の高度化に向けたIT活用 1. 平成19年3月末に、新BIS規制の信用リスクアセット計算において、「標準的手法」による算出を可能とし、同時に、「基礎的内部格付手法」による試算を行えるようにする。</p>	<p>1. 「新BIS規制対応作業部会」の中に、信用リスク担当コア・メンバー・チームを組成する。 2. 「基礎的内部格付手法」に備え、データ蓄積とシステム整備を進める。</p>	<p>1. 「新BIS規制対応作業部会」において、新BIS規制告示に基づく、信用リスクアセット計算の要件定義を行い、システム構築を行った。18年9月末データを用いて試算を行い、新旧対照比較を行った。</p>	<p>1. 19年3月末の新BIS規制開始に備え、信用リスクアセット算出を試算し、新旧比較を行った。 2. 勘定系を始めとする行内の諸システムから新BISシステムへのデータ収集をスムーズに行うべく改善を進めた。 3. 新BIS規制の、より高度な手法の採用に向けた対応を図ることにより、リスク管理の高度化へつなげていく。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
八十二	<p>新決済システム（MPN）のシステム拡充 料金払込サービスのシステム拡充を行い、「地公 体税金・公共料金等」の料金種類についても納付 を可能とする。</p> <p>システム共同化の推進 システム開発コストの削減ほか、共同化メリット を追求・実現する。</p>	<p>・法人向インターネットバンキングをレベルアップし、 当該サービスの契約者については、特別な申込みを行な うことなく、料金払込サービスで上記「地公体税金・公 共料金等」の納付を可能とする。 ・レベルアップに際しては、並行して各収納企業・団体 等と事前交渉を行い、納付可能な税金・料金種類を増加 させる。</p> <p>・じゅうだん会の開発行としての適切なサポート実施 ・共同化可能な業務の抽出、実現に向けた検討・対応</p>	<p>・法人向インターネットバンキングのレベルアップ開発着手、 接続テスト等の実施 ・法人向インターネットバンキングの安全向上策実施 ・サービス利用先の増加策の実施（税理士会等と提携） ・サービス提供先拡大策の検討・実施</p> <p>・武蔵野銀行、琉球銀行のシステム移行支援 ・共同バックアップセンターへの参加検討・実施 ・常駐派遣者を通じた業務施策の共有化実施 ・共同版システム移行済行より常駐派遣者受入（18年4月） ・保守担当会社への支援（6～9月） ・新型住宅ローンの共同開発検討実施（4～9月）</p>	<p>サービス利用件数は着実に増加。サービス利用先を一 層増加させる方策として、税理士会等と提携して電子 納税等の見込先を紹介していただくキャンペーン（当行 はサービス手数料を優遇）、新規契約者の手数料を一 定期間免除するキャンペーン等を実施した。 ・インターネットでのサービス提供に際して、各種安全 対策を実施。今後一層の安全対策を検討・実施してい く。 ・サービス提供先（地公体、民間企業）を拡大するため、 交渉を実施しているが、特に次の対策を検討・実施し た。 民間…都銀・地銀・ネットバンク・郵政等が連携し て行なう個人向決済（商取引）スキームに参加。 地公体…地公体が導入容易となるように収納機関向MPN センター構築を検討</p> <p>ほぼ予定どおりの進捗。保守フェーズの円滑な実施・ 強化に取り組んで行く。 ・じゅうだん会共同版企画室による企画機能の強化 ・共同版システムの品質の更なる向上策の実施 ・共同化対象業務の拡大検討</p>
北陸	<p>広域店舗網というビジネスモデルに適した販売 チャネルの拡大、店舗戦略、顧客の利便性・安全 性の向上、リスク・マネジメントの管理等を実現 するために、ITの戦略的な活用を図る</p> <p>【利便性向上】 ・個人向けインターネットサービスについて利用口座・ サービスの拡充 ・法人向けインターネットサービスについて顧客の利用 件数・頻度に応じたラインナップの拡充 ・遠隔相談サービスの機能拡充および導入店の拡大 （50カ店） ・マルチペイメントネットワークの収納機能拡大 ・ICカード化への対応、電子マネー等新しい決済分野 への対応 【コンサルティング機能強化】 ・法人向け会員制情報提供サービス「ほくぎんビジバ俱 楽部」のサービス充実 ・中国向け「ほくりく長城会企業情報HP（中国語）」 の実施 【リスク管理・情報システム構築】 ・内部格付手法による信用リスク管理体制の確立 ・預かり資産を中心とした顧客データベースの拡充 【北海道銀行および横浜銀行とのシステム共同利用の検 討】 ・基幹系システム群を基本に、データの加工・分析等 を行うシステムなどへの範囲拡大を検討</p>	<p>・支店内に「情報・IT企画室」を設置（17/6）。 【利便性向上】 ・今後の法人向けEBサービスの中心となるインターネットバ ンキングサービス「ほっと君Web」の取扱開始（19/3時点 契 約先11千件突破）。 17/8 総合振込・給与振込などの伝送機能から先行実施 18/2 振込・振替・照会機能を追加 19/3 外為Webサービスの追加 「ほっと君Web」契約先11千先突破（19/3）。 ・ソフトウェアキーボードの機能追加、メール通知機能の拡充 など、インターネットバンキングのセキュリティ強化（18/ 3）。 ・北陸三県の県税では初めて富山県自動車税のコンビニ収納 サービスを開始（18/5）。 ・横浜銀行とのATM相互無料開放提携を開始（18/7）。 ・大垣共立銀行とのATM相互無料開放提携を開始（18/12）。 【コンサルティング機能の強化】 ・新しいビジネスマッチングサービスの一環として、「ほくり く長城会企業情報HP（中国語版）」のサービスを開始（17/ 9）。 ・インターネット上のフードビジネスにおけるビジネスマッ チング業者（インフォーマット）と北陸三県における専属提携契約を 締結（19/1）。 【リスク管理・情報システム構築】 ・取引先ごとの取引状況一覧表に投資信託・国債・個人年金保 険を追加し、一元管理を可能とした（18/3）。 ・当行ホームページに、当行が取り扱っている投資信託の基 準価額・純資産額・騰落率を掲載（18/9）。 【北海道銀行および横浜銀行とのシステム共同利用の検討】 ・平成18年3月に北海道銀行および横浜銀行とのシステム共同 利用に関する基本契約を締結し、平成22年1月以降、順次共同 システムへ移行する計画。 ・N T Tデータ地銀共同センターとの共同開発に関する基本契 約の締結（19/3）。 当行、北海道銀行、横浜銀行の「共同利用システム（MEJ A R）」と地銀共同センター参加11行のシステム上の共同開発お よび業務上の連携を検討。</p>	<p>顧客の利便性向上を図りつつ、安全性の確保・強化に 努め、コンサルティング機能の強化、リスク管理の充 実、情報システムの構築を中心に取り組んできたが、金 融犯罪への対策が重要性を増してきており、この点も十 分考慮した推進を継続していく。 システム共同利用に関しては、「システム協議会」等 での協議を通じて、システムの要件定義や共同化範囲の 拡大について具体化を進め、概ね計画通りに進捗。今後 は、N T Tデータ地銀共同センターとの協議も定期的に 交えながら、開発を行っていく。</p>	

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
北國	営業部門と事務効率化にかかるIT投資を集中的に実施することで、顧客利便性の向上と収益力の強化を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットバンキング、ダイレクトセンター（＝コールセンター）の機能拡充 ・個人ローンの初期審査、途上審査、債権管理のシステム化 ・マーケティング力の向上と顧客への提案力の向上 ・営業店の事務BPRによる効率化と事務リスクの低減並びに顧客待ち時間の短縮化 ・統合事務センターの設立と集中事務関連のシステムの更改 	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さまの利便性向上に係るITの戦略的活用 ・(株)イーネットとの提携によるコンビニATMの取扱開始 ・福井銀行、富山第一銀行との「FITネット」業務提携による3行ATMの相互無料入出金の開始 ・お客さまの待ち時間短縮のための、営業店窓口におけるEQシステムの設置 <ul style="list-style-type: none"> *EQ導入店舗数・・・68店舗 ・テレホンバンクの取扱いサービス拡充 ・インターネットバンキングへの「ソフトウェアキーボード」の導入 ・インターネットバンキングによる住所変更の正式受付開始 ・テレホンバンクによる定期預金中途解約の取扱開始 ・平成18年11月より順次、通帳記帳繰越機を設置（平成18年度下半期導入、石川県内12ヶ店） ・平成18年12月、1枚のカードにキャッシュカード、クレジットカード、カードローンの3つの機能をセットした「一体型クレジットカード」（北國マルチワンカード）の発売を開始 ・平成19年1月、ATMでの入金・通帳記帳取扱時間を平日は18：00から21：00に、土日祝日は18：00から19：00に延長 ・平成19年1月、セブン銀行とATM提携を開始 ・個人ローンのシステム化 ・平成18年10月、「個人リテールセンター」を設立し、個人ローンの自動審査システムを導入 ・事務効率化・収益力強化に係るITの戦略的活用 ・「事務向上委員会」の新設 ・手形交換業務、預り手形管理業務の効率化を目的とした「MICRシステム」のリニューアル ・「口座振替依頼書登録システム」、「印鑑照合システム」の導入 ・オープン納納機の増設を実施 	各種施策の実施により、一定の成果をあげることができましたが、今後も引き続きITを利用して一層の顧客利便性の向上に努めるとともに、事務BPRを推進し、コスト削減を図り収益力の強化を目指します。
大垣共立	ITを活用したコンサルティング機能の強化・顧客ニーズに合わせて、システムをレベルアップし、顧客利便性の向上、業務の収益化、効率化、省力化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・FPコンサルティングシステムのバージョンアップ。 ・医療介護開業コンサルティングシステムに、プレゼンテーション効果を付与。 ・中国進出コンサルティングシステムの導入。 ・各種コンサルティングを提供する法人支援サイトの開設。 ・環境配慮型住宅建築シュミレーションソフトを大学等と連携して開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・FPコンサルティングシステムのバージョンアップ。 ・中国進出コンサルティングシステムの導入。 ・インターネット方式による診療圏分析サービスを導入し、医療分野におけるコンサルティング機能を強化。（17年12月） 	各種コンサルティング機能の強化については、引き続き検討していく。
スルガ	1.新経営システム構築によるコンシェルジュ基盤の強化（19年度） (1)顧客サービスの更なる高度化 (2)独自商品・サービスの提供 (3)安全で安定したサービスの提供 2.ITの戦略的活用にあたっては経営陣が主導的な機能を発揮し、適正性を確保するとともにIT効果を検証	1.ITを活用した機能の拡充等によるコンサルティング機能の強化 2.ビジネスバンキングの機能拡大等による業務・システム最適化の推進（新共同センター） 3.リスク定量化等ITを活用したリスク管理の高度化 (1)格付自己査定システムの構築 (2)パーゼルへのシステム対応 4.IT投資効率の検証および検証結果を踏まえた再構築等 (1)勘定系システムの再構築（新経営システム） (2)データウェアハウスの構築（新経営システム） (3)インターネットバンキングシステムの再構築（新共同センター） (4)為替OCRシステムの再構築他（新営業店システム） 5.コールセンターシステムの再構築	1.新経営システムの要件定義、設計・開発 2.格付自己査定システム（CRAS）の稼働により、債務者モニタリングによる随時査定ならびに新債務者格付体制を整備し稼働 3.新営業店システムにおける為替OCRシステムの再構築等、事務の集中化ならびにセキュリティ強化を実施 4.インターネットバンキングシステムの再構築 (1)新共同センターでの稼働開始 (2)ビジネスバンキングの機能拡大、追加 (3)ネット業務の拡大 5.コールセンターシステムの再構築 顧客データの蓄積強化によるマーケティング機能の向上	1.新経営システムの要件定義から設計・開発作業を継続している。 2.インターネットバンキングシステムについて、スタート後の不具合等の検証を実施中。今後も安定稼働に向け改善を実施する。 (1)ホームページやメールシステムの再構築を行い、顧客サービスの向上を目指す。 (2)証券決済等の拡充のため、決済システムを再構築する。

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
清水	<ul style="list-style-type: none"> ・営業店へのアンケート調査により、利用実態や使い勝手を調査・把握し、改善方法を検討のうえ対応を実施していく。 ・法人向け銀行ネットサービスについては、サービス内容を精査・検討し、取扱開始に向け取り組んでいく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの収集、内容分析・優先順位付け改善対応実施。 ・法人向けインターネットサービスについては、実施形態・サービス内容検討、要件定義、事務処理検討、帳票類作成を行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・勘定系システム移行後の営業店事務に関し、アンケートを実施。システム対応案件を取り纏め。 ・情報系システムM C I Fへ機能（検索パターンの追加、修正）追加を実施。 ・勘定系システムにおける照会機能を拡充。 ・行内情報システム（グループウェア）の更改を機関決定。 ・新営業体制・融資事務集中化に伴い、融資関連オペレーションのネット処理化を実施。 ・銀行取引約定書のイメージ登録化を実施。 ・融資事務処理依頼書・預かり簿の作成システム化を実施。 ・I Cキャッシュカード導入の機関決定。 ・法人向けインターネットバンキングの開始を機関決定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・勘定系システムと情報系システムに蓄積された情報を一元化する仕組みを整備する。 ・統合データベース再構築のため、容量の確保および効率的運用を目的に、現在の情報系統合データベースシステムを更改する。
泉州	<ul style="list-style-type: none"> ・「第9次IT推進計画」を推進し、中期経営計画「ACT'07」の達成を支援。 ・《「第9次IT推進計画」の柱》 ・信用リスク管理の強化 ・営業支援 ・営業支援 ・効率化 ・情報セキュリティ対応 ・制度対応 	<ul style="list-style-type: none"> 信用リスク管理の強化 ・ローンータルシステムの構築 ・信用リスク管理の精緻化・高度化 ・営業支援 ・ダイレクトチャネルの更なる機能拡大 ・新商品（サービス）発売・既存商品の見直し ・新営業支援システムの構築 ・WEBによる情報提供サービスのコンテンツ充実 ・効率化 ・営業店事務の更なる効率化 ・イメージを活用した事務集中システムの導入 ・情報セキュリティ対応 ・偽造キャッシュカード対策 ・ドメイン管理の導入 ・制度対応 ・「パーゼル」（新BIS規制）対応 ・米国会計基準、米国SOX法 404条対応 ・証券決済制度変更への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 「第9次IT推進計画」の推進 信用リスク管理の強化 ・ローンータルシステムの要件定義に着手、「格付・自己査定システム」の更改 ・ローンータルシステムの一部として担保評価システム、延滞管理システムが稼動 ・営業支援 ・I Cカードを発行 ・「ビジネスWeb」に「経営相談窓口」を新設 ・「法人向けEメール配信サービス」を開始 ・I Cカード（生体認証）を発行 ・新コールセンターシステムが稼動 ・効率化 ・新型ATM導入開始 ・ATMに通帳繰越機能を追加 ・情報セキュリティ対応 （偽造・盗難キャッシュカード対策） ・「ATM引出し通知サービス」を実施 ・ATMに1日当りの引出限度額引下げ機能を追加 ・「カード発行、暗証番号変更時の類推されやすい暗証番号のエラー対応」、「暗証番号相違時の累積回数削減」を実施 ・「ATM電文中の暗証番号のスクランブル化」を実施 （パソコンのアクセス管理強化対応） ・「ドメイン管理」を導入 ・本人確認強化対応、インターネットバンキングのセキュリティ強化対策等 ・法人I Bで電子証明書を導入 ・制度対応 ・パーゼル 対応、個人情報保護法対応、米国SOX法 404条対応を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 〔分析・評価〕 ・ローンータルシステムは、ベンダーの開発遅延により19年6月稼動予定が延期となるものの、スコアリングモデルを搭載し、担保システムと連携した審査・保証を19年10月に先行稼動させ、リスクの定量化、事務の効率化を実現し、求償、財務税務機能を20年4月に2次稼動させることで、開発遅延の影響を極小化する。また、10月までの補完策として、19年3月末時点のローンポートフォリオのモデルランク付けを前倒し実施を計画。 〔今後の課題〕 ・信用リスク管理の強化として、ローンータルシステムの修正スケジュール通りの構築が必要 ・営業店事務の更なる効率化として、相続・差押事務の集中化を実施予定 ・個人情報保護の更なる強化策として、行外宛FAX送信のI P - F A X活用が課題

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
池田	<p>開発済みの「地銀共同センター」機能の中で、当行が利用していない商品やサービスについて利用を検討。</p> <p>・営業用個人情報管理システムの導入を検討。</p> <p>・投信販売やマルチペイメント対応などインターネットバンキングを中心とした取引機能の強化。</p> <p>・基幹システムのサーバ化、帳票の電子化、顧客宛郵送物等印刷物のアウトソース化。</p>	<p>以下の対応を実施。</p> <p>< I Cキャッシュカード対応 ></p> <p>・生体認証付 2 口座制 I Cキャッシュカード（プラスサイカ）発行</p> <p>・多機能 I Cキャッシュカード「HANA PLUS +sa-ica（ハナプラスサイカ）」発行（19年3月）</p> <p>・新規発行キャッシュカードの全面 I C化（19年3月）</p> <p>・ I Cカード対応 A T M の増設（19年3月、以降も順次拡大）</p> <p>< 偽造・盗難キャッシュカード対応 ></p> <p>・キャッシュカードでの 1 日の利用限度額設定</p> <p>・ A T M および窓口での 1 ヶ月の利用限度額の設定</p> <p>・キャッシュカード発行時における「類推されやすい暗証番号」のチェック</p> <p>・顧客の要望によりキャッシュカード取引を当行 A T M に限定する機能を追加</p> <p>・「類推されやすい暗証番号」を使用している顧客に対し A T M で変更を促す注意メッセージの出力</p> <p>・キャッシュカード取引のメール通知サービス</p> <p>・キャッシュカードでの 1 日の利用限度額の一律設定金額を引き下げ（19年3月）</p> <p>< 個人情報保護法対応 ></p> <p>・行内 L A N のセキュリティ強化を目的に暗号化ソフトを導入</p> <p>・行外への電子メール発信の承認チェック</p> <p>・営業用個人情報管理システムの導入</p> <p>< 帳票電子化推進（ペーパーレス化） ></p> <p>・システム開発終了し、順次電子化を開始</p> <p>< 顧客宛郵送物のアウトソース ></p> <p>・システム対応完了分よりアウトソース（19年5月より順次）</p> <p>< 「地銀共同センター」提供済み機能の活用 ></p> <p>・「懸賞金付定期預金」発売</p> <p>・「後納手数料管理機能」の導入</p> <p>< インターネットバンキングセキュリティ強化 ></p> <p>・パスワードの「ソフトウェアキーボード」入力機能を追加</p> <p>・携帯電話による「出金ロック・ロック解除機能」追加</p> <p>< インターネットバンキングの機能拡充 ></p> <p>・「口座一覧サービス」の取扱開始</p> <p>・「投資信託取引サービス」の取扱開始</p> <p>・「マルチペイメントによる収納サービス」の取扱開始</p> <p>・「外貨預金サービス」の取扱開始</p> <p>・「インターネット支店」開設（18年10月）</p> <p>< 信用リスク関連対応 ></p> <p>・融資統合管理システム導入に向けてのシステム対応（19年4月稼働）</p> <p>・新 B I S 対応にともなう信用リスクアセット計算システム導入に向けてのシステム対応（19年3月稼働）</p> <p>< インフラ整備（コスト削減） ></p> <p>・ホストコンピューターのサーバ化にともなうシステム対応（19年11月稼働予定）</p> <p>< ホームページリニューアル ></p> <p>・当行ホームページのリニューアル実施（19年2月）</p>	<p>< 各種セキュリティ対応 ></p> <p>・偽造・盗難キャッシュカード対応や行内 L A N のセキュリティ対応などは、必要な対策を随時導入、19年3月には、キャッシュカードによる 1 日利用限度額について、一律設定金額の引き下げ。今後もインターネットバンキングを含め引き続き有効策を検討。</p> <p>< 個人情報保護法対応 ></p> <p>・帳票電子化および営業用個人情報管理システム導入により、紙媒体資料を削減し、個人情報の漏洩および紛失への対応を強化。</p> <p>また、顧客宛郵送物等について、システムによる封入・発送管理を行うことにより郵送物の誤発送を防止するためアウトソースを実施、19年5月より順次開始の予定。今後も有効な対策を検討・推進。</p> <p>< I Cキャッシュカード対応 ></p> <p>・キャッシュカードの偽造・盗難対策として「生体認証付 I Cキャッシュカード」を発行。</p> <p>19年3月には、新規発行のキャッシュカードについて全面 I C 化を実施し安全性の強化を図る一方、多機能 I C キャッシュカード「HANA PLUS +sa-ica（ハナプラスサイカ）」の発行を開始し、 I C チップの機能を活用した利便性の向上・サービス面の充実。</p> <p>また、利用促進に向け I C カード対応 A T M の増設も実施、今後も順次増設予定。これからも、生体認証を活用した本人確認方法をはじめとして、一層のセキュリティ向上と利便性の確保に努力。</p> <p>< インターネットバンキングサービス対応 ></p> <p>・18年1月は投資信託およびマルチペイメント、18年6月には外貨預金サービスの取扱を実施。また、18年10月には「インターネット支店」を開設し、顧客の利便性向上と取引拡大。これからも、引き続き取扱商品・サービスの充実および販売推進に向けた対応を強化。</p> <p>< 「地銀共同センター」提供済み機能の活用 ></p> <p>・「後納手数料管理機能」の導入により事務効率化を実現。今後も引き続き、このような効率化の観点からも、有効な機能の活用を推進。</p> <p>< 信用リスク関連対応 ></p> <p>・融資統合管理システムを導入し（19年4月稼働）、リスク管理の高度化と融資事務の効率化に向けてのシステム対応を実施。</p> <p>今後は、当システムの運用によりリスク管理の強化を行いながら、システムを活用した新たな管理手法を検討。</p> <p>< インフラ整備 ></p> <p>・現在、ホストコンピューターのサーバ化を実施すべくシステム対応中（19年11月稼働予定）。本件は、機器更改とともに導入・運用面でのコスト削減が可能であり、今後も引き続きローコストでのシステムインフラを整備</p>	

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
但馬	地域密着型金融を効果的かつ効率的に実施するため、ITの戦略的活用に向けた取組みを検討する。	ITの戦略的活用等に関する研究を深めるとともに、当行のビジネスモデルに則したITの活用について検討を進める。	1. 地銀協が主催した「システム部門管理者講座」へ参加し、ITの戦略的活用に関する検討を進めた。 2. 「Web研修システム」を構築し、機動的・効率的な行内研修を実施した。 3. 「総合融資支援システム」の構築を進めた。 4. 新BISに対応するシステムの構築を進めた。 5. 外為Webサービス(L/C開設・外国送金の受付)を開始した。	これまでに取得したノウハウの活用・実践により、「総合融資支援システム」の構築を進めるとともに、当行のビジネスモデルに則したITの戦略的活用を検討する。
鳥取	顧客データベース(MCIF)等のインフラ整備、高度化によるリテール提案力の向上を図る。 IT技術の活用による営業店事務の効率化と顧客サービス向上のための取組みを強化する。	既存のデータベースを統合したMCIFデータベースの構築。 テレビ会議システムを活用した顧客サービスの向上と営業店事務の効率化を図る。 インターネット、モバイルを活用した顧客ニーズの高い商品・サービスの提供を行う。 EB委員会等におけるIT投資の一層の検証充実を図る。	全店名寄せMCIFデータベースを構築するとともに、MCIFデータベースの高度化を図るため、名寄せ情報や保有情報の充実を図った。 テレビ会議システムについては、費用対効果を考え導入を見送った。 マルチペイメントを活用した収納企業の先の拡大を随時計画し対応し、地方公共団体や民間企業(19社)まで収納先を拡大。 インターネット専用定期預金や給与振込・総合振込の受付時間の延長などダイレクトチャネルを活用した新商品・サービスを導入したほか、セキュリティ強化策としてソフトウェアキーボードを導入。 ICキャッシュカード「IC TORICA」を発売し、ICチップでのATMを利用した1日あたりの支払限度額設定や、キャッシュカードによる振込停止機能の付与・振込限度額設定を行うなど、偽造・盗難対策を強化。 IT投資案件の起案から完成までのプロセスを厳正化し、経営層の牽制機能が十分働くよう、システム企画開発基準の見直し・改定を実施。	MCIFを活用した顧客情報システムの機能充実を図り、リテール提案力の向上を図る。 インターネットバンキングにおけるセキュリティ強化の観点から、電子認証機能の導入について検討を行っていくほか、機能面の更なる充実とEBを活用した法人決済取引の拡充を図る。 顧客の利便性充実の観点から、マルチペイメント収納企業や口座振替代行先の拡大を図る。 バランススコアカードの定着と活用のための体制整備等を進める。 システム関連の外部委託先に対し、開発・運用部門での効率的で生産性・安全性の高いシステムを評価する仕組みを構築する。
山陰合同	信用リスクに係る「基礎的內部格付手法」採用の方針に沿ったリスクアセット計算システムを稼働させる 情報連絡発信検索閲覧システムの導入によりマッチング支援の強化、充実を図る 収益管理システムの再構築による「収益リスク管理体制の高度化」「フィービジネスの強化」「営業店事務の効率化」を推進する 総合融資支援システムの構築により、審査事務の効率化、融資営業力の強化、融資関連業務の一体化を図る	リスクアセット計算システムについては、18年2月のカットオーバーを目指す 営業幹旋情報のDB化、イントラによる全文検索、閲覧を可能とし、情報抽出の利便性向上と照会受付事務の省力化を図る PRIMEシステムの更改により、信用コスト控除後利益をベースとした適切なリスクテイクが可能な体制を整備する 電子稟議システム、法人渉外支援システムの導入により、総合融資支援のポータルサイト化を実現する	「リスクアセット計算システム」は18年度下期中に精度向上作業を完了し、最終検証、運用リハーサルを実施 営業幹旋(ビジネスマッチング)情報のDB化、イントラ化について、「情報全文検索システム」の導入を完了 総合融資支援システムの開発・単体/結合テストを完了し、システムテスト対応中 PRIMEシステムは正当性の検証を完了し新システムの本番運用を開始	総合融資支援システムは18年度下期中にシステムテスト、研修、移行、試行運用を消化し19年4月稼働予定であったが、機能追加および仕様見直しが発生したことから本番稼働に万全を期すため5カ月延期するスケジュール変更を行った(19年8月稼働予定) PRIMEシステムは、新機能の最終検証を行い、19年度上期から展開する

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
広島	<p>IT戦略の基本方針（平成17～18年度）に基づく推進を図る。</p> <p>ITの戦略的活用と共同システムの更なる拡大に向けた取組みを強化する。</p> <p>ITの戦略的活用による顧客サービス向上</p> <p>全体最適化の推進によるIT投資の効率化</p> <p>金融犯罪への対応、情報セキュリティ対策に係るシステムリスク管理強化</p> <p>最新技術を活用した行内情報システムの導入による企業風土、意識改革への挑戦</p> <p>IT人材の継続的な育成</p>	<p>福岡銀行との共通指針である「IT中長期プラン」に基づき推進</p> <p>個人インターネットバンキングの機能強化、TV相談システムの導入、ICキャッシュカードへの対応</p> <p>サーバー群の統合等によるシステムの最適化推進</p> <p>不正取引検知システムの導入、市場管理/ALMシステムの更改、新BIS規制対応システムの導入、債権管理システムの導入、情報漏洩防止策の実施</p> <p>本部情報系基盤の構築、イントラネットの再構築</p> <p>IT人材の行内公募、アウトソーシング先への研修輸出</p>	<p>福岡銀行、アウトソーシング先と一体となった推進態勢により、計画通り開発着手、本番稼働を実施</p> <p>市場リスク管理システム：市場部門のリスク管理の強化を実現（17年5月）</p> <p>本部情報系基盤データベース：大量データの高速検索ならびに分析機能の高度化を実現（17年6月）</p> <p>不正取引検知システム：本番稼働により、異常取引の検知を強化</p> <p>A T M取引における異常検知機能を稼働（17年12月）</p> <p>暗証番号エラー等も抽出条件に加えた異常検知機能検知条件により即時に口座閉鎖を行う機能の稼働（18年3月）</p> <p>新BIS規制対応システム：必要データの整備、リスクアセット計算システムの導入を行い、新基準での試算を実施（17年12月）</p> <p>個人ローン延滞債権管理システム：システムの導入を行い、初期審査から延滞督促、代弁事務まで一体管理を実現（18年3月）</p> <p>パソコンのセキュリティ強化：パソコンのセキュリティ対応（ICカード認証、操作履歴保存）を実施（18年4月より順次実施）</p> <p>ICキャッシュカードへの対応：ICチップを搭載し、手のひら認証も可能とした高セキュリティカードを発行（18年8月）</p> <p>投資信託システムの機能追加（外貨建投資信託対応）：投資信託システムを機能追加し、外貨建投資信託の取扱を開始（18年9月）</p> <p>TV相談システムの導入：TV相談システムの導入し、相談センターを設立（18年9月）</p> <p>共同システム（ホストコンピュータ）の開発機に係る最新機種への更改（18年9月）</p> <p>複合機の導入によるセキュリティ強化：ICカード認証、すかし印刷機能、FAX誤送信防止機能を搭載した複合機を導入</p> <p>還元帳票の削減：806帳票実施し、情報漏洩の防止策を推進（通年）</p> <p>個人インターネットバンキング：新システムへの移行、および、インターネット専用口座、投資信託取扱に係る機能の構築（19年1月）</p> <p>F A T F（金融活動作業部会）特別勧告への対応：10万円超の送金に関する本人確認機能構築（19年1月）</p> <p>融資支援システムのスピードアップ対応：従来の仕組みを見直し、画面展開速度の向上等の機能再構築（19年3月）</p>	<p>IT戦略の基本方針（17～18年度）および、IT中長期プランに基づき、計画通りITの戦略的活用に向けた活動を実施。</p> <p>アウトソーシング契約期間の中間点を迎え、組織、要員が変化していく中、継続的な共同化比率維持・向上が課題。</p> <p>「IT部門の中期計画」（19年～21年度）に則り、最新技術を活用したシステム構築、安全かつ適正コストでの計画的なシステム更改等により、システム共同化の維持・発展とITの戦略的活用を推進する方針。</p>
福岡	<p>顧客利便性向上、金融犯罪防止、経営管理高度化にむけ、ITの積極的な導入、活用を図る。</p> <p>ITノウハウ（人材）を地域企業へ還元することにより、地域企業のIT化をサポートする。（年間20社以上の支援を目標とする）</p> <p>共同化による開発を大前提とし更なる投資効率性を追求する。</p>	<p>地域特性を活かしたコンビニATM提携先の拡大およびダイレクトチャネルの商品・サービス機能の拡充</p> <p>ITを活用したリスク管理、収益管理の高度化</p> <p>地域企業へのIT化支援</p> <p>共同化によるシステム構築の継続的推進</p> <p>システム投資委員会の継続実施を通じた投資効率性の向上</p>	<p>《地域特性を活かしたコンビニATM提携先の拡大およびダイレクトバンキングの商品・サービス機能の拡充》</p> <p>インターネットコンビニATM提携、熊本ファミリー銀行・親和銀行とのATM相互無料提携、インターネット専用口座（Net-One）取扱開始等、顧客利便性向上施策を展開。また、偽造キャッシュカードによる不正取引防止対策をはじめとする各種セキュリティ対策を継続的に実施。</p> <p>《ITを活用したリスク管理、収益管理の高度化》</p> <p>収益管理システムを更改し、統合採算データベース、個別採算管理機能を拡充し収益管理の高度化を実施。</p> <p>バーゼル 対応におけるRWA（リスクウェイトアセット）計算、パラメータ推計のためのシステムを構築。</p> <p>《地域企業へのIT化支援》</p> <p>IT化支援におけるビジネスマッチングのアライアンス先を拡大するとともに、取引先27社に対し支援を実施。</p>	<p>ITの戦略的活用に関する各種施策については、実施スケジュールに対し、ほぼ予定通り進捗している。</p> <p>19年度以降、アウトソーシング機器の更改を安全・確実に進め業務継続性確保に万全を期す。</p> <p>また、熊本ファミリー銀行とのシステム統合（21年1月）に向けた開発体制やリスク管理態勢を整備し、統合作業を円滑に進める。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
佐賀	<p>ITの戦略的な活用に向けた取組み</p> <p>○新営業店システムにより、イメージ処理機能活用による営業店事務の効率化と、パソコン機能活用による店頭セールス力強化の支援を図る。</p> <p>○収益管理システムにより、スプレッド収益・信用コストを反映した収益による営業店評価を行い、営業店の意識・行動の変革を徹底する。</p> <p>○住宅ローン自動審査システムにより、案件への迅速な対応を実現し住宅ローン営業の強化を図る。</p>	<p>○新営業店システムにより、OCR・イメージ処理による印鑑照合、自動精査、イメージ送信等の事務効率化機能、情報システム顧客データベースと連携したセールス支援機能を実現</p> <p>・平成17年度下期試行店稼働</p> <p>・平成18年度上期全店展開開始</p> <p>・平成18年度下期営業店システム展開終了</p> <p>○収益管理システムにより、スプレッド収益をベースに定量化した信用リスクを控除した収益管理（予算・実績管理）を実施</p> <p>・平成18年度上期システム稼働</p> <p>○住宅ローン自動審査システムにより、住宅ローン審査時間の短縮、無担保ローン自動審査との一体化により運用効率化</p> <p>・平成18年度上期システム稼働</p>	<p>○新営業店システムについて18年1月の試行店稼働に向け、17年度にシステム開発、機器導入、作動テスト等の導入作業を実施した。予定どおり、18年1月より3カ店で試行したうえで、移行計画に基づき、研修や移行作業を確実に実施し、全店（103カ店）への展開を完了した。（19年1月完了）</p> <p>○収益管理システムについて、17年度中に作動テスト等の導入作業を実施するとともに、18年度営業店収益計画策定の基礎となる17年度データをシステムに蓄積を行ったうえで、18年4月より稼働し、スプレッド・信用コストを反映した営業店収益管理（予算・実績管理）を実施している。</p> <p>○住宅ローン自動審査システムは17年10月までにシステム導入を終え、10月31日より稼働を開始した。審査のスピードアップにより原則、当日中の回答を実現している。また、審査モデルの精緻化の為にデータの蓄積を行っている。</p>	<p>○システム開発案件について、半年毎に経営レベルで協議し、優先順位付けを行い、計画に基づきシステム開発・導入作業を行っている。</p> <p>○新営業店システムは計画どおり移行を完了した。今後は、事務の堅硬化・効率化機能やパソコン機能の活用による店頭事務力・セールス力の強化を図っていく。</p> <p>○収益管理システムは、計画どおり稼働した。スプレッド収益・信用コストを反映した収益による営業店評価により、営業店の意識・行動の変革を徹底していく。</p> <p>○住宅ローン自動審査システムについては、延滞および代弁の発生状況等のデータ蓄積を行ってきた。これを基に18年11月より蓄積データのモニタリングを実施しており、審査モデルの精緻化に取り組んでいく。</p>
親和	<p>・営業推進への活用を含めたITの戦略的活用において、地域密着型金融を効果的かつ効率的に実施するため、投資効果を検証し当行のビジネスモデルに適したITの活用を推進してまいります。</p> <p>・特に、IT投資の効果検証においては、経営陣が経営・営業方針との整合性の確認や導入後の運用定着に向けた各種施策等の検討に積極的に関与してまいります。</p> <p>・また、収益力の向上およびリスク管理の徹底も地域密着型金融を進める上で重要な課題であり、更なるITの活用を推進してまいります。</p>	<p>・当行に導入済みもしくは導入予定のサブシステムについて投資効率の検証を行い、その検証結果を踏まえた再構築を検討いたします。</p> <p>・平成17年4月より導入した「新収益管理システム（RACAR）」を活用し、部門別・営業店別・顧客別に、金利リスクや信用リスク・経費を勘案した経常利益ベースの収益管理を実施し、リスクとコストに見合った収益の確保を推進いたします。</p> <p>・「信用格付・自己査定システム」を更改し、債務者の業況変化を適時に把握し、与信審査や管理回収業務を機能的に運営してまいります。</p>	<p>【銀行全体のシステム投資計画の策定および進捗管理】</p> <p>・18年11月、常務会において、平成18年度下期事務機器関連投資計画について報告を実施しました。</p> <p>【費用対効果の検証に基づく優先順位の決定】</p> <p>・システム開発案件の費用削減を目指し、各システム投資案件の費用対効果の実績検証を行うとともに、銀行全体としての戦略的なシステム投資計画に基づく案件の優先順位を常務会に付議することとしました。</p> <p>・統合リスク管理態勢構築の一環として、統一的手法（VaR）を用いた各リスク算出体制の整備を実施いたしました。</p> <p>・信用リスク：地銀協CRITS稼働</p> <p>・金利リスク：新ALMシステム稼働</p> <p>・価格変動リスク：新有価証券システムの開発</p> <p>・統合リスク管理態勢構築について、外部コンサルティングとの協議を9回開催し、各システムより算出される金利リスク、信用リスク、価格変動リスク等の各リスク量（VaRベース）を計測する体制の検証を実施しました。</p> <p>・また、パーゼル 対応として、自己資本比率算出システムを導入し、さらに算出の客観性・正確性を確保するため外部コンサルティングを導入しました。システム開発は18年8月末で完了し、その後、試算および数値検証を行ないました。</p> <p>・18年4月より「信用格付・自己査定システム」の運用テスト開始。</p> <p>・18年6月、本番稼働判定会議を経てシステムの稼働開始。</p> <p>・18年度下期自己査定対象先の査定作業完了。</p>	<p>・システム投資計画ならびに費用対効果の検証今後、経営戦略に則したシステム投資計画の策定、費用対効果の測定ができる態勢の確立を早急に具現化する必要があります。</p> <p>また、経営施策とリンクしたスピード感のあるシステム開発、経費削減等が必要となることから、今後、業務内容、契約内容にも踏み込んだ対応をアウトソーサーに対して実施する必要があります。</p> <p>・平成19年度から試行運用を開始する統合リスク管理において、各リスク量（VaRベース）を活用する体制が整いました。</p> <p>・新システムによる初回作業ではあったが、システム的には、大きなトラブルもなく安定して稼働いたしました。営業店での査定作業についても、当初は混乱はあったものの、徐々に定着しつつあります。また、作業基準日処理、期末準備処理についても、特に大きな問題は発生しておりません。</p> <p><今後の課題></p> <p>(1) 査定作業の日常業務化および厳格化。</p> <p>(2) 信用格付の精度のモニタリングとモデルの見直し。</p> <p>(3) 実務研修会の実施による査定レベルの向上。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～19年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価および今後の課題
親和	<p>・営業推進への活用を含めたITの戦略的活用において、地域密着型金融を効果的かつ効率的に実施するため、投資効果を検証し当行のビジネスモデルに適したITの活用を推進してまいります。</p> <p>・特に、IT投資の効果検証においては、経営陣が経営・営業方針との整合性の確認や導入後の運用定着に向けた各種施策等の検討に積極的に関与してまいります。</p> <p>・また、収益力の向上およびリスク管理の徹底も地域密着型金融を進める上で重要な課題であり、更なるITの活用を推進してまいります。</p>	<p>・当行に導入済みもしくは導入予定のサブシステムについて投資効率の検証を行い、その検証結果を踏まえた再構築を検討いたします。</p> <p>・平成17年4月より導入した「新収益管理システム（RACAR）」を活用し、部門別・営業店別・顧客別に、金利リスクや信用リスク・経費を勘案した経常利益ベースの収益管理を実施し、リスクとコストに見合った収益の確保を推進いたします。</p> <p>・「信用格付・自己査定システム」を更改し、債務者の業況変化を適時に把握し、与信審査や管理回収業務を機能的に運営してまいります。</p>	<p>【銀行全体のシステム投資計画の策定および進捗管理】</p> <p>・18年11月、常務会において、平成18年度下期事務機器関連投資計画について報告を実施しました。</p> <p>【費用対効果の検証に基づく優先順位の決定】</p> <p>・システム開発案件の費用削減を目指し、各システム投資案件の費用対効果の実績検証を行うとともに、銀行全体としての戦略的なシステム投資計画に基づく案件の優先順位を常務会に付議することとしました。</p> <p>・統合リスク管理態勢構築の一環として、統一的手法（VaR）を用いた各リスク算出体制の整備を実施いたしました。</p> <p>・信用リスク：地銀協CRITIS稼動</p> <p>・金利リスク：新ALMシステム稼動</p> <p>・価格変動リスク：新有価証券システムの開発</p> <p>・統合リスク管理態勢構築について、外部コンサルティングとの協議を9回開催し、各システムより算出される金利リスク、信用リスク、価格変動リスク等の各リスク量（VaRベース）を計測する体制の検証を実施しました。</p> <p>・また、パーゼル 対応として、自己資本比率算出システムを導入し、さらに算出の客観性・正確性を確保するため外部コンサルティングを導入しました。システム開発は18年8月末で完了し、その後、試算および数値検証を行ないました。</p> <p>・18年4月より「信用格付・自己査定システム」の運用テスト開始。</p> <p>・18年6月、本番稼動判定会議を経てシステムの稼動開始。</p> <p>・18年度下期自己査定対象先の査定作業完了。</p>	<p>・システム投資計画ならびに費用対効果の検証今後、経営戦略に則したシステム投資計画の策定、費用対効果の測定ができる態勢の確立を早急に具現化する必要があります。</p> <p>また、経営施策とリンクしたスピード感のあるシステム開発、経費削減等が必要となることから、今後、業務内容、契約内容にも踏み込んだ対応をアウトソーサーに対して実施する必要があります。</p> <p>・平成19年度から試行運用を開始する統合リスク管理において、各リスク量（VaRベース）を活用する体制が整いました。</p> <p>・新システムによる初回作業ではあったが、システム的には、大きなトラブルもなく安定して稼働いたしました。営業店での査定作業についても、当初は混乱はあったものの、徐々に定着しつつあります。また、作業基準日処理、期末準備処理についても、特に大きな問題は発生していません。</p> <p><今後の課題></p> <p>(1) 査定作業の日常業務化および厳格化。</p> <p>(2) 信用格付の精度のモニタリングとモデルの見直し。</p> <p>(3) 実務研修会の実施による査定レベルの向上。</p>
大分	<p>1. 営業力強化のための営業改革にITを活用する。</p> <p>2. 事務水準の向上、事務の堅硬化を定着させるための業務改革にITを活用する。</p> <p>3. 顧客の保護と利便性の向上のためにITを活用する。</p>	<p>1 (1) 新情報システムを拡充し、地域・組織戦略に活用する。</p> <p>(2) 住宅ローン審査の仕組を見直し、審査のスピードアップを図るための「住宅ローンBPRシステム」を構築する。</p> <p>(3) インターネットバンキングを拡充する（ビジネス情報提供の大分銀行ビジネスクラブ会員向けサービス、投信・外貨預金の販売開始等）</p> <p>2 (1) 融資支援システムを構築する。</p> <p>(2) ネットワークの更改やATM汎用OS化等のインフラを整備する。</p> <p>(3) 新機能の開発や業務改善へのITインフラの活用を検討する。</p> <p>3. ICキャッシュカードや生体認証の導入等による安全性の向上と戦略的な活用を検討する。</p>	<p>1 (1) 新情報システム拡充の基盤となる新サーバーの機器を導入し、18年5月に新情報システム運用を開始した。</p> <p>(2) 17年12月に住宅ローンBPRシステムを計画通りに運用開始した。</p> <p>(3) 17年10月にインターネット投資信託サービスを開始した。インターネットによる外貨預金販売サービスについては、国際系システムの更改を検討中であり、19年上期以降へ延期。</p> <p>2 (1) 融資支援システムについては、全機能の運用を開始した。</p> <p>(2) ATM汎用OS化の開発は、18年3月に完了し、使用を開始した。ネットワーク更改は、18年11月に全店で完了した。</p> <p>(3) 動画配信可能な新型金利ボードを全店に設置した。</p> <p>3. ICキャッシュカードの取扱いを開始した。</p>	<p>1. 新情報システム運用開始により、拡張可能なインフラ基盤が出来た。住宅ローン審査のクオリティとスピードの向上を達成できた。今後は、スコアリングモデルの継続的なモニタリングを実施していく。</p> <p>2. ネットワーク更改により、映像配信システムの活用が可能となったことから本システムを利用し業務改善へ向けた取組みを行う。ICキャッシュカードの導入は完了した。今後、生体認証カードの導入に向け、検討・開発を進める。</p>
鹿児島	<p>・投資額一定以上の案件について、事前・事後評価を経営戦略委員会において実施し、経営方針に基づくITの戦略的活用を継続する。</p>	<p>・経営戦略委員会での事前・事後評価の実施</p> <p>・評価ルールの妥当性検証・見直し</p>	<p>・次期営業店端末の更改、情報系基盤の強化対応（シンクライアント化対応・行内LANパソコン基盤の更改）等31件の案件について、経営戦略委員会（旧IT投資委員会）にて事前評価を実施</p> <p>・個人ローン集中審査システム、行内ネットワークブロードバンド対応について事後評価を実施</p> <p>・次期基幹システムの検討状況報告および基本方針、ならびにシステム化計画（18年度および中長期）に関する審議を実施</p> <p>・意思決定プロセスおよびシステム化計画策定の要領を制定。この中で、当初19年度以降に予定していた小規模案件の評価方法等についても取扱いを織込み済</p> <p>・システム化計画策定・システム化案件評価要領に基づき、各部署から要請されたシステム化案件の優先順位付けを実施し、19年度システム化計画を策定</p>	<p>・事前評価は、システム化計画策定・システム化案件評価要領に沿って実施されている</p> <p>・事後評価を定着化させる仕組みを検討・整備する</p>